

長谷寺は大和名勝の一にて、三十三所第八番に當り、古より賽者多かりき。源氏物語玉葛卷に、初瀬(長谷)なむ日本の本の中には、あらたかなる験あらはし給ふとあり、又此の寺になむ度々詣てけるとも見え。平安朝の草子物語に長谷詣のことを記さざるは稀なるばかりなり。承安二年三月攝政基房宇治に一切經會を行ひ、やがて長谷寺に詣てぬ。上達部兼雅資、長雅頼以下扈從す。玉海及び百練抄にはこれ寛治の例なりと見ゆ。寛治の攝政は藤原師實なれば、攝政の長谷詣は師實や始めなすべき。その他、かの圓融法皇の七大寺御巡拜、道長が金峯山詣を初として、國內の寺社は常に貴賤の賽者を絶たず。地は王城に近くして、神佛の靈場至る處に充てり、坐にゆかしき大和の名は、昨も亦今の如くなりしなりけり。

次て述ぶべきは、諸種の法會供養なり。今一括して之れを見れば、二月には興福寺涅槃會、三月七日より始めて十三日まで藥師寺の最勝會、七月、四月には長谷寺の菩薩戒、七月には奈良の文珠會、十月十日より七日間興福寺維摩會あり、これ等は、その最も著しきものなり。中にも維摩會は實に興福寺に於ける恒例の大修法にして、その始め鎌足が維摩經講會を修めて病癒えたりといふに起因す。別に名に

負へる春日祭あり、二月、十一月上申日と定めて、公の使立つ、これ京都なる加茂、石清水などの祭と並びて最も重大なる祭祀なりき。これ等定期のものを外にして、造寺、造佛その他に伴つて營まるゝ法會供養の類は數限りもあらず、中には千僧の供養、萬僧の供養などさへありき。かくて南都は寺社の天地にして、やがて又法會供養の淨土なりけり。

#### 四、衆徒の強暴

天下民衆をして、眞に佛陀大悲の福音に浴せしめ、安心立命の眞諦を得しむるに至りしは、更に後期の新佛教に待たざるべからずと雖も、既に政治より獨立せる平安朝の佛教は、王侯貴人の歸依を受けて、僧侶は實に一世の師表と仰がれぬ。天皇も位を譲り給へる後は、多くは剃髮して佛門に入り給ひ、攝關以下も或は職を退き、或は意に滿たざるものあれば、又多く落飾入道するを常としき。滿朝の崇敬斯くの如く厚かりしを以て、僧侶の地位は愈々尊く、寺院の勢力は愈々強大なるも、自らその所なり。況や南都には、源信、仲算以下幾多の高僧を出し、に於てをや。



殊に相門の氏寺にして、その氏神を支配せる興福寺の如きは、その權勢尤も盛にして、世に「山階興福寺道理」といふ語をさへ生ずるに至れりき。蓋しその權勢を以てすれば、無理も即ち道理たらしむべきを言ふなり。かの後白河法皇が、山法師を三不如意の一に數へさせ給ひしと相待つて、當時の寺院の大勢力を示すべき好徵證にあらずや。

初め僧尼は課役を免ぜらるゝが故に、度縁の制を設けられたれども、その制度も漸く空文となりゆきて、無頼の徒は好んで寺門に投じて、諸種の負擔を免れんとすれば、寺院も亦之れを歓迎せり。彼等の僧たるは、殆ど其の圓頂と其の緇衣とのみ、平居は専ら武技を練り、一旦事あれば干戈を執つて相鬪ふのみならず、動もすれば盜を爲して人の莊園を掠むる等、横暴至らざるはなし。所謂僧兵は即ちこれなり。北嶺の台徒は暫く言はじ、南都に於ても、興福寺を始めとし、東大寺、多武峰、金峰山等概ね皆然らざるはなかりき。こゝに於てか、曰く常樂會、曰く法華會、曰く勝鬘會と、絶えざる法會供養に清淨の佛土たるべき奈良の天地は、その一面に於ては、殆んど百鬼羅刹の修羅場にして、不斷の讀經と梵鐘の響とは、到る處干戈の音

と相和するの奇觀を呈しぬ。彼等が一たび意に満たざる事ありて、之れを朝廷に訴ふるや、動もすれば、高僧學侶の慰諭をも省みず、遂には長者宣と雖も、殆んど其のかひなきに至れりき。今左に其の二三の例を擧げん。

永久元年四月興福寺と延曆寺との間に事を構ふるや、朝廷の狼狽一方ならず、攝政忠實たび／＼長者宣を興福寺に下ししかど、衆徒之れに従はざるを以て、或は伊勢神宮に奉幣し、或は内侍所に祈られ、忠實以下諸公卿を會して議せしむるに、諸卿逡巡して計の出づる所を知らざりき。

天養元年九月廿五日、攝政忠通、源忠清をして大和の地を檢覈せしむるや、興福寺衆徒等之れを拒み、翌月八日に至つて、遂に暴動を企てぬ。會十一月一日春日の祭祀あり、辨官衆徒を恐れて、辭して往かず。忠通已むなく、少納言藤原成隆をして代りて往かしめき。衆徒は皇太后の使大進泰兼朝臣を追ひ返へし。攝政忠通を措いて、別に内大臣頼長に就きて、忠清を配流せむことを請ふに至りぬ。

僧徒の勢若かく強暴にして、而も武を練り兵を畜ふるを以て、從來詩歌管絃の遊びにのみ慣れたる藤氏の公卿は、又之れを如何ともする能はず。僧徒が一たび神



木を奉じて上洛を企つれば、勢武人の力を借らざるべからず。而も武人は之れを防ぐに留まるのみ、その誤つて、神人を傷け、神威を潰さむか、忽ち罪科に處せらるゝ如きは珍しからず。前に擧げたる永久元年に於ける南北僧徒の争擾の際の如き、源氏の公卿と雖も、亦少からず之れを畏懼せりしなり。

興福寺の領せる莊園は實に五十餘箇所の多きに達し、東大寺以下も皆多大の寺領を有せり。これ等は或は公家の寄進に依れるもあるべく、或は私人の喜捨に依れるもありぬべしと雖ども、中には又暴威を振つて人の莊園を兼併せるも少からざるべし。加之、當時の如き地方政治の廢弛せる世に於いては、既得の土地は又自己の力に依りて、之れを防禦するの必要もありたるなるべし。此の點に於ては、大衆は又寺院に缺くべからざりしものにやありけむ。寺院の所領既に此の如し、その國司若くは附近、土豪の輩と諸種の衝突を惹起せることも、曾に一再に留まらざりしなり。

寛和二年七月、南都の大衆は、大和守源頼親を訴へたりしが、永承四年十二月、興福寺の衆徒等源頼親の第を襲ひ、その子前加賀守源頼房等之れと戦ひたる際、僧徒

矢に中りて死する者あり。衆徒之れを朝廷に訴へて、その處罰を請うて止まざるを以て、翌年正月、朝廷遂に頼親を土佐に、頼房を隱岐に配流せり。頼親は源滿仲の孫、頼光の子、大和國豐島に住せし者なり。

寛治六年三月六日、興福寺僧徒數百人、山城國相樂郡賀茂庄民と争闘して、民家二百餘戸を焼きぬ。是れ賀茂庄住民が興福寺學生讚岐寺高階泰仲の子を凌轢したるに依てなり。關白師實之れが爲めに特に加茂春日の兩社に告文を奉りき。

寛治七年八月廿二日、興福寺僧徒書を上り、近江守高階爲家の蒲生郡市庄の神人を凌掠せるを訴ふ。その上奏の大意に曰く、大織冠の尊像を建立し、淡海公の興福寺を草創したるものは、一に王室を盛にし、社稷を全うせむが爲なり。而して春日明神は興福寺を守護し、興福寺亦春日明神を扶持す。社の愁は即ち寺の愁なり。茲に近江國蒲生郡市庄は、當社の領として節供の勤を致せり。然るに爲家庄家を損亡し、神人を禁獄す。重科に處すべきなり。近くは即ち太宰大貳實政卿、宇佐宮の訴に依て東阪に貶謫せられ、賀洲刺史爲房朝臣は、比叡社愁に依て、南海幽僻の地に遷配せられき。朝廷の重臣と雖も、明時の憲章を免れず。今神威同じうして、罪科異



ならず宜しく高階爲家を遠流に處し、子孫一族の官職を解くべしと言ふにありき。その言辭已に滿廷を呑むの概あり。既にして同月二十八日には衆徒數千、神木を奉じて入洛し、勸學院に會して嗷訴しぬ。之に於いて、左大臣源俊房以下、陶白師實の第に集りて之れを議し、爲家を土佐に流す。縁座の輩或は見任を解かれ、或は贖銅を課せらるゝこと差ありき。

嘉承元年九月、興福寺金堂衆七八人、河内國に往き、その住民と衝突して傷けらる。衆徒乃ち又亂發して、河内の民舍を焼きぬ。依て河内國奸人三人を追捕し、寺僧十四人を大和國より追放しぬ。

永久四年七月十三日、興福寺又狀を上り、讃岐國守藤原顯能を訴へて、之れを遠流に處せむことを乞ひ、將に神木を奉じて上洛せむとする勢を示せり。關白忠實、長者宜を下して、其の上洛を止めむとせしが、衆徒應へざりき。

保安元年八月、興福寺僧徒等、和泉國司藤原雅隆が春日神人を凌轢せしことを訴へむとす。依て月の十六日、僧綱等を遣はし、之れを制止せしめしが、衆徒聽かず。遂に又神木を奉じて上洛し、雅隆を流さむとを嗷訴しぬ。朝廷依て雅隆を罷め、その

郎黨二人を禁獄して、纔に衆徒の怒を解くを得たりき。

承安元年九月二十一日、興福寺奏して、前下野守信遠を流刑に處し、興福寺末寺莊園五十餘所を立てむことを請ふ。信遠は信忠法師の子、院に仕へて下北面たりき。僧兼玄の讓に依て、興福寺領坂田庄を知行したりしが、大職冠の大炊女を殺し、興福寺政所の使を凌辱したるを以て、衆徒怒りて之れを訴へたるなりけり。朝廷謂らく、信遠の罪科未だ定まらず、信遠亦連りに過なきを奏するを以て、證人を徵して之れを糾明し、而して後所當の罪に處すべしと。然るに、衆徒等之れを拒んで曰く、上世より衆徒の訴未だ嘗て證人を進むるの例あらずと、而して將に上洛を企てむとせしを以て、朝廷攝政基房の家司兼光を遣はして、纔に之れを慰諭するを得たり。

以上は皆興福寺の衆徒に關す。此の他、長元元年、金峰山僧百餘人、陽明門に到りて、大和守藤原保昌の苛政を訴へたる如き、承保元年十月、東大寺の僧覺増、大納言顯房の政所に解狀を上りて、伊賀國司等湯船庄の地子を押收せることを訴へたるが如き、興福寺以外の寺院に於いても、此の種の事件は頗る多かり。



之れを要するに、一面に於ては當時地方政治の弛廢せるを證すべきと共に、地面に於いては又僧徒の權勢の國司輩を凌ぐものありたることを知るべし、而して彼等が一度之れを朝廷に訴ふれば、其の理非の如何に拘らず、言ふ所概ね用ゐられざるはなかりしなり。

興福寺衆徒の事を朝廷に嗷訴するや、或は神木を動かす、神木とは鏡鈴を掛けたる神にして、即ち春日明神神靈の宿れる靈木なり。  
安和元年、興福寺東大寺と事を争ひ、志を得ざるを以て、神木を奉じて入洛嗷訴す、これ所謂る神木入洛の始めなり。是れより以後僧徒益々驕り、動もすれば神木を奉じて嗷訴す。康和五年の如きは、僧信永、湛季の講師たるを罷めむことを請ふと稱し、神木を奉じて入洛しき。保延三年には、權僧正定海が上首を覺に超えて僧正に任ぜられしを不當とし、又神木を奉じて嗷訴しき。彼れ等の意に叶はざる者の講師となり、僧正となれるに、その狼籍實に此の如し。或は國司を彈劾し、或は他の寺院と事を争ふとは、毎に神木を奉じて入洛せることいふを須るざるなり。その諸種の嗷訴は殆んど絶ゆる間もなく、記録に只神木入洛とのみ記して、その何

の爲なりしか明かならざるものも亦頗る多く、平安朝時代を通じて神木の動座せること、實に前後十又七回の多きに及び鎌倉時代に入りても依然として衰へず、後圓融以後入洛なしと雖も、その動座は室町の明應時代まで行はれたり。

東大寺衆徒も亦嗷訴聽かれざれば、八幡の神輿を動かし、動もすれば、これを奉じて入洛せり。金峰山は又屢、大職冠尊像御破裂を訴ふ、國家大事ある毎に、尊像破裂し、又は鳴動すと稱するなり。朝臣毎にそれに震駭せり。

寺院の權勢の若かく強嗷にして、その腐敗せる極は、遂に僧侶にして山陵を發いて、その寶物を盜める者さへあるに至りぬ。康平六年三月、盜の狹城盾列池後陵を發いて寶物を盜めるあり。狹城盾列池後陵は即ち成務天皇の陵墓にして、而して之れを發ける者は、實に興福寺の僧靜範なりき。緇衣を纏うて佛に仕ふる身もて、墓中の寶を掠め取るまで、淺ましき世なりけり。此くの如きに至りては、身藤原氏の出にして、興福寺の僧なればとて、其の罪固より免るべきにあらず。同年十月十七日、遂に靜範を伊豆に流し、其の黨十六人の僧俗を安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐等の諸國に流せり。抑も靜範の陵を發けるは三月にして、十月に至つて初めて處問の



事ありしは、衆徒一たび嗷訴すれば、國司輩の配流せらるること日を待たざるに比して、餘りに遲きに失するが如し。これ亦南都の寺院が、奸譎を庇護するに恰當なりし一證とすべきか。陵は十二月に至つて元との如く修造せられ、その寶物は還藏せられぬ。さしもの大奸靜範も、治暦二年七月に至り、免されて召し返へされぬ。

### 五、寺院間の確執

寺院の勢力然く強大にして、苟くも神輿神木を奉じて嗷訴を企つれば、滿廷警愕して、攝關公卿も、手を拱する有様なりければ、従つて各寺院相互の間にも、或は權勢の争鬭あり、或は庄園の争奪あり。中にも國家の鎮護たる比叡山延曆寺と、相門の氏寺たる奈良の興福寺との攻争は、最も目覺ましかりけり。延曆寺の度々襲撃せし山城の清水寺は實に興福寺の別院にして、叡山の末寺たる多武峰は、藤原氏の祖先の墓所たるにも拘はらず、屢興福寺の攻むる所となりき。されば奈良に於ける各寺院の確執を記す前に、先づ所謂南都北嶺の攻争を叙するを便利なりとす。

鳥羽天皇の永久元年、朝廷佛匠圓勢を清水寺の別當に補するや、三月二十日興福寺の僧都及び春日の神人等數千人上洛し、勸學院に到りて嗷訴して曰く、清水寺は我興福寺の末寺なれば、由來本寺の僧侶別當に選ばるゝを例とす。中古一たび佛匠定朝その別當に補せられたることありと雖も、抑、定朝は清水寺に於て出家したれば妨げず。圓勢に至つては延曆寺に於て得度せる者、是れ純然たる台徒なり。清水寺豈に台徒を別當に戴くの理あらむやと、連りに其の改補を請うて止まらず。朝廷已むなく同じき月二十一日を以て、遂に圓勢を罷め、翌日大僧都永縁を別當とす。衆徒留まること三日、之れを聞いて喜んで奈良に還れり。然るに、叡山の僧徒興福寺の裁許を賜はりしを怒り、閏三月二十九日清水寺に來りて之れを襲ひ、悉く其の房舎を毀ち、祇園北野京極寺の神輿を奉じて、法皇の院門に詣り、興福寺の僧徒が祇園の神人を凌辱せし事を訴へて、興福寺の僧都實覺を流罪に處せむことを請ひ、四月一日、復、院の北門に迫りぬ。藤氏の公卿舌を卷き口を閉ぢて敢て詞を出さずとは中右記の記す所たり。衆議漸く實覺僧都に罪過なきことに決すと雖も、而も山徒の去らざるを如何せむ。乃ち源平二族をして之れを防がしめ、一



方藤原爲房をして、山徒に諭さしめて曰く、今は暫くその請に委せて實覺を放流せむ。然れども、他日若し延暦寺僧綱を罪せむと乞はゞ、汝等又何事をも言ふ勿れと、山門の徒始めて歸山しぬ。

山徒は即ち歸山せりと雖も、興福寺又如何てか黙すべき、四月五日奏狀を上れり。一に曰く、清水寺を破れるは山門の座主仁豪と法性寺の座主實慶との所爲なり。請ふ此の二人者を流罪にせむ。二曰く、祇園はもと興福寺の末寺なり。近代山僧の奪へる所、宜しく其の神體を興福寺に移し奉るべし。三に曰く、實覺僧都の流罪は之れを赦免せらるべしと、攝政忠實勅を受けて、長者宜を下して曰く、清水寺を破れる者は糺斷すべく、實覺の流罪は之れを赦すべし。然れども、祇園の神體は之れを動かし難しと、衆徒從はず。即ち七大寺の徒を催し、八幡の神輿と春日の神木とを奉じて、將に洛に入らむとす。山門の徒も亦兵具を整ふ。こゝに於て兩寺交、兵を構へて相攻闘せむとせり。四月二十四日院宣を七大寺に下し、興福寺を援はざらしめ、源平の軍を宇治及び西坂下等に遣はして、興福寺及び山門の衆徒を防がしむ。

五月興福寺奏して延暦寺座主仁豪及び官軍の鹿を射し者を刑せむことを請ふ。朝議聽さず。六月檢非違使に勅して、大和國及び金峰寺領住人の官兵に抗せし者を追捕せしめ、尋て法皇を咒咀せし興福寺大法師經覺、隆觀等を罰に處し、更に檢非違使をして金峰山寺の僧經秀を追捕せしむ。十八日春日社に奉幣して、神民を傷け、神寶を損ぜしことを謝し、七月一日攝政忠實も亦春日明神に奉幣して事漸く治まりぬ。

此の後、元永元年八月興福寺の衆徒、延暦寺を襲はむと流言する者ありしが、大事に至らずして止みぬれど、永萬元年に至りて、又も兩寺の間に事を醸しぬ。此の年八月七日、先帝二條院を香隆寺に奉葬するに際し、興福寺は延暦寺が己れの上に班せりしを怒り、延暦寺の榜を斫つて之れを辱しめぬ。之れより兩寺各、兵を構へ、月の九日、延暦寺の僧徒清水寺を焼き、翌十日には興福寺の衆徒京師に入りて、延暦寺の末寺末社に火を放たむとす。朝廷興福寺の別當に勅して之れを制せしめしが聽かず。三十日更に延暦寺を攻め、清水寺焼亡の仇を復すべしと稱す。依りて右中辨藤原俊經を南都に遣はして、之れを慰諭せしめしに、衆徒俊經を抑留して



京に歸らしめざりき。斯くて十日神木神輿を奉じて石碕に至り、將に京師に入らむとす。こゝに於て、二十六日宣旨を下して、興福寺金堂僧を順次僧綱に叙し、別當尋範を御持僧と爲すべきを告げ給ひしかど、なほ從はず。翌日神木神輿を奉じて入洛し、延暦寺座主俊圓を流刑に處せむことを要請し、裁許を蒙るに至つて、衆徒始めて南都に還りぬ。

多武峰は既に前に述べたる如く、藤原鎌足の墓所にして、藤原氏に取つては、興福寺と共にゆかり深き所なれども、後には延暦寺の末寺たりしかば、興福寺とは殆ど水火相容れざるの間となり、動もすれば衝突を免れざりき。

多武峰の僧嘗て興福寺を過ぎ、その逸馬を射たり。こゝに兩寺の間には忽ち紛争を起し、永保元年三月興福寺の衆徒數千人、蜂起して多武峰を攻め、山麓の人家三百餘を焼亡するに至れり。

降つて天仁元年九月十日、興福寺僧徒は又多武峰を襲撃しぬ。狼籍實に前後四日に渡り、多武峰の堂舎僧房の大半を焼き盡くし、聖典經論も概ね灰燼に歸せしめぬ。鎌足の影堂は早くも之れを他に移し、が、その影堂は幸に事なきを得たりし

なりき。十七日攝政忠實、告文を多武峰に上り、尋て、猶ほ春日、大原野、吉田の三社に奉幣して、多武峰の事を祈り、二十四日には皇后宮大進惟信を多武峰に遣はし、二十六日を以て鎌足の像を本殿に復還せしめぬ。

多武峰は承安二年八月四日坂田寺、金剛寺を以て、その末寺と爲し、が、此の際山王權現を勸請することを請ひて允許を得しかば、翌月六日始めて山王祭を行ひたり。興福寺の僧徒等、これを以て興福寺を蔑視するものなりとなして、山王を祭祀し、供養せる者の住宅を焼かしめぬ。延暦等即ち又これを憤つて蜂起し、興福寺の庄園の北國にあるものを押妨せしかば、興福寺の僧徒は大舉して、多武峰を焼かむとす。會、多武峰の僧、興福寺の關を置いて往還を停めたりし。椋橋を破りしかば、兩寺の争鬭は遂に爆發せり。三年六月八日興福寺の僧多武峰を攻めて、坂田、細川、傘峯、椋橋、水越峯、小竹峯等に争鬭し、翌廿一日興福寺の僧進んで多武峰を攻め、南院及び坂上の在家を焼きぬ。今や堂塔總て焼亡を免かれざらんとせしかば、關白基房使者を奈良に遣はして、之れを制止せしかども、聽かず。六月二十五日大舉して鎌足の影堂及び開山定惠塔を焼きぬ。其の他堂社も多くは火災に罹れり。但



し、鎌足の像は之れを出して山中に奉安したるを以て、無事なるを得たり。朝廷關白基房、中納言資長等を會して、多武峰燒亡の事を論じ、興福寺別當尋範の官を解き、法印玄縁を停任し、法橋覺興を播磨に配流せしめぬ。斯くて七月一日、基房の家司朝親を多武峰に遣して告文を上り、堂宇燒亡の跡を實檢せしめ、四日更に公卿を會して、燒亡の事を議し、十日家司長親を又多武峰に遣はして、鎌足の像の安置を檢知せしめたり。既にして延曆寺の僧亦多武峰燒亡の事を怒り、將に兵を起さむとせしが、院宣を下して之れを慰諭し、一方には基房の家司光長を奈良に送りて、院宣及び長者宣を下して、興福寺の僧徒を詰責せしかども、僧徒は猶ほ之れに服せざりしなり。此の日鎌足の像を、先きに燒失を免れたる中堂に安置す。此の後八月十八日に至り、初めて之れを假殿に遷すことを得たり。

八月八日、興福寺所司多武峰事件に關して、關白基房に訴ふる所あり。曰く、彼の延曆寺が七大寺の所領を掠領せるに就ては、一切その沙汰ありしを聞かざるは、院宣と雖も不當と謂ふべしと。越えて十一月三日、覺興が流罪の赦免、七大寺領の庄園の還附を請はむとて、大舉して神輿を奉じて木津に至りぬ。朝廷右大辨俊經を

遣はし慰諭すれども應せずして、衆徒宇治に入りぬ。朝廷再び之れを諭し、かどかひなかしのみならず、吉野の大衆さへ興福寺に應じて、戰を延曆寺に挑み、將に京師に入らむずる勢を示しぬ。法皇俊經を宇治に遣はし、興福寺僧徒の春日祭を延引せるの不可なるを諭し給へども、衆徒省みず、更に左少辨兼光を遣はし、が復應せざりき。十一日別當覺珍に勅して、又懇に衆徒を諭さしめ、始めて之れを解散せしむることを得たりき。覺珍は尋範解官の後、八月二十三日を以て興福寺別當に補せられしものなり。

朝廷即ち宣旨を下し、南都十五大寺の庄園を沒收せしむ。十二月南都僧綱等申文を上り、十五大寺領の沒收を免ぜられんことを訴へたれども聽されざりき。興福寺と東大寺との衝突を來たせる始めは詳かならずと雖も、承平五年六月、兩寺の雜人亂行ありしを以て、朝廷檢非違使を遣はしたることあり。尋て又兩寺の間に紛争を生じ、興福寺は遂に神木を動かすに至りしかば、安和元年六月十四日、朝廷使者を南都に送りぬ。抑も、事の起りは田地一段餘を争へたるに始まり、兩寺の徒干戈を動かすに至りて、興福寺の方人箭に中つて命を殞せる者あり。興福寺



即ち出て、八省院に參集し、事を朝廷に訴へしなりけり。  
此の後、康和四年九月三日、又兩寺の間に闘争起りぬ。當時東大寺が鎮守明神祭を行へるに際し、興福寺の下僧田樂を爲し、東大寺東南院を過ぎたりしが、如何にやしけむ、忽ち兩寺僧徒の間に事を生じ、夜に入りて合戦數刻、互に火を放ちしかば、遂に東大寺領西里四町餘焼亡せり。こゝに於て、月の十四日、右大臣忠實興福寺上座定深を召して事の曲直を尋ぬるほどに、東大寺の僧徒等は、此の月二十八日蜂起して、神輿を奉じて京に入り、興福寺の事を訴へぬ。

大治元年十一月十九日、東大寺狀を上りて、寺領木津木屋庄等に住せる興福寺木守等の長者宣と稱して領家に従はざることを訴へしが、未だ兩寺の争を惹起するまでには至らずして已みたれど、保延元年二月、事に依て又紛争起りぬ。當時伊賀國々司光房の弟興福寺に在り、使者として東金堂衆を伊賀に遣はしけるに、會東大寺亦使者をその末寺なる伊賀國財良寺に送れり。兩使端なく衝突して、東大寺の使者興福寺東金堂衆を凌轢したるを以て、興福寺衆徒怒つて將に東大寺を襲はむとし、奏して東大寺の使僧を罪科に處せむと請ふ。朝廷議して東大寺の使

者を移郷に處し、纒に事なきを得たり。

興福寺は又金峰山とも衝突せり。金峰山は興福寺の末寺なり。應徳二年興福寺がその庄園の兵を催し集つむるを承引せずとて、將に金峰山を攻めむと企てしかば、朝廷權律師隆禪を遣はし、之れを慰諭せしめて、事一度は治まりしが、間もなく、寛治七年十一月朝廷興福寺の僧權少都貞禪を以て金峰山の檢校と爲ししを、金峰山貞禪を退けて入れざりしかば、興福寺僧徒發向して之れを攻めたり。尋て大治元年三月、金峰山衆徒の蜂起せること中右記目錄に見えたれど、その何の爲めなりしかは明かならず。恐くは亦興福寺との關係にやありけむ。永久二年三月興福寺大衆又起り、金峰山別當の事に關して、將に入洛して訴ふる所あらむとせしが、關白忠實長者者宣を下して之れを慰諭しぬ。

此の後、久安元年七月に至り、兩寺の間に又争隙を醸しぬ。月の十七日、興福寺僧信實僧徒を率ゐて、金峰山を討つて克たず、九月十三日又之れを攻めき。翌久安二年四月、金峰山僧徒五百餘の兵を率ゐて、大和國宇智郡に向ひ、師任入道を搦め取らむとしぬ。郡司散位藤原頼金等禦ぎ戦ひ、殺傷算なかりきといふ。抑も師任入道は



太皇太后宮大夫源師時の庶子なり。初め大和宇智郡中の田園を領有し、興福寺と隙あり。會、興福寺が金峰山と戦へるに際し、遁れて金峰山に投ぜむとせしを、興福寺衆徒等要害を固むるが故に通ずること能はず。師任具に辛酸を嘗め、前非を悔いて再び歸りて宇智郡に住したりけるを、今や金峰山の僧徒之れをその山に捕へ歸らむとして、兵を出したるなり。

## 六、興福寺、東大寺の焼亡

藤原氏の權勢盛なると共に、その氏寺たる興福寺の權勢も愈盛なるものありしことは、上來屢之れを叙せり。然るに、藤原氏の權勢も道長に至つて其の極に達し、其の子頼通の豪奢時に或は道長に譲らざるものありきと雖も、必竟父祖の積威を借れるものにして、所詮その勢の漸く衰へ行くを免れず。かかる間に、後三條天皇は藤原氏の出にあらずして、帝位に即き給へり。帝資性剛毅、東宮たりし時より藤氏專擅の弊を憤り、密かに之れが改革に志し給ひ、そのまだきに位を退きて院政の端を開き給ひしも、要するに權門の勢を挫かむ御志たりしや明かなり。

帝深く地方政治の擧がらざるを慨し給ひ、勅して國司の重任を禁じ給へり。關白教通奏すらく、目下興福寺の南圓堂を營み、大和の國司をして、その工を監せしむ。今國司の重任を停むるに於ては、南圓堂造營の功を終へ難し。請ふ只此の一國のみは重任を許し給へと。天皇逆鱗せさせ給ひて宜く、歷朝の帝皆外戚たるの故を以て、攝關の言ふ所に皆これを聽き給へり。今朕の公に於けるはこれと異なり。何ぞ之れを憚るべけむやと。教通衣を拂つて立つ。曰く春日明神の威靈今日盡きぬ。藤氏の公卿又朝に仕ふべきにあらずと。群卿皆之れに従つて退出しぬ。天皇已むなくその請を許し給ひき。又興福寺管て大和國司を訴ふるや、聖斷密に國司のいふ所を是となし給はんとす。教通奏して曰く、陛下若し我が氏寺の訴を退け給はゞ、氏の長者たる臣はた、何の面目かあるべきと。遂に色を爲して退出す。藤氏の公卿皆首を垂れ口を閉ぢて恐懼す。天皇又遂に其の請を聽し給ひぬ。此くの如きは天皇の剛毅を以てしも、藤氏の積威牢として、抜くべからざるものあることを示すとともに、その小故に力爭するは、やがて藤原氏の權勢が漸く衰運に向へりしを示すものなり。



然り藤原氏の權勢は漸く抑壓せらるゝに至りしかど、敬神崇佛と言はむよりは寧ろ看經侍佛に耽溺せりともいふべき當時に於ては、春日明神の威靈も、興福寺の權勢も、未だ容易に墜落せざるのみならず、一旦事あれば、僧徒等神木を奉じ、神輿を擁して、入洛、嗽訴し、長者宣と雖も、之れを慰諭するに足らざること頻なりき。藤門の氏寺なほ此の如し、況んや國家鎮護の靈場たる比叡山延曆寺及び權勢をさく之れに劣らざる近江の園城寺の大衆が、度々京師を擾亂する毎に、藤門の公卿唯色は失ふのみ、此の如くにして、元來藤氏の勢力を抑へむとして設けられたる北面の武士はこれ等僧兵の跋扈に備ふるが爲に、漸く重要な位置を獲得し來たれる觀さへありき。彼の永久元年南都北嶺の争に際して、山門の徒仙洞に嗽訴するや、藤氏狼狽爲す所を知らざるに當り、之れを守りたる者は源平の武士なりき。南都の衆徒の入洛せむとするや、之れを禦ぎ戦ひたるも、亦源平の兩氏なりき。此くてその始め地下人として卑められつる武人の勢力は次第に伸張し來り、藤原氏の内訌となり、源平二家の争となり、而して保元の亂あり、而して平治の亂あり。此の兩度の戰によりて、平氏は先づ源氏を驅逐して、自ら第二の藤原氏とな

り。平族にあらずんば人にして人にあらずといふに至りぬ。斯くて平氏は源氏の仇敵となり、藤門の怨府となりぬ。豈に雷に源氏と藤氏のみならむや、藤門の氏寺たる興福寺はいふまでもなく、はては延曆、園城の二寺に至るまで、從來歴史的勢力を恣にせし者の怨嗟は一に平氏に集りたりき。此くて以仁王の舉兵となり、園城、興福兩寺の連袂となり、而して其の結果は清盛が最後の武斷となりて、興福、京大兩寺の破滅となるに至りしなりけり。

治承四年源頼政以仁王を奉じて兵を擧ぐるや、園城寺先づこれに應じたりければ、以仁王は寺内に入り給ひぬ。五月十七日關白基房は興福寺僧徒に諭して園城寺を援けざらしめ、十八日園城寺に僧綱を遣はしてその僧徒を諭し、以仁王を出し奉らむことを勸む。園城寺之れに應ぜざるのみか、更に興福寺及び延曆寺に牒して援兵を求めぬ。廿三日興福寺の僧徒遂に園城寺に應ず。依て基通又使者を興福寺に送りて衆徒を諭しぬ。實にや月花の遊樂にのみ慣れたる藤門の長袖は清盛の威に屈從して、奈良の衆徒を慰諭するの已む能はざるものありけむを、既に武装せる寺院は若かく怯懦ならざりき。彼等は基通の使者を辱しめて、之れを追



ひ返へしぬ。延暦寺は一たび園城寺に應じたりしが、やがて約に背きぬ。頼政は一族郎黨を率ゐて來つて園城寺に入りたりしが、山門既に約に背き、南都の兵は未だ到らず。園城寺の僧中亦心を二三にせるものあるを以て、是の月廿六日といふに、奈良に走りぬ。一に興福寺の衆徒に頼らむとしたるなりけり。而も平軍の追撃に逢ひて、頼政以下宇治に戦死し、以仁王亦流矢に中りて薨じ給ひぬ。

是れより先、興福寺の衆徒は以仁王の兵を迎へ奉らむとて、兵を木津川まで出だし、が、やがて王以下の敗死を聞きて還り去りにき。廿七日、院宣を諸國に下して以仁王の令旨を奉ずる者を討たしめ、一面には公卿僉議を催して、興福、園城二寺の事を議す。大納言隆季、參議通教等は早く之れを討伐すべしといふ。左大臣藤原兼實異議を唱へて曰く、一定謀叛の證據なく、左右なく、か程の寺を追討するは然るべからず。就中春日明神は日本第一守護の神明なり。王法佛法牛角の如し、滅さるべからずといふ。右大臣經宗亦之れに同じぬれば、流石に平氏も佛法破滅の譏もあるべしとや思ひけむ。兩寺の追討は一時沙汰止みとはなりぬ。

翻つて又南都の有様を顧みれば、七月十日には、盜ありて、春日神木を盗み去らむ

としたりしを、興福寺僧徒之れを認めて奪ひ取つて、故の如くに安じ奉りたり。或は凶徒の所爲といひ、或は別當、僧正、社司等皆同意の上、之れを福原に遷し奉らむとしたりとも風聞せり。玉海の著者が誠に我が氏盡きなむとす。哀むべきの秋なりと嘆じぬるも、げにことわりなれや。尋て同じき十五日には、春日社若宮寶殿鳴動して、戸扉自ら開き、中より鏑矢二筋射出せられぬ。白晝の事とて衆人多く之れを見たりと玉海に見えたり。思ふに、以仁王の事以來南都の人心恟々として、今にも大軍押し寄せなんぞと様々の流言も行はれしなるべし。越えて十七日、朝廷興福寺の僧、權少都覺、憲範、玄以下の見任を解き、その所領を沒收し給へり。

既にして諸道の源氏競ひ起り、十二月興福寺衆徒も蜂起して、近江源氏に應ぜり。彼等は鞠丁の玉を造つて、之れを入道相國清盛の首に擬し、散々に足蹴にしぬ。謂らく、昔は攝關以下公卿殿上人の十中八九は藤氏にして、皆春日明神の氏人なりけるを、今は相國世務を妨げ、諸卿の攝理を蔑にす。春日明神衆徒に成り替らせ給ひて、平族を討ずるなりと。こゝに於て、平氏は一面に園城寺を焼かしむるとともに、一面には此の月二十五日を以て、藏人頭平重衡をして、兵數千に將として、南都



の大衆を討たしむることゝはなりぬ。  
奈良の大衆は奈良坂般若寺等に路を塞いで防ぎ戦ひしが、精銳數を盡せる平氏の  
大軍には敵すべくもあらず平氏は、やがて火を民家に縱つて攻め立つるに、僧  
兵散々に敗北して、殺傷數をしらず、あはれ猛火は興福寺東大寺にも移りぬ。生き  
残り、逃げ後れたる老僧老尼の輩は、若しや助かると、興福寺の中、大佛殿の上に梯  
を構へて隠れたりけるに、見るまに、こゝにも、火移りて焼け死にき。昨日まで千僧  
供養萬僧會に、讀經の聲は梵鐘の響と相和せし、佛界の靈地も、今や忽に、阿鼻焦熱  
の地獄となりぬるぞうたてきや。堂塔伽藍殆んど一字も餘すなく、經論佛像も多  
くは時の間の煙とすなりぬる。創建以來茲に約四百四十年、聖武天皇が、常在不滅  
の御佛と思召しなすらへて、鑄奉りし十六丈の盧遮那大佛もいみじく損じぬ。藤  
原不比等が鎌足公の造らせし尊像をこゝに移してより、永く南都佛教の中心と  
して、その權威を恣にせる興福寺も、亦忽ちに滅びたり。二寺の焼亡は實に遷都以  
來の大事件にして、此の後の奈良の有様が如何に荒寥蕭殺を極めたるかは、想像  
するに難からじ。古き史にも、神の眞人の怒、三笠山の嵐のみ悲み、春日の露の色變

ると見えたるも、げに空しき詞にはあらざるべし。玉海及び山槐記には、焼亡せる  
兩寺の堂塔と、僅に焼失を免れたる少數の房舎の名とを擧げたれば、就て見るべ  
し。正倉院と春日明神の事なかりしは、不幸中の幸なるやかし。  
此くて、二十九日、重衡は重なる僧徒の首四十餘級を携へて京に還りぬ。養和元年  
正月四日、東大寺、興福寺僧綱以下の見任を解き、莊園を收め、同月七日、武士を南都  
に遣はして僧徒の餘類を討たしめぬ。此くの如くして、久しく攝關をさへ畏縮せ  
しめし南都大衆が積威も、平氏末路の武斷に依て碎かれ了んぬるなり。



### 仲繼

仲繼は藥師寺の學僧なり。天生清逸にして才調餘あり。元興寺の護命僧正に侍すること三十餘年。學深く識高くして、耆德推獎して宗の棟梁とせり。藥師寺に住して大に法相宗を弘め、天長六年最勝會を藥師寺に修し、永く式となさんことを請ひて可されぬ。仍て三月朔日名德を招きて一七日最勝王經を講ぜり、勅して律師に任せられ、承和十年住所に寂せり。法弟に明詮、真慧、隆光あり。

### 明詮

明詮は南都元興寺の住僧なり。十歳の頃出家して元興寺に入り、法相宗を學びぬ。然れども、性魯鈍にして倦み易く、將に學を棄て、他に往かんとしき。適、雨降る日東大寺に詣て、殿階に憩ひ、高簷より落つる雨滴にて石に窪を生ぜるを見、忽ち猛省して曰く、水は柔なり、石は剛なり。至柔のものといへども能く至剛を穿てり。これ漸く積めるが故なり。我不敏と雖も、學びて輟まずば、豈に博學たるを得ざらんやと。乃ち房に歸り、勉勵して晝夜をかざりしかば、遂に名德となりて僧都に任せられ、名四方に聞えぬ。貞觀十年五月十六日歿しぬ。年六十。

### 道詮

道詮は大和法隆寺の學僧なり。武藏の人。東大寺玄耀に空宗を承け、法隆寺に住すること四十年。三論の玄致を唱へて七大寺の衆俗を攝す。弘仁中、唐の遍明法師釋摩訶衍論十卷を齎し、を當時の諸師批評區々にして、延曆寺の最澄、圓珍等はこれを偽論となし、に道詮却て偽論となすものを破せり。嘉祥三年三月、仁明天皇道隆を召して受戒し、不殺戒を持したまひぬ。後平群郡高貴山に退居し、深く人事を避け、八十歳に垂んとして貞觀十八年歿せり。著作に四相違記一卷、却章頌記一卷あり。

### 仲算

仲算は興福寺の學僧なり。空晴僧都一日興福寺の北門を過ぎて仲算に遇ひ、その



器宇非凡なるを見て、携へて寺に歸り經論を教へぬ。稍長じて内外の典籍を極め、尤も論義に長ぜり。然れども僧官を喜ばず、選ある毎に他に譲り、常に松室に熱居せり。應和三年、村上天皇法華經を寫し給ひ、八月清凉殿に南北の領匠を召し、齋を賜うて慶讃し、五日、十座深義を講論せしめ、法相天台の學僧をして對論せしむ。第二日に至り、比叡山の良源講師となり、法藏、平州問者となり、二人詞屈せしかば、官席に陪したる藤原文範夜を侵して南行し、仲算に逢ひて事の急なるを告ぐ。仲算大に驚き、文範と共に宮に入りぬ。散筵の日、比叡山の壽肇、聖救講師となり、奈良の仁賀、圓藝問者となりしに、仲算二人に代りて出て、良源の前に出し、文を擧げて一々難詰し、講師をして辭屈せしめぬ。講筵終りて、天皇仲算を便殿に召して優賞を賜ひ、尋て法相宗を六宗の長官となしたまひぬ。安和二年、喜多院林懷と共に熊野山に上り、往く處を知らず。或は慈恩寺の山に入りて出てざるなりともいへり。

## 奮然の母

東大寺の僧奮然、支那に渡りて佛法の蘊奥を窮めんとする志絶ゆる間もなかり

しが、彼の國に渡るべき便船久しく絶えて、渡航すべき術なく、空しく日を送り居たり。然るに、天元の末に至りて、宋朝より渡來せる一商船ありしかば、奮然好機會とし、便船せんとせしかど、時に齡已に六十及びたる老母ありければ、この母を棄て置かんは、孝養を忘るゝに似たり、されども、若し又止らば、我が宿願を如何にかせん、行かんか止らんかと思ひ亂れて、今は黙しかねて、ことの由を老母に語りけるに、老母徐に答ふるやう、我が身年六十を超え、明日を知らぬ老の身なり、我子の遠き海路を超えて、外國に赴かん別路の、なか悲しからざらん、されど、御身のかく思ひ立ちたるけなげさの、餘りに嬉しければ、我が身の事は、心に懸けず、速に彼の國に渡るべしとありければ、奮然聞きて、且つは我が望の達せんことを喜び、且つは老母の心を推し、畳りて嘆き悲しみつゝ、假令千萬人の止むることありとも、我が渡航の志は變へまじく思へど、唯もし母の心に協はずば、又如何にとも思ひ直して、母の命には背くまじきを、今却て我が志を勵まし給ふ難有さよと、喜ぶこと限りなく、それより商船に乗り移りて、宋に渡り、佛法を修業すること六年、彼地の有らゆる靈地を廻り、明道の師を尋ねて道を開き、教をうけなどしつ、大藏經論



とてその頃稀代の佛書并に佛像などを求めて、我國に歸りしに、老母も幸に無事にてありしかば、親子久々の對面に、昔の事など打語りて、互に喜びあひしといふ。育然は固より人に勝れし人なれども、若し母の一言なくんば、安んぞその志を達することを得んや。嗚々別離の情を説いて、その子の大志を挫くことなかりしは、類抄なき賢母と謂ふべし。

### 源 信

源信は有名なる惠心僧都にして、天慶五年葛下郡狐井に生る俗姓は卜部氏、父の名は正親、母は清原氏なり。幼にして父を喪ひ、母に教養せらる。後、奇夢に感じて比叡山に登り、慈慧僧正に師事して、大小兩乘を究め、惠心院に入りて僧都に補せらる。天祿中、横川楞嚴院に屏居し、著作に従事す。長保五年、天台宗の教義二十七條を擧げ、宋國南湖の智禮法師に寄問して答釋を贈らる。これより屢、宋に音問し、後、宋より師の述作疏鈔并に肖像を請ひ來り、宋の高僧遙にその盛徳を景慕し、日本源信如來といふに至れり。源信淨土教に意を傾け、往生要集を始め七十餘種百五十

卷を撰めり。又丹青の妙を究め、多く佛畫を作れり。中にも高野山の二十五菩薩來迎圖は最も優秀にして、世に推重せらる。寛仁元年六月十日歿す、年七十六。

### 加茂保豊

加茂保豊は平安朝の人、奈良の願曆師中尾吉川兩家の祖なり。加茂氏は吉備眞備の裔にして、八世加茂保憲最も奥儀を極め、陰陽頭に任ぜられ、天文博士を兼ねしが、天文道は門人安倍晴明に傳へ、曆道は子光榮に傳へたりといふ。保豊は光榮の子なり、家學を受けて陰陽生となり、曆法に精し、奈良幸町の巽位に當れる吉備塚の傍に住し、その地中尾と稱するを以て氏とせり。又、その別家は、吉城川の住所の傍を流るるを以て、吉川と稱したりとぞ。兩家共に曆を頒行せしが、後、家を焼失して、今の陰陽町に移り、永くその業を繼ぎたりといふ。

### 秦致眞

秦致眞は後三條帝頃の名高き畫工にして、延久元年法隆寺繪殿の壁なる太子傳



の繪を描けり。この繪は、その後度々修補せられて、今は原圖の筆意かつが失せたりといへども、なほ我國の至寶の一として帝室に藏せらる。

法隆寺補忘集中院記云、舍利殿御相殿七歳之太子御腹内銘、唵阿嚧哩迦沙婆呵佛師僧四快敬白、奉造顯聖德太子御童子形、御高三尺六寸一體事、右始自太子生

年壬辰、及治曆五年、五百五歳來、仍爲自他法界共成道法隆寺大衆爲結緣所奉造顯也、如右敬白。治曆五年歲次巳西二月五日、奉修復御手并衣裳等、永德二年四年甲子二月十七日、北室住持奉行 比丘湛譽比丘印秀、

### 藤原基光

藤原基光もと盛光といふ、藤原魚名の後裔、越前守頼成の四男にして、佛畫を巧にし、終に一家を成せり。南都春日の書所預となりしかば、春日を以て氏とし、從五位上内匠頭に叙任せられぬ。應徳の頃、性信法親王の眞影を圖せしことあり。白河、堀河天皇頃の人なるべし。その子珍海は別に傳あり。

### 藤原隆能 隆親

藤原隆能は左衛門佐清綱の子にして、繪所預に補せられ、春日と稱せり。藏人正五位下參河守に至る、繪所一流の祖なり。源氏物語の繪あり、世に隆能源氏と稱せり。又、鳥羽天皇の御影を描きしことあり。天仁頃の人なり。藤原隆親もと隆成といふ、頗る能畫なり、隆能の長男にして、春日と稱せり。或はいふ、初めて春日繪所預となりしは隆親なりと。藏人從五位下備前守伊豫守に叙任し、後また中務少輔に任ぜられたり。

### 源頼貴

源頼貴は平安朝末期の畫家にして、位正四位下に至りぬ、その血脈を知らず。或る時、夢中釋迦多寶の圖像を感得し、それより往々二像を圖して奇瑞を現せり。後年、南都に庵を結びて居住せりといふ。



狛光高 則高 光季 行高

狛光高は本姓小野氏、南都の舞師なり。初め大友信昌の門に入りて舞曲を學び、また左近衛府生眞行に従ひて秘曲を傳へられ、始めて樂所に入りてより、斯道の一者たること三十五年。從五位上左近衛將監となりて狛姓を賜はり、永承三年三月一日享年九十を以て歿したり。

狛則高は光高の長子なり。父の業を襲ひて舞を善くす。曾て源政長に従ひて吉備津宮に詣り、傳家の秘曲陵王を舞ひしに、技藝高妙にして宮殿爲に震へりといふ。從五位上左近衛將監に至り、承保三年三月九日、七十八歳を以て歿したり。

狛光季は則高の子野田判官と號せり。傳家の秘曲を傳へ、舞曲の蘊奥を究めて名聲頗る高く、三十八年の間、斯道の一者たりき。堀河天皇嘉保二年八月八日、上皇のおはします閑院に行幸ありて、相撲を御覽せられしをり、常例によりて舞曲を奏せしめんとしたるに、光季申しけるは、萬歳樂をとどめて賀殿を奏せんと思ふなり。その故は一には萬歳樂は毎年に御覽せらるゝ曲なり、一には祝賀の意は賀殿

もおなじかるべし、一には舞興賀殿優れり、一にはこの院新造たり、賀殿の儀相かなへりと。大江匡房この由を奏しければ、然るべき由勅説ありき。この後相撲御覽に賀殿を奏するは、これに因れりといふ。長治元年の夏、弘徽殿にて舞樂御覽ありし時、勅命によりて、傳家の秘曲を奏したるに、天皇感賞し給ふこと斜ならざりき。承暦元年十二月、從五位上左近衛將監に至り、天永三年十月二十二日享年八十八を以て歿したり。

狛行高は光季の弟高季の子なり。善く父祖の業を承け、家聲大に揚りぬ。また大神惟季の門に入りて笛を學びてその蘊秘を究む。行高從五位下左近衛將監に到り、斯道の一者たること八年。保安元年七月享年五十九を以て歿したり。

圓憲

圓憲は淨明院と稱し、白河天皇の御代の僧にして、興福寺に住し、笛に堪能にして、また琴を能くせり。圓憲琴曲の斷絶せることを憂ひ、これを學ばんと久しく思ひ、るたる折柄、宋人の九州に來住せるものうち、琴をよくするものありと聞き



て直にゆきて琴曲を傳へたりといふ。

### 明 暹

明暹は本姓藤原氏、興福寺の僧にして、吹笛を善くせり。堀河天皇、一日南都の僧を召して大般若經を讀誦せしめたまふ、天皇たまふ、く笛を吹きて六調を轉じたまふに、中に一僧あり、これに隨ひて讀誦の音調を轉じぬ。天皇怪みてその僧の名を問ひ給へば、出雲守明衡の子にして尾張得業、圓憲が弟子明暹なりと奏しぬ。さらば笛の道に精しからんと問はせ給ふに、明暹畏みて纒にこれを習へりと對へ奉りしかば、やがて寶笛を授けて吹かしめ給ふ、明暹直に萬壽樂を奏しぬ。天皇深くその妙技を敬感ましまして、その寶笛を賜ひぬ。般若丸と名けて永くその家に秘藏せしものは即ちこの寶笛なりといふ。

### 玉手公頼 信近

玉手公頼も亦南都の樂人にして、高麗笛に堪能なりき。されども未だ古彈の秘曲

を知らざりき。長元年間清政といふ人より、その曲の秘譜とその一斑とを學びたれども、未だ師説を皆傳せざりしかば、圓憲につきてこれを授からんことを請ひぬ。圓憲諾して古彈の秘手を吹奏せるに、公頼感泣して、猶清政の笛をさくが如しと云ひ、大に其恩を謝す。是れより遂にこの秘曲を傳ふことを得たりといふ。堀河天皇の時、樂所預小監物源頼能南都の玉手信近に就きて横笛を學びたること古今著聞集に見ゆ。信近は公頼の一族なるべし。

### 大神惟季

大神惟季は南部の笛師なり、父惟遠、遠城樂の舞を能くするを以て名ありき。惟季はその次子なり。性音律に敏く、戸部正近の門に入りて笛を學び、遂にその蘊奥を極めぬ。白河帝の時に野行幸あり、嵯峨野の大井川に於て、船樂に放鷹樂を奏せしめんとて、その前日勅を傳へられたり。惟季未だこの曲を學ばざりしかば、直に南都に圓憲を訪ひてその夜皆傳を卒へ、直ちに上洛して翌日の行幸に供奉せり。惟季一夜に秘曲を受けしこと非凡と謂ふべし。官左近衛將監に至り、寛治八年二月



歿しぬ、年六十六。

### 千手院

千手院は有名なる刀匠なり。添上郡長岡村釜口山千手院の門前に住せしを以て氏とすともいひ、或は千手院は奈良若草山西麓、千手院谷にある東大寺の別院の名にして、千手觀音堂のあるより起れりともいふ。近衛天皇の御宇なる行信はその始祖なり。義經記文元年の條に、源頼朝が土佐房昌俊に義經追討を命じて、千手院が作なる刀及び手鉾を與へしかば、昌俊歎びて秘藏とせんとしたることを記せり。亦以て當代の名工なりしことを知るべし。

### 永 緣

永緣は興福寺の學僧なり。父は藤原永相、母は遠江守大江公資の女なり。永緣九歳にして、父を喪ひ、母に携へられて南都に來り、柞森といふ處に憩ひたりしに、偶興福寺の慈善法師維摩講師の詔を受け、儀衛を盛にして上京するに逢ひぬ。母語り

て曰く、汝が父は既に亡せぬ、我寡にして養ふこと能はず、されば、汝を南都の寺院に托せむとするなり。もし業成りなば、この師の如き人ともなりぬべきを、我ははや老いにたたれば、榮行く末を見んことも難かるべしとて、永緣が頭を撫てつゝ、潜然たりき。永緣やがて一乘院頼真に師事したるに、資性聰敏なりければ、忽にして學僧の名を得て、應徳元年三十七にして維摩講師の命を拜しぬ。この時母歿して既に久しかりしかば、上洛の途次、柞森を過ぎて、そゞろに感泣して進むこと能はず、從僕等に怪しめられて、ありしことども語り出てつゝ、我の今日あるは實に當時の教訓の我を勵ましたるによれり。林木舊の如くなれども、人既にあらず、我如何んぞ感慨に堪へんやと、打ち嘆きしかば、從僕等も皆袂を濕したりといふ。後、七大寺を勾當して、厚く寵眷を蒙り、車に乗りて宮に入ることを許されたり。嘉承元年詔を奉じて最勝會に赴き、第二日朝座の講師となる。元永元年最勝寺を慶して、三百の僧を供養し、師命を受けて導師となりぬ。保安二年興福寺の別當となり、大僧都に任じ、權僧正に轉ず。老後移りて花林院に居り、天治二年四月五日同院に歿しぬ。年七十八。永緣和歌を善くし、勅撰に入れるもの頗る多し。嘗て、



聞くたびに珍しければ時鳥

いつも初音の心地こそすれ

といふ秀歌を得しかば世の人は初音の僧正と呼びぬ

珍海

珍海は書人藤原基光の子なり。早くより奈良東南院の覺樹に従ひ、三論の棟梁たり。三會講を経て已講となる。その師席に登る毎に、詞鋒峻銳にして、敢て當るものなし。時の人稱して文殊の化現なりといへりといふ。仁平年中、東大寺の別院なりし禪那院に住し、法華、維摩、勝鬘經を講じ、後覺樹の兄定海に従ひて醍醐寺に住せり。暮年に及びて又淨業を修し、淨土義私記決定往生集等の著あり。法然上人は禪門の七家を數へて、源信、永觀、珍海を本朝念佛の三先達といへり。又、繪畫を能くし、龕に定海の爲めに仁王息災曼荼羅を畫き、又、久安四年には寛信の爲に法華堂根本曼荼羅を畫きしことあり。仁平二年十一月二十二日歿す。關西寺舊藏、零殘、文世學、顯也、仁平二年、自十一月十七日、無量光院、疏、始行之、依所、勞、以、結、座、勤、仕、了、年、六、十、二、官、勲、之、廿、二、日、夜、所、勞、且、發、實、越、逝、去、了、仍、廿、三、日、覺、光、得、業、以、結、座、勤、仕、了、年、六、十、二、

曾て東南院寶庫に珍海自筆と稱せる肖像を藏せり。その贊に曰く、

禪那院先匠珍海已講者、博古知今、故上德讓譽、文經義緯、故後學討迹、三論傳印、世歸其人、矧於如研習、遠師之四宗、琢磨高羯之因明乎、遂以極月朔日爲命辰矣、

珍々學海 名滿江湖 涉獵諸典 編集萬殊 一宗著筆 二明貫珠

維摩月落 麟才耀軀 紫宸雲起 獅子受趺 粲然好辭 爲軌爲模

爾焉妙思 非有非無 誰執鏡像 錯入畫圖

珍海法師の母また才人なりきと覺しく、その詠歌金葉集にあり。

醍醐の舍利會に花の散るを見てよめる

珍海法師母

けふもなほ惜みやせまし法のため、

散らす花ぞと思ひなさずば、

俊寛

俊寛は法性寺の修行にして、村上源氏師房の後なる大納言源雅俊の孫、木寺法印



寛雅の子なり。俊寛、平清盛の専横を憎み、藤原成親等と竊に後白河法皇を擁して平氏を亡さんと謀りぬ。事露れて治承元年鬼界島に流されたり。明年同じ島に流されし人々赦されて歸りつるに、俊寛首罪たりしを以て赦されざりしかば、僕蟻王家人の書を携へ、波濤を渡りて島に至り、書を俊寛に呈せり。俊寛見て慟哭し、終に死にき。時に治承二年三月二十三日、享年三十七。傳へいふ、奈良の地に紀寺あり、こは木寺法印の居りし所。又俊寛畑と稱する地は俊寛の居りし所なりと、口碑の傳ふる所直に信ずべからずと雖も、亦全く抹殺すべからざるに似たり。

## 鎌倉時代

### 一、東大寺、興福寺の再興

桓武天皇の遷都ありしにも拘らず、南都が著しき衰頽を示さざりし所以のものは、尙ほ幾多の寺院の南京を飾れるものありたればなりき。若し夫れ此處より寺院を除き去らんか、南都は實に八重葎生ひ繁れる世の常の廢都となりて、徒に詩人が懐古の資料を供するに過ぎざるべし。而して東大寺と興福寺とは七大寺中の最なるもの、一は聖武天皇が此の寺興隆せば國家も亦興隆し、此の寺衰亡せば國家も亦衰亡せむとまで宣へりし所、一は相門の氏寺として、永く奈良寺院の牛耳を執れりしもの、此の二寺の焼亡は、奈良に取つて未曾有の大打撃と言はざるべからず。

東大、興福兩寺の焼亡より僅に數年にして、平氏の一族は壽永の秋の木枯に西の海に漂ひて、源頼朝は漸く鎌倉幕府の基を定めぬ。頼朝の政敵たる氏寺は實に寺



院の法敵なりき平氏に取つて代はれる頼朝は、當時なほ牢として扱くべからざりし寺院の勢力を敵とするの不利なるを見たり。こゝに、飽くまでも寺院を懐柔し、敬神崇佛をその政綱とはなしぬ。乃ち元暦二年三月七日先づ米一萬石沙金一千兩、上絹一千疋を東大寺に寄進して、其の修造の料に充てしめ、殊に書を南都衆徒に與へて力を修造の事に盡さしめたり。その後、又常に意を造營の事に用ゐ、再建せるや、殊に自ら衆を率ゐて西上せり。東大寺の再建の成れる職として彼が力なりと謂ふべし。

初め兩寺の焼亡するや、朝廷屢、疑議する所ありたりしが、養和元年三月一日、先きに没收削除せられたる兩寺の莊園及び僧綱を復せられ、十八日藏人右少辨行隆を勅使として、鑄師十餘人相具して、南都に下向し、東大、興福兩寺焼亡の跡を實檢せしめらる。養和元年六月二十六日、造東大寺定あり、やがて左少辨藤原行隆、造東大寺長官となり、次官三善爲信、判官中原基康、主典三善行政以下、夫れ々補任せられぬ。こゝに於て、長官行隆奏して曰く、我が東大寺は、もと、一天四海の人民を勸進して建立せられたるもの、今之れを再建するに當つても、大勸進の聖を附せら

れずんば、その落成を見ること難かるべしと、かくて勅許を得て、之れを法然房源空に謀り、その推舉によりて、醍醐の俊乗坊重源を大勸進の職に就かしむることを得たり。

抑、大佛は齊衡二年に佛頭地に墮ちたることありけれど、その修造は比較的容易なりしを、今や佛頭及び右手熔落して、その修造の難易齊衡と同日の談にあらず。曩に行隆が具して行きける鑄師十餘人は、皆人力の能くすべき所にあらずとせり。蓋し當時木佛の彫造には名工多かりけれど、鑄造の術はいたく衰へたりしなり。會、宋人陳和卿といふ者來りて我が國に在り、尤も鑄造に妙なりと聞きて、即ち之れをして修造を掌らしめたり。陳和卿の弟陳佛壽以下宋人七人、我朝の鑄佛師草部是助以下十四人亦工事に與りぬ。

七月三日、造大佛日時定、尋て八月十日、造大佛事始あり。十月六日、愈々鑄造に着手し、先づ爐三口を造り、以て佛像の上の東西に置く。爐の弘さ一丈、其の高さ亦一丈餘とぞ聞えし。壽永二年二月、大佛の右手成り、同じき四月、佛頭に着手し、同年五月十八日に至つて全く竣功するを得たり。此の間日に、蒲銅を費すこと或は一萬餘



斤、或は七八千斤、炭を要すること日に五六十石に上り、きといふ、斯くて前後に用ゐしところの熟銅實に八萬三千九百五十斤、佛身に塗る所の黄金千兩、金箔十萬枚、伊勢國住人大中臣水銀二萬兩を法皇に献ず、その多くは大佛修補の爲めに費せるなりき、鑄造を始めてより大般若經を轉讀すること二十餘部、仁王講三千四百餘座、八幡春日兩社の御神樂亦數々なりき、文治元年八月二十八日、修造全く成りて後、白河法皇親しく臨ませられ、開眼供養の式はいと嚴かに行はれぬ、洛中の緇素貴賤皆奈良に下向して、奈良の都は劫火以來絶えて久しき賑ひを見たり、大佛正に成りしかど、大佛殿造營は更に大事業なりき、文治二年三月二十三日、周防國を東大寺造營所に充て、重源をして國務を管せしめ、翌月十八日、杣始、重源以下十餘人、宋人陳和卿、番匠物部爲里、櫻島國宗等始めて、周防の杣に入り、良材を撰び、伐採運搬の功を企てぬ、柱一本を載する車牛百二十頭をして之れを牽かしめしものあるを見て、その事業の如何に困難にして、その結構のいかに壯大なりしかを知るべし、二十六日、重源伊勢神宮に詣て、六十口の僧侶を引牽し、新寫大般若經を轉讀して、大佛殿造營の成功を祈り、石清水、春日の兩社にも大願の成就を

祈れり、而來、或は山路の險惡なるあり、或は地頭の横暴なるあり、周防國に於ける用材採取の困難益、甚しく、文治三年三月四日には、賴朝周防國地頭に令して、東大寺造營用材の引夫を對擇することなからしめ、文治三年十月二日には、重源又狀を具して奏請する所ありき、曰く、人夫役は爾來田數に依らずして家別に課せしむべし、曰く、麻綱を諸國に附課すべし、曰く、轆轤を用ゐて人力を減ずべし、曰く、備前國の墾田を用途に充つべしと、或は賞をかけて良材を求め、或は山を開き道を通ずる等、その困難のさまは殆んど名狀すべからざるものあり、重源も一度は堪ふべからずとなして、造寺の事を辭せんと請ひたることさへありき、吾妻鑑に依れば、棟木に充つべきの材容易に求め得ず、文治三年始めて之れ採伐せり、其の長さ實に十三丈なりきといふ、然れども、重源が多年東奔西馳の勞苦遂に空しからず、建久元年に至つて全く其の用材採集の工を終へたり、是れより先、文治元年三月行隆逝去せるを以て、權右中辨藤原定長之れに代つて造寺長官たりき、かくて、建久元年十月十九日、棟上の式は行はれぬ、元來、大佛の背後に築山ありき、蓋し、佛身の偏倚を恐れて築きたるものなりけり、その土に徹はれたる所に、佛身



に破損あるを知りて、先づ之れが修理を施しけるが、此の山の高さ六丈、廣さ十四丈ありて、これを除かずば、大佛殿の偉觀を損ずべしとて、長官定長の至るを待たずして、重源は遂にこれを撤廢し了ぬ。やがて、後白河法皇の臨幸あり、先づ長綱二條を棟木に着けつ、法皇自ら右方の綱を引き給へば、別當僧綱等多く之れに従ひぬ。左方の綱は攝政兼實之れを引く文武百官之れに従へり。七道の萬民皆渴仰の誠を抽て、三拜の諸人肩を摺り、跟を踏む。當座に髪を切つて出家する者、亦頗る多かりきとぞ。越えて二十六日、造東大寺棟上の賞を行ふ。翌年八幡宮の造營成りぬ。下つて建久六年、堂塔悉く落成して、全く舊觀に復せり。即ち三月十三日を以て千僧供養を行ひ、後鳥羽帝百官を従へて行幸せさせ給ひ、征夷大將軍源頼朝諸將を率ゐて之れを監護す。文武百官の衣冠は碧瓦畫棟と相映じて、奈良は未曾有の盛觀を呈せり。

翻つて興福寺造營のことを考ふるに、養和元年正月二十五日、朝廷法印信圓を興福寺別當に、權少都寬憲を權別當に補し、翌二十六日、攝政基通興福寺燒亡後の處分を右大臣兼實に謀るところあり。三月一日、莊園僧綱復舊のことは前に述べつ。

越えて同月十二日、攝政基通權右少辨光雅を使者として、興福寺造營のことを具さに右大臣兼實と謀り、尋て同月十八日、右中辨兼光、權右中辨光雅の二人、勅使行隆と共に、南都に住いて興福寺燒亡の跡を検しき。六月十五日、造興福寺定、是の日直に小除目を行ひ、右中辨藤原兼光を造興福寺長官と爲す。二十日、木作始なり。七月八日、興福寺造佛司を補し、二十四日、基通告文を多武峯に奉りて、造興福寺の事を告げ、二十八日、其の講堂は上棟せられぬ。

文治二年三月二日、南都の佛師成朝、大佛師職を繼承し、興福寺佛像の造營を命ぜられんことを頼朝に請ふ。頼朝之れを朝廷に申請せしが、その裁許の有無は文献徴するに足るものあらず。六月二十八日、參議藤原光長を造興福寺長官に改補し、橘以政を造寺次官と爲す。以下故の如くなり。七月二十一日、攝政兼實三社に奉幣して、造營の功を祈り、越えて七月二十七日、興福寺造營事始を行ふ。長官光長、次官以政以下、南都に下向し、家司木工頭範季も亦講座南圓堂行事として共に往きぬ。九月十六日、攝政兼實春日若宮に幣使を發し、興福寺造營の成功を祈るところあり。十月七日、兼實新造の觀音勢至二像を南京に渡す。大藏卿宗頼、佛師法印院尊等



之れに従ひ、源義兼兵を率ゐて二像を護送せり。十日之れを講堂に奉安す。文治三年三月九日、東金堂の僧山田寺の佛像を奪つて、之れを同堂に移さむとせしが、兼實佛像を山田寺に返へすべきことを命じ、且つ東金堂衆の重なるものを罪科に處しき。七月十三日、興福寺南大門の上棟あり。十二月二十四日、勸學院政所長者宣を下して、興福寺金堂棟上、併びに攝政春日詣の人夫を大和の郡司及び多武峰墓守等に課す。翌文治二年正月二十九日、金堂、南圓堂棟上、勅使藤原公時及び攝政兼實之れに臨みぬ。治承の火災を去る茲に八年なり。儀式頗る壯嚴、先づ金堂の柱立あり、兼實以下僧俗綱を引く。やがて南圓堂の柱立も事なく終りて、別當以下に祿をたまふこと各、差あり。翌々三月十八日、奈良大風、南圓堂倒れしが、又直に修造せられぬ。六月十八日、兼實造佛始の儀を行ふ。翌五年八月二十二日、兼實南都に赴き、興福寺の工事を檢す。西金堂より始めて東金堂、食堂、經藏、僧房、講堂、南圓堂、一條院等を巡檢し、佛師康慶に面諭する所あり。越えて九月二十八日、兼實再び南都に赴き、南圓堂に新造佛像を移して、開眼供養を行ふ。開眼の導師東大寺一長者法務權僧正俊澄、本尊は不空罽索觀音像なり。こゝに於て、興福寺亦舊時の盛觀に復する

を得たり。建久五年八月、又藥師堂上棟あり。源賴朝これに蒞めり。北圓堂はいまだ再建に至らざりしに、後承元二年十二月に至つて、造興福寺北圓堂及び佛像造工始は行はれしなり。

かゝりけるほどに、嘗ては平氏一門に將として、一舉奈良の衆徒を擊破したる重衡も、今は武運拙くて源氏の捕虜となり、一たび關東に送られたりしが、奈良の衆徒は、之れを得て甘心せんものと、切に賴朝に請ひければ、元暦二年六月二十二日、重衡は奈良に送られて、翌二十三日、木津川の邊にて、遂に斬られにけり。衆徒やがてその首を執つて般若寺の門に梟せり。治承の法敵こゝに亡びて、衆徒等稍、古の盛況に向ひ、總代の高僧亦往々にしてこの地に生れたり。

かの二大寺造營の外、この期に於ける、造寺造佛の重なるものを摘記すれば、略次の如し。文治二年春、法隆寺中門二王像の綵色。文治四年三月、多武峰金堂の修造。同五年夏、多武峰寶積院柱壁板の佛畫の描寫等あり。建久五年六月、幕府、東大寺佛像及び戒壇院の造營を家人に命ず。承元二年、當摩寺新曼陀羅圖成る。繪師良賀、源慶なり。後建保五年、源尊をして、之れを補寫せしめぬ。永久元年閏二月十五日、長谷寺



焼亡、嘉祿二年十月二十二日再造、天下道俗争うて詣てき。寛喜元年五月九日、法隆寺金堂を修理し、翌二年五月、同寺夢殿上棟、尋て貞永元年八月、同寺金堂阿彌陀佛像成る。此の佛は堀河天皇の承德年中に盗の爲に取られたりしを、寛喜年中より造り始めて、こゝに至つて落成したるものにして、之れ即ち現存の阿彌陀佛なり。嘉禎三年四月十九日、東大寺の大講堂上棟、九月、法隆寺西大門を修理し、十一月、同寺上宮王院の禮堂廻廊成りぬ。延應元年五月、同寺中門の金剛像に施彩す、尋て、仁治三年三月、東大寺寶庫の歷朝御冠禮服を採檢す。建長元年三月、法隆寺南帶の修造、建長元年十一月、法隆寺西圓堂上棟、文永六年、唐招提寺の再興、弘安元年五月、疫病流行するを以て、興福寺等身十一面觀音堂を造り、翌月、又藥師佛を造りてその災を拂ふ。翌二年十月、興福寺講堂の上棟式を行へり。その他なほあるべし。造營亦頻繁ならずとせず、大和寺院の勢力なほ盛なりしを知るべし。

## 二、源義經と大和

頼朝はその政敵平氏を西海に滅ぼしてより、兄弟忽ち内に闘ぎけり、義經は兄頼

朝の疑を解くに山なくて、文治元年十一月、行家と共に船に乗じて、西國に逃れんとせしが、疾風俄かに起りければ、月の十七日轉じて大和國吉野山に遁竄せり。吉野執行衆徒を驅り催して山林を檢索すれども、得る能はず。會、義經の妾靜吉野藤尾坂を下りて、藏王堂に至れるを、衆徒等怪しみて之れを捕へて糾問しけるに、靜の曰く、義經此の山に潛匿すること五個日、衆徒蜂起の由風聞せるを聞きて、山伏に變裝して逐電し了んぬ。去るに臨みて、妾に金銀を與へ、雜色をして京に送らしめんとせりしを、雜色その財寶を奪ひ、妾を深山の雪に棄て、去りぬと。乃ちそのいふ所に從つて、義經を求むれども、得る能はざりき。越えて二十二日、義經吉野の深雪を犯して多武峰に向へり。既にして多武峰南院の僧義經に謂つて曰く、寺院廣しといふべからず、僧徒また幾何もあらねば、久しくこゝに忍び給ふことも叶ふべからず。請ふ十津川の邊まで送らんと。やがて僧徒八人を附して之れを掩護せしめぬ。文治二年二月十八日、頼朝義經の多武峰に匿るゝを聞き、與黨の僧徒を召喚せしめ、尋て三十日、宣旨を熊野金峰山の僧徒及び大和以下六ヶ國の國司に下して、行家、義經を搜索せしめぬ。此の後、行家は誅に服せしかども、義經はなほ巧



みにその踪跡を暗ませるを以て、同年六月六日、更に宣旨を五畿七道の國司に下して之れを逮捕せしめけれど、亦功なかりき。或は叡山に在りといひ、或は伊勢に往きぬといひ、或は又大和に潜むとぞ聞えし。依て六月十八日、又多武峰の僧龍諦房を捕へて糾問する所ありしが、又そのかひなかりき。此の後、義經尙ほ南都に在りて、興福寺の僧聖弘之れを隠匿すと聞えければ、比企朝宗兵を率ゐて聖弘の房舎に入り、之れを索むれども得ず。爲めに唯識會も行はれずなりにき。尋て實験使を南都に遣はし、聖弘を捕ふ。聖弘は義經の縁者なりと玉葉に見えたり。衆徒怒りて法華、維摩兩會を停めんことを訴へぬ。是れより先き、義經の吉野に匿るゝや、義經の名藤原良經と同音なるを以て、改めて義行と爲ししが、義行は國音能行に通ず、能く行きて隠るゝ義あり、故に今に及んで之れを獲ざるなりとて、文治二年十一月更に改めて、義顯となしぬ。又以て義經の捜査に如何に腐心せりしかを知るに足るべし。而して、南都の僧綱等が、實際如何ばかり、義經を庇護せしかは、今詳かならず。唯この數奇の人と、かの絶世の佳人と、吉野の深雪に跡つけけるのみぞ、後世幾多の詩人が好簡の題材とはなりぬる。

### 三、衆徒の勢力と寺領の紛争

興正菩薩、大悲菩薩、忍性菩薩は、管に鎌倉期に於る南都佛教の誇なるのみならず、實に又日本佛教の巨人なり。さもあれ、衆徒等が頑強は、此の期に入りても依然たりき。その一たび勢力を恢復するや、又盛に國司公卿と争ひぬ。文治三年十月、東大寺僧徒と伊賀守雅經と東大寺領柄田莊に關して争ひあり、院宣を雅經に下して、其の押妨を禁じたまひぬ。翌四年十一月、同寺の僧徒は中原親能の使者と闘争して、殺傷互に數十人に及べるあり。建久二年五月、興福寺僧徒は又その所領河内國狹山莊に國司の押妨することを訴へたり。建久八年十月、興福寺の訴よりて和泉守平家信を罷め、尋て播磨に流す。弘長二年六月十四日、左衛門尉大江頼重、奈良僧徒の訴に依つて大宰府に流され、建治二年九月、南都七大寺の騷擾あるや、右中辨藤原定藤、南都に至りしが、興福寺僧徒、讃岐房辨尹、嘗て定藤に遺恨あり、十一月七日、權辨源雅憲、南都より上洛するを見るや、辨尹誤認して、之れを定藤と爲し、その僮僕を抑留して害を加へたり。翌建治三年、宗兼、宗政を伊豆國に流したるも、亦興



福寺衆徒の訴によれりしなり。弘安元年七月二十七日興福寺の訴により、參議藤原頼親の官位を止め、安藝國に配流し、弘安五年十二月十九日興福寺衆徒の嗽訴に依り、權中納言源具房を安藝國に、按察使源資平を越前國に配流せり。以て僧徒のいかに頑強なりしかを知るに足るべし。

正應に至つて、又南都山門共に朝廷に嗽訴するところあり、五年正月十三日春日神木遷座、その翌日參議藤原冬季、光泰、教經、宗冬、資高等五人、皆氏を放たる。即ち興福寺衆徒の權威に依つて、その藤門より破門せられたるなりけり。二月一日參議藤原冬良、宗嗣、長相、俊光、顯家等五人、又氏を放たれり。而して、これ等の事皆藤原氏公卿の身を以て、神木の遷座中、或は御齊會、或は踏歌、或は元日の節會等に出仕したりとの故に、過ぎざりしなり。三月二十一日、興福寺衆徒三ヶ條を奏上するところあり、四月二十一日神木歸座す。

永仁四年九月二十六日、春日社の訴によりて、參議左大辨藤原俊光、南曹辨藤原定房氏を放たる。そは衆徒への書狀に實名を書せず、判形を載せざるの故とぞ。以て衆徒の眼中、又公卿なきを知るに足るべし。

斯くの如きもの、管に南都の衆徒のみにはあらず。文暦元年十月には、金華山の山伏京師に群參して、攝政藤原教實に嗽訴し、朝夕法螺を吹き立て、衆庶耳目を驚かすと、百鍊抄に見ゆ。永仁五年六月には、多武峰神寶入浴して、二十八日關白藤原兼忠の第に群參しぬ。その數二百餘人。翌月五日、又その神人四百餘人、兼忠の邸に嗽訴する所ありき。事由詳ならずと雖ども、その公卿を脅すこと南都の衆徒に似たりといふべし。

衆徒は國司公卿のみならず、又地頭とも争ひぬ。大和には固と地頭を置かざりしかど、寺領は諸國に散在したれば、自ら地頭との交渉多かりしなり。初め頼朝文治元年奏請して、莊園に地頭を置くや、地頭は反別加徴の兵糧米を徵收するの職を有したりしが、翌二年三月二十一日には、神社佛寺權門勢家の訴へに依て、兵糧米を停止するの止むなきに至りぬ。更に六月二十一日には、頼朝奏して、平族の歿官領を除くの外、近畿の守護地頭を罷め、山城、大和以下三十餘國に於ける、武士の濫暴を禁止せしめんことを乞ひ、十月八日院宣を頼朝に下して、諸國現在謀叛人の跡を除く外、地頭の進止を罷めしめ給ひき。然れども、武家は動もすれば、己れが權



勢を利用して、狼籍の處置多きを免れず。今史に見えたる奈良寺院と地頭との紛争の二三を擧ぐべし。

彼の周防國を以て、東大寺造營料に當てられたりし事は既にこれを述べたり。而して、此の地の地頭或は官庫を破りて米を奪ひ、或は公民を役して城廓を構へ、國衙の命にも従ふ者なし。されば、文治三年三月一日大勸進重源狀を上りて之れを訴へたること、吾妻鑑に見ゆ。能く事情を悉せるを以て、左に之れを引用すべし。  
重源申上候、御材木の事、急ぎ沙汰仕り候べき由存じて、罷り下り候ところ、なほく、武士の狼籍停まり候はず、筑前冠者家重、内藤九郎盛經、三奈木三郎守直、久米六郎國眞、江所高信、これ等各、鎌倉より地頭になり候て、所々に納め置きて候米百八十六石、その故なく押し取り候ひ畢んぬ。人夫食料に頼みて罷り下り候間、かやうに狼籍出で來候て、萬相違仕り候ひ訖んぬ。私に制止を加へ候に、更に用ゐず候、かやうの事靜まり候はずば、この御大事成り難く候者也。兼ては國人をかり集めて、城郭を構へて私の棟造りを初めし間、御材木引夫召し候に、更らに承引せず、或は山野の狩仕り候に、全く院宣に憚り候

はず、如此の事により候て、諸事事ゆかず候へば、恐の爲に急ぎ申し候由、委在廳解に申候よし、重源恐々謹言

文治三年三月一日

重源

これ東大寺造營のことのみにはあらず、地頭が寺領に對する關係の一斑を知り得べき好個の材料なるべし。

同年三月十五日、頼朝院宣を奉じ、法隆寺領播磨國鶴莊地頭金子十郎の同庄を押領するを停めぬ。吾妻鑑に依れば、去年一たび院宣に依つて下知を下されたる旨を記すといへども、他に所見なし。建保四年十二月八日、春日社領伊賀國壬生野庄を宇都宮朝綱地頭と稱して押領せるの訴へあり、幕府之れを記録所に成敗せしめ、越後國豊田莊はもとより東大寺の領たりしにかゝはず、土地遼遠なるが爲め地頭に押領せられたりしを、承久元年四月院の應令して周防國宮野庄、攝津國長洲莊と共に同寺東南院に屬せしめたり。これ等固よりその曲は地頭にありしなるべし。

安貞元年五月、幕府法隆寺の訴を以て、播磨國鶴莊久岳名新補地頭青木重元を罷



めぬ。新補地頭は彼の承久亂後に補せられたるものなり。蓋し同亂の際、久岳名莊の名主内藤某が官軍に屬したりとて、没官領に編入せられ、青木重元をその地頭職に充てたりしが、法隆寺がその寺領たることを訴へたりしかば、幕府これを認めて、地頭職を停止したるなり。かくて翌月三十日、鶴莊水田十八町を以て法隆寺勝鬘會料并びに談義料に充てられき。思ふに、戰亂中、その京方に屬し、や、或は幕府方に屬し、や、極めて判定し難きものあるのみならず、亂後急速の處置に出ても、そのなるを以て、その錯誤あるは勢免るべからざりし所なるべし。されば幕府その訴へに逢ふや、概ね直ちに前日の處置を取り消したり。此の後、天福元年七月九日、東大寺領周防國柁野莊新補地頭を罷めたるも同じき理なり。

安貞二年三月、春日社興福寺領伊賀國壬生野保予野莊等の土民が地頭の威を假りて對捍せるを訴へたるあり。寛喜二年八月、春日社神事及び興福寺西金堂寄人紀高綱等飯岡莊地頭の狼籍を訴へたるあり。建長七年八月十五日には、金峰山勝手、子守神輿を宇治の平等院に動座し、神領地頭源資國を訴へ、其の勅許あるべきを聞いて十八日を以て歸座しき。正嘉元年四月、興福寺攝津國吹田莊地頭のこと

を訴へしをもつて、之れを仙洞に議し、更に幕府に下して之れを成敗せしめしに、翌二年十二月、幕府寺家の訴を裁可せりき。

東大寺文書に、永仁元年十二月十七日、六波羅に命じて東大寺の訴へを裁せしめたるものあり。其の訴狀に、周防國宮野庄地頭押領公田由の事、伊賀國鞆田庄拓殖庄地頭年貢未進事、播磨國大部莊地頭非法事等あり。又以て地頭との關係を察知すべし。

永仁二年四月、東大寺はその舊寺領備前國野田南北條長治、神崎兩庄を返還せんことを訴へて曰く、右の庄は重源上人より開發相傳せるものにして、大佛造營の用途に充てたりしもの、その裁可を得ざるに於ては、衆徒將に門を閉ぢて、逐電せんとすと。斯くて、七月十三日、八幡神輿三基を奉じて入浴し、その二基を陣のほとりに振り棄て、一基を富小路西唐門前に振り棄てつ。翌日これを東寺金堂に奉安す。十二月十五日、幕府繪旨を奉じて、神輿の歸座を命ずるところありしが、従はず。翌三年七月九日、勅して神崎庄のみを附することとなり、十二月十九日といふに、神輿歸座しぬ。



永仁五年六月十四日幕府初めて南都一條院領に地頭職を置けり。之れ去んぬる正月七日衆徒が春宮權大進平信忠の宿所を破却したるが爲に、遂にこれを補するに至りたるなり。後嘉元二年九月興福寺の訴によりて、大和の地頭職をやむるを得たり。翌永仁六年二月西大寺住僧等上書して、幕府の御家人以下が、徳政に托して亂暴狼籍するを停止せんことを請ひたり。徳政の民庶を苦しむること足利時代に至つて、最も甚しきは勿論なれども、早く既に端をこゝに啓けるを見るべし。同年六月には、幕府東大寺領美濃國茜部庄雜掌法眼慶舜と地頭長井靜瑜結縁との争論を裁したるあり。

正和四年十二月十八日、東大寺八幡神輿二基又入洛す。内裡の北面に振りて棄て、晩に及んで、東寺金堂に入れ奉る。此の後元應元年又入洛す。權りに蓮華院に置かれしが、十二月院宣を下して、例の東寺に奉安す。元亨元年六月神輿歸座、これ等も亦寺領に關する愁訴ならんか。之れを要するに、永仁前後に寺領に關する紛擾極めて頻繁にして、衆徒は常に寺領維持に狂奔せり。蓋し、武家は又藤氏の如く柔順なるものに非ざればなり。

#### 四、寺院間の確執

此の期に入つて、寺院間の紛争も亦は愈甚しくなりぬ。而してその紛争の最も著しきものは又所謂南都北嶺の争隙なりとす。建保元年十月二十一日、清水寺の僧徒興福寺の管轄を停め、窃かに地を割いて延暦寺に屬せしめしかば、興福寺の僧徒痛く之れを怒り、春日神木を奉じ、大擧して入京せんとし、撤して信貴山の僧徒を招く、爲めに南都動搖して、恒例の春日祭も行はれずなりぬ。十一月八日法印道長を比叡山に遣はし、興福寺と和解せしむ。東塔は勅命に従ひしも、西塔は服せざりき。十日興福寺の大衆神木を奉じて、宇治の平等院に着す。その數二萬人、延暦寺を焼くべしと呼號す。官兵宇治橋を撤して之れを防ぐ。十八日權中納言兼按察使藤原光親を奈良に遣して、興福寺に説き、且つその歸途、宇治に至りて衆徒を慰諭せしめしかば、二十日に至つて、興福寺僧徒漸く宇治より退去し、春日の神木も亦歸座しぬ。此の後十二月十九日、興福寺衆徒また蜂起しぬと聞え、翌建保二年八月七日にも僧徒春日の神木を奉じて入京せんとしければ、官兵を宇治、勢多、淀等に



遣はして之れを防遏しぬ。

兩山の争はかくの如くにして、一たび、靜平に歸せしと雖も、此の間彼の承久の大亂を経て、天下の形勢一變せる後、又紛争を醸しぬ。而してその始めは興福寺と多武峰との争に起因せりしなり。

興福寺と多武峰とは、是れより先き文治三年に於ても、小紛争を起し、が、此の年興福寺僧徒多武峰墓守の住宅三百餘宇を焼き、その領地を侵掠したりしかば、八月八日延暦寺は之れを朝廷に訴へたり。建保二年四月二十三日及び二十五日の兩度に於て、興福寺の僧徒、又多武峰の坊舎を焼き拂ひ、山門の衆徒また蜂起す。こゝに於て、六波羅は使者を鎌倉に派して、之れを幕府に告ぐると共に、二十七日關白藤原家實使を南都に遣はして、慰諭するところあり。五月六日興福寺別當實尊、權大僧都珍喜並びに其の職を罷められき。皆多武峰焼亡のことに座してなり。かゝれば、關白春日奉幣もちのづから延期となりぬ。十一月春日神木動座將に參洛せんとす。五月十四日公卿南都北嶺の動亂を議し、二十三日幕府又之れを議し使を京師に遣はす。二十七日南都七大寺及び春日社門を鎖し、僧徒離散す。一方には

六月六日といふに延暦寺の僧徒亦蜂起して、多武峰の焼失を訴へ、日吉の神輿を奉じて入京せんとす。官兵を遣はして、纒かに之れを防遏するを得たり。かゝれば、七月七日法勝寺御八講といふにも南都の寺僧は一人も參會するものあらざりき。二十八日朝廷南都の僧徒擾亂のことを幕府に告げしことは史に見ゆれど、其の後如何の處置かありけむ。八月十三日に至り、南都の擾亂治まりて、諸寺皆門戸を開くに至りぬ。

嘉祿元年十二月十六日、尊性法親王四天寺別當とならせ給ふ。興福寺、東大寺及び近江の園城寺等之れを嫉み、入洛して朝廷幕府にその改補を迫りて止まらず。蓋し親王は後天台座主となり給ひし人なれば、これ亦南都北嶺對抗の餘波なり。南都の寺院乃ち皆門扉を閉ぢ、恒例の佛事を絶ち若し聞かれざるに於ては、火を放つて大佛殿以下悉く灰燼に化せしむべしと稱す。朝廷は幕府に仰せて、之れが鎮壓を計らせ給ひしかども、幕府も亦之れを如何ともする能はず。已むなくして、法親王に辭退あらんことを望みしが、親王之れを喜び給はざりしを、寛喜三年に至つて、遂にその職を退き給ひぬ。



此の後、天福元年四月、延暦の僧清水寺を焼いて、彼の興福寺が多武峰を焼けるに報いんとせしが、朝廷之れを禁遏し、こゝに南都北嶺の争亂は一たび其の局を結ひぬ。

然るに、寶治元年五月二十二日、最勝講結願の際に當り、山門僧徒興福寺權別當覺偏の寓所を焼きければ、こゝに又奈良僧徒との間に鬭争起りき。依て朝廷その張本因幡守弘盛を捕へて、事一たび治まりしが、翌二年七月一日、奈良僧都榮圓、玄藝の二人上皇を呪咀せるの故を以て、之れを捕へて六波羅に附し、八月十二日院宣を六波羅北方北條長時に下し、南都北嶺の騷擾を鎮撫せしめぬ。

此の後、弘安四年、興福寺と多武峰との間に又争を惹起しぬ。六年三月、長者宣を以て、多武峰の愁訴を停めしめ、七年七月更に院宣を以て、多武峰山門衆徒の暴動を禁じ、尋て多武峰三綱を召して、興福寺との戦狀を糾問するところありき。かゝるほどに同年八月二十八日、興福寺僧徒蜂起し、多武峰四ヶ郷を襲撃して、その二郷を焼きければ、遂に宣旨を七道諸國に下して、興福寺凶暴の徒を捕へしむるに至りぬ。

永仁三年、興福寺及び延暦寺の間に、江州の土地訴訟のことあり。興福寺また神木を遷座して聖斷あらんことを請へり。

興福寺と石清水との間に於ける鬭争も、亦劇甚なるものありき。始め、建久元年五月二日、石清水八幡領山城國切山の民、興福寺領天山の杣人と争ひて、之れを殺しかば、興福寺衆徒百餘人、兼實に因りて、犯人を處断し、宮寺別當成清を罷め、切山の論地を收領せんことを請ひぬ。兼實院宣に依りて、別當成清を召せども、成清應せず。兼實院裁を仰ぎまつりしが、法皇は唯犯人を處断せしむるに止めしめ給ひき。翌建久二年九月六日、兼實院旨を奉じて、成清を召問せしに、成清具さに辯疏するところあり。法皇漸く成清の奏狀を嘉納し給はんとし、やがて、之れを六波羅の問注に附せしかど、その結果は審かならず。

嘉禎元年五月に至り、興福寺は又石清水神人と隙を生じぬ。蓋し、石清水領薪莊民水利を論じ、興福寺領大住莊民を殺ししを以て、興福寺僧徒亦薪莊を焼き、神人を殺し、將に石清水を焼かんとす。こゝに於て、朝廷六波羅に勅し、之れを按檢せしむ。六月三日、六波羅武田信政、宇都宮泰綱等を遣はし、之れを防がしめ、大住莊官等



を捕ふ。同年十二月二十二日、興福寺僧徒、神人と共に春日神木を奉じ、將に入京して石清水新領、因幡國を公に收め、別當宗清を流罪に處じ、神人片野宗成を誅戮せんことを請はんとす。乃ち又六波羅に勅し、宇治橋を撤して之れを防がしむると共に、翌二十三日、左少辨藤原兼高を二十五日、藏人頭左大辨藤原爲繼を宇治に遣はし、僧侶を慰諭せしかど、僧徒命を奉ぜず。かゝりし程に、此の年は暮れて、明くれば嘉禎二年とぞなりぬ。正月一日の節會にも、天皇も出御したまはざりき。小朝拜及び奏樂も止みぬ。藤原氏の公卿も皆朝せざりき。此の日、興福寺僧徒、神木を宇治に捨てたれば、神人之れを平等院に奉安しぬ。八日の御齋會始にも、南都の僧徒一人だに參仕せざりき。十九日、長者宣を興福寺に下して、僧徒を慰諭するところあり。幕府も亦數、書を與へて、神木の歸座を促したりしが、二月十四日に至つて、更に後藤基綱をして、兵を率ゐて木津川に至り、幕命を僧徒に傳へしむ。こゝに於て、僧徒始めて畏服しぬ。賴朝以來、幕府は主として寺院の懷柔をのみ計れる觀ありしが、今や之れを威壓するの方策を採るに至りしを察すべし。かくて、十九日、春日社興福寺、東大寺は悉く開扉し、二十一日、神木歸座するに至れり。二十七日、春日、大

原野、吉田、三社に奉幣し、攝政藤原道家願文を春日社に奉り、翌月二十一日、幕府南都僧徒の擾亂を鎮定せるの功を以て、後藤基綱及び僧降圓を褒賞し、事漸く落居しぬ。

然るに、同年七月二十八日、興福寺の僧徒宿意未だ達せずと稱し、春日神木を金堂に移しぬ。依て幕府又後藤基綱を京師に遣はせり。九月二十八日、春日の神人訴ふるに、南都警備の武士、道を塞ぎて春日の供米通ぜざるを以てす。依て令して、武士の狼籍を禁ぜり。然れども興福寺の僧徒城を築き、益、戦具を整ふるを以て、十月興福寺僧徒の莊園を收め、權りに大和の守護地頭を補し、而して僧徒等には、精米を送給することゝ爲し、因て道路を塞ぎて、僧徒の出入を嚴禁し、斷としてその強暴を威壓するの策をとりたり。されば、十日の維摩會も行はれざりき。十七日、僧徒始めて城郭を毀ちて、その兵を解き、十一月二日、神木歸座、僧徒靜平に歸しぬ。是の月十四日前に置くところの大和の守護新補地頭を停めたり。

康元元年五月十日、東大寺、興福寺と争ひ、東大寺別當定親、興福寺衆徒の狼籍を訴ふ。さる程に、東大寺衆徒諸堂の門戸を閉して離散せしかば、定親更に之れを六波



羅に告げ、早くその沙汰あらんことを促しぬ。弘長三年、東大寺興福寺の童衆又相争ひ、雙方許多の死者を出しぬ。

多武峰及び金峰山の間にも亦鬭争あり、始め兩寺の僧徒口論を構へ、互に怨を結びて鬭争せしかば、承元元年正月院宣を兩山に下し給ひて、懇諭する所ありしが、三月三日金峰山の僧徒遂に蜂起して、多武峰に放火し、その僧房を焼きぬ。藤原氏即ち家臣を遣はして、その焼迹を検せしめ、多武峰を始め、春日、吉田、大原野三社に告文を奉りたり。尋て同四月十九日、關白藤原家實、多武峰焼失に就て會議するところあり。二十五日金峰山檢校前大僧正信圓の職を奪ひ、興福寺別當雅縁を以て之れに代へ、執行法橋春賢以下房仁、教實、淨秀、増覺、善幸、光信の七人を配流に處せり。九月三日、權大僧都實尊を以て、金峰山檢校に改補し、同十五日、春賢等の配流は赦免せられぬ。

吉野と高野との間にも、亦紛擾を免れざりき。建保六年正月、吉野山執行春賢、高野山の領地を侵略し、界標を奥院の邊に建て、恣に遊獵せしかば、高野山は之れを朝廷及び幕府に訴へぬ。依て五月二十三日、院宣を吉野に下して、吉野執行春賢等

の高野山領を侵掠することなからしめ給ひしが、その論争はなほ已むべくもあらざしりしかば、翌々承久元年閏二月七日、後鳥羽上皇吉野高野疆界争論の訴狀を徴し給ひ、四月十一日公卿會議あり。十二月十八日、再び院宣を下して、境界争論を和解せしめんとし給ひしかど、兩山の争は、未だ全く融和せざる中に、所謂承久の亂出て來て、忝くも三上皇は遠き小島に移り給ふことゝはなりぬ。その後嘉祿二年に至りて、金剛峰寺の僧徒又もや蜂起して、吉野藏王堂を焼きしかば、小守勝手兩社の神人等之れを喚りて、八月八日といふに、將に神輿を奉じて京に入らんとす。六波羅兵を宇治に遣はして之れを防遏せしかば、十九日に至つて、兩社の神輿は歸座したり。十月十三日幕府兩寺僧徒の紛争を裁し、二十六日、令して、吉野が妄りに神輿を動かしたりしを責めて、凶僧を斬り、こゝに兩山の鬭争は和平に歸しぬ。

正應三年十二月二十六日、吉野神輿を石清水に振り棄てしことあり、或は石清水との争なりけん、但し事由徴すべきものなし。



五、衆徒の黨争

外に寺院間の確執絶えずして、内に又衆徒の黨争息む時なかりき。承元三年七月、興福寺僧徒等黨を分つて争鬪せるを以てその首魁を逮捕せり。翌四年五月には、同寺衆徒等朝廷に訴へて、法隆寺別當の改補及び維摩會講師を改めんことを要請せり。蓋し法隆寺別當前權僧正成實が、その弟子兼寛に法隆寺別當職を譲りたるを不可なりとし、七大寺別當職はその弟子に讓補することを停止せんと請ひたるなりけり。斯かれば、此の月二十日に院宣その請を聽してこれを禁じ給へり。此の後、興福寺僧徒別當圓實を訴へしが、朝裁延滞せりとて、文永元年七月二日、春日神木を奉じて移殿に遷しき。八月二日、神木を金堂に遷し、六波羅の使者を追ひ返へししかば、九月十二日、朝廷圓實の寺務を罷めしむるに至れり。寺務の争は、此の後に及んで益甚だしく、永仁元年十月に至り、又騷擾を始めぬ。此の月二十日、一乘院僧徒、大乘院僧徒と鬪争す。疵を蒙り命を墜せる者、其の數を知らずといふ。翌月十七日、春日若宮祭禮の日に當り、數千騎入り亂れて戦ひ、夜に及

んで、大乘院方菩提院に引き籠りぬ。一乘院と大乘院とは、興福寺の寺務門跡にして、大乘院慈信は去んぬる八月三日、別當に補せられたるもの、蓋し之れよりその争を醸したるものなるべし。二十日、一乘院の軍勢菩提院を攻め、二十四日又合戦す。此の間六波羅之れを關東に注進し、近國武士をして、南都寺門を警固せしめ、十二月十二日、一條院、菩提院の城郭を撤せしめぬ。尋て翌二年七月十七日、六波羅問注所に於て、南都兩門跡の争ひを對決せしめ、九月二十七日、一乘院の僧正覺照勅勘を蒙りぬ。而も南京なほ未だ靜まらず。十月五日には、春日神木木津に遷座し、爲めに京官除目も行はれず。十日の維摩會も、止められにき。十一月中臣祐世を春日社司權預となし、十二月、一乘院門主の流刑を免ぜられぬ。翌三年三月十四日、興福寺僧徒奏狀を奉りて、神木遷座中、叡山に臨ませられざらんことを請ひ、翌四月二十四日には、春日社造宮預祐家、又此の争のことによりて、職を罷められ、祐定之れに代りぬ。かくて翌五月四日、神木始めて歸座しぬ。五日、大僧正慈信興福寺別當を辭し、翌月十一日、顯覺權僧正別當に補せらる。永仁三年十一月二十日、後深草院奈良に御幸ありて、春日社に參籠せさせたまひ、



祈願するところあり、尋て興福寺、長谷寺、東大寺等を巡拜あらせられつ。而して其の還幸あらせらるゝや、やがて、一類の凶徒春日社に亂入する者あり、忽ち又闘争を惹起して、社頭を血に汚すに至りぬ。翌四年二月又衆徒の争亂あり、關東の使者奈良に行いて、之れを止む。尋て九月十三日、春日社神人上洛して狼籍す。十月四日綸旨を下して、神木歸座を命ぜられしかども、衆徒命を奉ぜず。翌五年八月二十一日に至つて、始めて歸座せり。こと多く黨争の餘波なるべし。

建治二年九月、南都七大寺の學侶訴ふる所あり、門を閉ぢて、神佛の祭祀を廢し、かば、左少辨平忠世を勅使とし、右中辨藤原定藤を氏の長者の使者として、南都に遣はして之れを諭し、漸く門扉を開かしむることを得たり。

徳治二年十月二日、春日神木入洛ありしが、その後十二月十二日、又神木の遷座あり。十五日衆徒は遂に神木を奉じて、宇治平等院に至りぬ。武士橋を撤して、之れを防ぎしが、そのかひなくて、二十日遂に神木の入洛を見たり。彼れ等の請ふところ三ヶ條曰く、前備中入道頼綱法師を、尾張國に配流すべき事。曰く、達磨寺勸進仙海を三河國に配流すべき事。曰く、宇治橋警固の武士の狼籍を速かに尋究注進すべ

き事。而して其の請ふところ皆容れられ、院宣を寺家に下されしかば、七月十二日神木歸座しぬ。

此の後、正中二年六月二十三日、權僧正覺尊、禪定院を攻め、大乘院門主聖信を追放す。こゝに於て、事務神木を金堂に遷しき。翌七月、聖信は禪定院を焼いて之れに報いぬ。その他の小紛擾は殆んど枚擧に遑あらず。

如上の黨争多くは興福寺の衆徒に係る。蓋し、此の時に當つて、興福寺領最も廣大にして、六方衆勢威を張りければなり。但し、他の寺院内にも多少の争擾ありしことは勿論にして、正和四年二月、法隆寺衆狼籍し、正中二年二月、同寺の僧徒又闘争して、負傷數十人に及び、老僧等の慰諭によりて辛うじて和解したるが如きその一例なり。

## 六、元弘の亂と大和

願みて天下の形勢を視れば、承久の亂、元寇の役は、此の期に於ける二大戦亂なり。と雖も、大和一國の上に於ては、唯元寇の役に社寺の祈禱の盛なりし外は、特に注



意すべきものなく、例に依つて絶えざる寺院の鬭争と、絶えざる神木神輿の遷座入浴と唯紛々擾々たりしに過ぎざりしが、かゝる程に、鎌倉幕府は漸く衰兆を現はし來り、朝廷には、後醍醐天皇英明の資を以て、王政の復古を念とし給ふに至りて、大和の地は、國史の上に、離るべからざる關係を保ち、茲に新たなる史實の記すべきものを見るに至りぬ。

幕府の末世、政令弛廢し來るや、各地の土豪漸くその幕府の制令を奉ぜず、元享二年攝津國住人渡邊右衛門尉、紀伊國安田庄司等亂を爲し、頃、大和に於ても、越智四郎といふ者、亦六波羅の命を奉ぜざりしかば、河内國住人楠木正成、幕府の命を受けて、盡くこれ等を平定せり。他日南朝の忠臣として名を萬世に垂るゝ正成は、こゝに初めて史上の人となりぬるなりけり。

やがて、後醍醐天皇が討幕の御謀は、關東に洩れて、所謂正中の變あり、その後、喜曆元年、皇太子邦良親王の薨ずるや、天皇はその御子を、太子にもと思召しけるに、關東の計らひにて、持明院統の量仁親王の立場となりぬ。天皇の幕府を疾みたまふこと愈甚だし、乃ちその皇子尊雲法親王を天台座主と爲したまひたる如き、必

ずや、寺院の勢力に頼らん御志ありしなるべし。されば、元徳二年三月八日、春日社に行幸し、東大寺及び興福寺にも參拜し給ひたるさへあるに、備前國を春日社に寄進したまひしが如き、又這般の消息ありしこと、殆んど疑を容れじ。蓋し春日行幸は久しくうち絶えたりしを、茲に舊儀を再興し給ひしものにして、衆徒歡喜の掌を合はせて鳳輦を迎へしなり。増鏡には例のいみじき見物なれば、棧敷ども、えも云はずいどみつくしたりと見えたり。以て當日の盛觀を知るべしと雖も、なべての行幸とこと變りて、天皇の御心の底は、さる優長なるものにはあらざりけん。三月十一日還御。やがて、叡山に行幸せさせ給へる、いと御心に期し給へる所ありしを推し計りつべし。かくて彌、御計畫の歩を進め給へる程に、北條氏も亦之れを察して、八月二十二日、遂に二階堂貞藤を將として、兵を率ゐて京師に入らしめぬ。今は猶豫あるべくもあらねば、月の二十四日といふに、天皇神器を奉じ、夜に乗じて、忍びて奈良に幸したまへり。中納言藤原藤房、權中納言源具行供奉しまつる。花山院師賢が忝くも、袈龍の衣を賜はりて、山門に赴きたるは、山門に行幸ありたる體にたばかられたるなりけり。



かくて、天皇は二十五日東大寺東南院に入り給ひぬ。院の法務聖尋時に東大寺別當にして、志深き者なりければ、使を出して天皇を木津に迎へ奉りて、直に松嶺寺に入れ参らせ、御加勢のことを計りけれども、寺内に北條の族ありて事成り難しと見えければ、やがて天皇を奉じて山城の笠置に赴きぬ。寺内の僧のこれに従ひしもの多く、般若寺などにも、志深きもの多かりしが如し。笠置は久しからずして陥りぬ。天皇もやがて隱岐の小島に移り給ひぬれど、大和國內には勤王の士漸く起りて、河内の楠木等とともに建武中興の主力とはなりぬるなり。

天皇御潜幸の後、久しからずして、尊雲、尊澄、兩法親王は大和に入り給ひしが、尊雲法親王は笠置落城以前に赤阪の城に赴き給ひ、還俗あらせられて、護良親王と申しき。やがて天皇の御子達は皆捕へられて散りく、に移されさせ給ひしかど、護良親王のみは、光琳房、赤松則祐、村上義光、片岡八郎、矢田彦七等を従へ、金剛山より熊野、十津川あたりを行き廻り、四條隆資等とともに、同志を募り給ひしかば、十津川の人竹原八郎は、令旨を齎らして熊野伊勢を尙へ、元弘二年六月、義兵を伊勢に挙げたり。この年十一月、親王吉野に城き給ひしかば、吉水院宗信は吉野衆徒を率

ゐてこれを護り奉り、近郷の兵のこと、馳せ集ひしは更なり、國內の志士の義兵を挙げしも多かり、けれど、唯、三年正月、大和の人高間行秀その弟快全等、菟山に戦ひ、二月十三日又黒阪に戦ひしことの外は、確實なる記録を存せざるこそ口惜しけれ。二月、二階堂道蘊大軍を以て吉野城を圍む、數日にして、抜くこと能はざりしに、會、吉野執行岩菊丸、金峰山の問道より、敵兵を導きければ、閏二月一日、城遂に陥りぬ。村上義光等難に徇じ、親王は天の川を経て紀伊に入り給ひぬ。時に、宗信は親王に扈從し、高間兄弟は山城に入りぬ。

かくて、東軍は金剛山の孤城に集ひけるに、足利尊氏、新田義貞等歸順して、天下の形勢忽ち一變し、元弘三年、天皇京都に御還幸あり。こゝに建武中興の偉業は成りぬ。



## 重源

重源俗姓は紀氏、刑部左衛門尉重定と稱し、剃髮して俊乗坊と號せり。紀長谷雄十  
一世の孫なる瀧口左馬允季重の子にして、建仁寺の開山榮西の弟なり。稟性峻軼  
にして遠量ありき。年十三にして醍醐寺に入りて密教を學び、後黒谷の法然上人  
源空に就きて、專修念佛の法を受けたり。仁安二年宋に入り、翌秋歸朝せり。治承四  
年十二月二十八日大佛殿平重衡の兵火に罹り、伽藍大抵烏有に歸せしのみなら  
ず、大佛の頭及び左手熔流して落ち、挾士、四天王繡帳も共に焼失せしかば、朝廷左  
少辨藤原行隆を造寺司長官とし、これを修造せしめんとす。行隆鑄師十餘人を率  
ゐ、來りて補修を企てたりといへども、鑄師皆辭するに人力の及ぶ所にあらざる  
を以てせり。源平盛衰記によれば、左少辨行隆大佛殿造營の御沙汰ありし後、  
東大寺の大勸進の仁、誰かに仰付くべきと議定あり。當世には黒谷の源空は戒  
徳天に覆ひ、慈悲普くして、人擧げて佛の思をなす。彼の法然房に仰せ含めらる  
べきかと、諸卿吹舉し申しければ、法皇即ち、行隆朝臣を以て大勸進を勸むべき

の由仰せ下さる。法然房院宣の御返事申されけるは、源空山門の交乘を止めて、  
林泉の幽居を占むること、偏に念佛修行の爲なり。若し大勸進の職に候はば、定  
めて劇務萬端にして自行成就せじと、固く辭み申されけり。重ねたる院宣には、  
門徒の僧中に器量の仁ありや、擧し申すべしと仰せ下す。法然房暫く案じて、上  
の醍醐におはしける俊乗坊重源を招き寄せて、院宣の趣申し含め給ひければ、  
左右なく領掌し給へり。即ち是を擧し申されければ、俊乗坊院宣を賜はりて、大  
勸進の上人に定まりにけり。

かくて、重源は大勸進の上人となりしかば、銳意成功を期し、一杖一蓋、千里の山川  
を跋渉し、十方の施捨を勸進せしこと二閱年にして、大佛修造の資料備はりけれ  
ども、未だ匠工のその技に堪ふべきものなかりしが、會、宋の陳和卿來りて我が國  
にありければ、重源これと相計り、養和元年起工し、治鑄せること十四回にして、壽  
永二年五月に至り竣功せり。翌々文治元年八月二十八日後白河法皇親臨し給ひ、  
東大寺大佛の開眼供養の式をあぐるに至りぬ。是れより先、重源は一車を造り、自  
らその中に坐し、左に詔書を奉じ、右に幹疏を持し、諸國を巡行して四民を勸化し、



普く淨財を募りぬ。元暦二年三月七日征夷大將軍源賴朝米一萬石、沙金一千兩、上絹一千匹を東大寺に寄進し、修造の料に充てしめ、又書を南都衆徒に致して力を修造に盡さしめ、文治二年三月に至り、朝廷周防國を東大寺造營料所に充て、重源をして國務を管せしめたり。四月重源以下十餘人及び宋人陳和卿、番匠物部爲里、櫻島國宗等始めて周防國に入り、料材を探りて柱礎の構を致し、土木の功を企てたり。同年四月二十六日、重源往昔の例によりて伊勢太神宮に詣て、新寫大般若經を轉讀して、大佛殿造營の成功を祈りしかば、法皇院宣を下して、これを贊助し給へり。こゝに東大寺大佛殿の造營計畫は略、緒に就きしが、是れより十年間重源の苦心は實に容易ならざりしなり。よりて度々院宣を請ひ、幕府に請願する所あり。幕府麻綱を諸國に課し、或は家別に人夫役を課し、材木の運搬を助けしむるなど、命令を發すること頻なりき。東大寺造立供養記に、材木運搬の狀況等を記して曰く、

爰巡檢材木之間、深谷高巖、莫不歷覽、命柚人等云、於好木求得之、登者柱一本別、可賜米一石云々、因茲柚人等發勵心、不論谷峰、忘羸最以求尋好木也。柱一本長或九

丈、十丈、或七丈八丈、口徑五尺四五寸也。一本別作法者、建轆轤二張、以附人夫七十人、而押轆轤引大綱也。綱口六寸、長五十丈也。五十人而持、舉綱一丈也。此綱二筋附柱本末而引之。若無轆轤、則令千餘人以引之。然間或埋數十丈溪、而平嶮難、或掘高、大磐石、而開山路、或截衆木、而除荆棘、或構大橋、以通于谷、嚴寒凌氷、以盡人力、炎天拭汗、以勵此役矣。雖有大材、難得好木、雖切數百本、纔得十廿本、所以者、或大木中空、損、或節枝多有難也。從柚中出大河、名曰佐波川矣。木津至于海七里、水淺、故柱不流下、仍關河而灌水也。七里之間、關水之所、自十八處也。新堀於河、通于江海、從四月上旬、至七月下旬、關水之間、手足爛壞、身力悉費畢。凡如此等大事、唯非一處、二處、既數百處也。唯非一年、二年、既十餘年也。或東西之峰、或南北之洞、四角八方、在々所々、柚中造道三百町也。筏組之様、非普通之儀、依上人之巧、而操筏之構也。以葛藤爲綱之間、國中葛藤拂底畢、仍往他國採之也。筏到來之時、儲種々構也。木津河淺、則以橋船四艘、而附柱本末、即浮柱之秘術也。到泉木津之時、以大力車而載之、懸牛百二十頭也。

かくて、文治二年四月重源周防の柚山に入りしより、四年を経て、建久元年七月二



十七日始めて大佛殿の母屋の柱二本を立て、同年十月十九日後白河法皇臨幸して上棟式を挙げさせ給ひぬ。建久六年に至り、殿堂落成し、碧瓦葺棟全く舊觀に復せり。同年三月十三日千僧を鳩めて供養し、後鳥羽帝百僚を従へて臨幸あらせられ、征夷大將軍源頼朝諸將を率ゐてこれを監護し、其の壯觀人目を驚かせりとぞ。重源この後十一年を経て建永元年六月四日を以て歿しぬ。享年八十六。衆重源の肖像を作りて小堂に安置し、重源が用ゐし杖笠を陳ねて其の功を旌せり。重源かつて諸國を巡化し、周防長門二州の飢に惱めるを見て、私財を捨て、これを救ひしかば、二州の民其の德に感じ、歳々米千石を東大寺に寄せたりといふ。重源又七所に精舎を構へ、僧を置きて念佛を斷たざりき。所謂東大寺の念佛堂、高野の新別所等なり。重源の墓は東大寺念佛堂の傍にありしが、元祿十六年、佐保川の上流東大寺の北なる伴寺山に移したり。

## 覺盛

覺盛は唐招提寺の律僧なり、字は學律、後窮情と號す、大和服部の人なり、少にして

興福寺の金善法師に就きて剃髮受學し、凡百の經疏眼を過ぐれば能く諳んじぬ。建曆二年京都高山寺の明慧上人、西大寺の戒和尚等に就きて、學を修め、後ち常喜院に住し、専ら戒律を以て任とす。覺盛當時の僧侶が皆佛學を貴みて、戒律を輕んずるを歎き、嘉禎二年秋、叡尊、圓晴、有嚴等と共に道場を嚴飾し、瑜珈大乘論によりて自誓受戒したり、この時四十三歳なり。四方舉りてこれを排難せしかども、更に初志を挫かず。興福寺の松院に住して益、戒律を唱へしに、道俗靡然として化に向ひぬ。仁治年中、四條天皇覺盛の戒徳を聞き、詔して宮中に召し、菩薩の大戒を受け給ふ。この時后妃公卿等同じく戒を受くるもの多かりき。寛元の初旨を奉して唐招提寺に住す。時人皆師の徳を稱して、鑑眞の再生といへり。建長元年五月十九日五十六歳を以て歿しぬ。弟子等爲に塔を同寺に建てたり。後醍醐天皇嘉曆三年大悲菩薩の號を賜ひき。

## 叡尊

叡尊字は思圓、西大寺の律僧なり。俗姓は源氏、母は藤原氏、建仁元年添上郡笑田に



生れぬ。七歳にして母を喪ひ、出家の志禁じかたぐ、十一歳にして、家を離れて醍醐の叡賢に師事し、十七歳にして剃髮して密乗を學び、後東大寺に來りて覺盛、覺澄、圓晴に従ひて南山の宗を學びぬ。叡尊常に戒律の衰へたるを慨きしが、嘉禎二年秋三十六歳にして、覺盛、圓晴、有嚴等と共に瑜珈大乘論によりて自誓受戒し、海龍王寺に住し、西大寺に移りて戒疏を講じ、布薩を行ふ。これより諸所に戒を授け、七衆皆備はり、戒學の再興を見るに至れり。文永四年般若寺を修營し、五年無遮の大會を設け、餓者數萬人を救ひぬ。弘安二年には後深草上皇の命を奉じて梵網經を講じ、宮中に留ること七日、後深草龜山兩上皇に戒を授け奉りぬ。この時后妃公卿の戒を受くるもの五十九人ありき。四年春、國家の爲に最勝王經を寫したるに、上皇自ら護國品を書したまひ、尋て西大寺に幸して叡尊に仁王曼陀羅を賜ひぬ。三月播磨嵯峰寺にて戒を授くること一千八百五人、四月平等院にては八百人に餘りぬ。六月蒙古來寇するや、勅を奉じて京都奈良の僧五百六十餘人と共に、山城男山入幡宮に仁王會を開き、愛染の法を修しぬ。後宇多天皇叡尊を召して菩薩戒を受け、弟子の禮を執りたまふ。七年四月歳八十を経ぐるを以て、輿に乗りて宮禁に

入ることを許されたり。伏見天皇即位したまふや、又叡尊を召し、法を問ひ、戒を受けたまひぬ。正應三年八月の初疾を發し、二十五日西大寺に終りぬ。年九十。遺骨を西大寺の近傍に納めたり。叡尊内密教を持し、外律宗を興し、旁唯識に涉り、威徳四邊に震へり。戒經を講じ、布薩を行ふこと一萬七百十餘座、戒を授くるもの六萬六千一百三十餘人、密灌を授くるもの七十餘人、漁獵を禁じ、放生池を置くこと一萬許、門下、良觀、慈道等三十餘人皆名刹に住せり。その著に梵網古迹文集、表不表章文集、外數種あり。正安二年、後伏見天皇勅して興正菩薩と諡したまへり。

### 圓照 凝然

圓照は實相と號す、俗姓藤原氏、母は源氏の出、奈良の人なり。承久三年に生れ、十歳剃髮し、十五歳東大寺良忠に投じ、智舜、真空に就きて三論を聽き、二十歳、大悲菩薩の壇に昇りて具足戒を受く。寛治元年海龍王寺に居り、深く八宗の綱要を研究せり。治承の火後、戒壇廢頽して、再興の企ありしが、建長三年請ぜられて主となり、律規を行ひ、日に講席を張る。康元元年秋放生會を修せんと欲し、難波の津住吉浦に



至り、法財を棄て、魚族を救ふ。又元興寺の恢復を計り、正嘉元年、春法華を講じて、道俗を化し、僧房を造りて、莊園を附し、碩學をして、唯識を講ぜしむ。この秋、石清水善法寺の開山となり、別に竹林寺を構ふ。法隆寺上宮王院、和泉の家原寺に歴住す。冬、勅により東大寺幹事となり、職に居ること十四年、志を經營に置き、法華堂、二月堂、三面房舎、七楹の鐘樓皆舊觀に復す。正元元年、藤原隆親圓照に洛東の金山院を施し、圓照またこれを修營す。文永六年夏、後嵯峨上皇戒壇院に幸し、圓照に就きて受戒し、金塔をまたひぬ。七年東大寺幹事を辭す。建治三年十月二十二日寂す。年五十八。生前寺に主たること十餘箇所、その室に入るもの眞照、忍空、道照、倫海、凝然等、一百餘人、菩薩戒を受くるもの源皇后通子、藤原皇后長子、西園寺實氏父子、徳大寺實基父子、四條隆親父子等あり。七大寺の衆師を稱して戒壇院の中興となす。凝然は奈良戒壇院の學僧にして示觀と號す。伊豫の人。仁治元年三月藤原氏に生る。天機聰明幼にして佛教を聞くを樂み、人文句を授くれば忽ちこれを誦せり。十五歳にして戒壇院に入り、圓照に従ひて剃髮受業し、後丹州京都に歴遊し、佛心宗に參し、傍孔老百家の道に通ず。後歸りて圓照に侍すると凡そ十有餘年間、諸宗を

統ぶれども、華嚴を宗とし、弘安の初め大佛殿に開講す。圓照の後を承けて戒壇院に任じ、經を講じ、戒を説く。正應四年大經を大和の金剛山寺に講じ、四衆雲集せり。承和二年招提寺に移り、五年の後戒壇院に回る。その寺を管すること十八箇所著述に力を用ゐて卷帙棟に充つ。百二十餘部千餘冊後宇多天皇奈良に巡幸し、凝然に就きて菩薩戒を受け給ひ、その後宮中に召して經を講ぜしめ、國師號を賜ひぬ。元亨元年九月五日寂す。年八十二。凝然多才宏記にして八宗を兼學し、國史神書音樂の科條まで該綜せざるなく、一代の撰述凡そ千一百餘卷あり。弟子十二人、皆華嚴を宗とし、各一方を化せり。

### 忍性

忍性姓は伴、法諱は良觀、父は伴貞行、母は榎氏なり。建保五年七月十六日和州磯城島に生れぬ。年十一にして信貴山に入りて學習し、十七歳にして戒を東大寺に受け、覺盛及び叡尊に就きて學びぬ。仁治元年二十四歳にして西大寺に住し、自ら大衆の衣を洗濯し、房舎を掃除し、常施院を建て、病客を養ひ、悲田院を修めて乞丐



の歩行に堪へざるものを濟へり。奈良阪に癩を病めるものあり、手足攀屈して起つこと能はざりしかば、忍性これを憐み、曉にこれを負ひて市廛におき、暮に亦負ひて歸りき。而して、手自ら癩者を洗摩して汚穢を嫌はず、祁寒の時も、酷暑の折も、これを缺さしことなかりき。建長四年、寂尊に告げて曰く、方今畿内の人民師が戒徳に歸せりといへども、東國未だ人あらざるなり、我不敏なれども行きて東國を化せんと欲すと。乃ち常陸に行きて清涼寺に住し、盛に戒律を説きしかば、學侶門に填てり。弘長元年、相模の鎌倉に入り、北條時頼の勸立せし光泉寺に住す。時に北條長時、極樂寺を修營し、忍性に請ひて開山たらしめしが、忍性大いに律規を正しかねて密灌を授けたり。東國の人靡然としてその風に偃せりといふ。弘安四年、蒙古來り寇せしかば、北條時宗、忍性をして護國法を稻村山に修せしめ、仁王會を開く。幾もなくして捷報到りぬ。時宗大いに喜び、乃ち永福寺の主務に補し、又奏して極樂寺を以て敕願場となしき。正應元年、忍性西大寺に來り、寂尊にまみえて、灌頂を受けて阿闍梨となり、永仁元年、秋、東大寺幹事に補せられ、翌年、四天王寺を管し、悲田、敬田二院を建てたり。寺に華表ありて、年を経て朽頽せり。忍性乃ち石工に命

じて高さ二丈五尺の石華表を建てしめたり。是れ本邦にて基石を備ふる石華表の濫觴なり。忍性人となり博愛慈善の心に富み、得しところの布施は悉くこれを散じ、寒素のものに遇へば、衣服を脱してこれに與へ、盲には杖を與へ、乞丐には布袋を施し、捨子に逢へば、錢を出して乳養し、又厩を構へて病める馬を集め、時に佛名を唱へ、小紙片に咒を書してその頭に繫ぎ、或は自ら文殊、地藏を畫きて男女に分與し、凶歲にあへば、糜粥を煮て、餓殍を救ひ、時疫あれば、病者を招集し、藥劑を與へて撫恤せり。北條時宗、療病院を桑谷に築きしが、忍性時宗の死後、又淨財を集め、日毎に往きて病を看し、こと二十年間、病の癒えしもの四萬六千八百人、死せるもの一萬四百五十人にして、治せしもの五分の四を踰えたり。時の人呼びて醫王如來と稱せり。その度せし所の弟子二千七百四十餘人、結界の寺院七十九箇所、修營せし伽藍八十三箇所、建立せし佛塔二十區、大藏經を納めしもの十四藏、諸州の架橋一百八十九所、水田を寄する二十二所、道路を修むる七十一所、義井を鑿る三十三所、殺生禁止の地六十三所、浴室療病宅、乞丐屋各五箇所、地藏の像を畫きて與へしもの千三百五十五圓、戒本を僧尼に與へしもの三千三百六十卷、乞丐に施せ



る布衣三萬三千領、その餘記するに違あらずといふ、嘉元元年七月十二日忍性寂しぬ、壽八十七。後醍醐天皇嘉暦三年夏追崇して菩薩の號を賜ひぬ。嗟、忍性菩薩の博愛仁慈、實に古今に冠絶す、嘗に釋門に於ける偉人なるのみならずといふべきなり。

康慶 運慶 定覺 快慶 成朝

康慶は肥前と稱す、法眼康助の二男にして、兄康朝を越えて父の業を繼ぎ、壽永二年の頃法橋に叙せられたり。長寛二年、後白河法皇の勅願によりて創立せられし蓮華王院の本尊、千手眼觀世音一丈六尺の像は、實に康慶の造れるものにして、その左右に安置せられし六尺三寸の千手觀音の像、一千體の内三百體は、また康慶とその子運慶との作れるものなり。其の後文治四年六月、奈良南圓堂の不空羅索觀音及び四天王六祖師の像を作り、建久二年九月南大門の金剛力士を造り、六年八月東大寺四天王像の内南方增長天を作る。八年六月又運慶と共に釋迦脇士虚空像をつくる、各二丈五尺の巨像なり。その妙技古今に卓越したるが上に、その

子には運慶、定覺あり、その弟子には快慶あり。世にこの四人を東大寺の四大佛師といふ。鎌倉の初、佛像彫刻の一時に盛なりしものは、ひとへに康慶の力なり。佛像に玉眼を箱入する法は、世に或は運慶の創意なりといへど、實は康慶の創むるところなり。

運慶は備中と號す、康慶の子なり、法橋法眼を経て法印に任ぜられしかば、世に備中法印といふ。定朝以來の名匠にして、建久年間東大寺の大佛師となりぬ。長寛の頃父康慶と共に蓮華王院の千體佛三百軀を造りし時、既に名工として知られた。り。文治五年奥州の藤原基衡毛越寺を創立するに當り、その請に應じて藥師像及び十二神將の像をつくりぬ。基衡その勢に酬ゆる爲に、料金百兩、鶯羽百尻、水豹皮六十餘枚、安達絹千疋、希婦細布二千端、糠部駿馬五十四、白布三千端、信夫毛地摺千端、この外山海の珍物をそへたりとぞ。これにても當時運慶の世にもてはやされしを知るべし。建久六年八月東大寺四天王像のうち東方持國天を作り、八年六月父康慶と釋迦脇士虚空像各半身を造り、合せて一體となしき。建仁三年七月、東大寺南大門の仁王を造り、建保六年十二月鎌倉將軍の命によりて鎌倉に下り、大倉



新御堂及び持佛堂の佛を造りて名を揚げき。其の他の製作甚だ多し。定覺は康慶の二男にして、兄運慶と共に佛工の名手と稱せられ、法橋に叙らせれ、父兄及び快慶と共に東大寺の四大佛師と稱せられき。建久五年十二月、東大寺中門の西方持國天二丈三尺の像を作り、六年八月、同寺の釋迦四天王北方多聞天を造り、八年六月、四天王像を造るや、快慶と共に大佛の脇士觀音を造りぬ。その長さ各、二丈五尺。定覺最も觀音の作に妙を得て、奈良一流の祖となりぬ。快慶は法名を安阿彌陀佛といひ、世人は略して安阿彌といひき。又越後法橋といひ、丹波講師とも號しき。康慶の高弟なりければ、康慶、運慶等と並び立ちて東大寺大佛師の職に補せられ、平重衡の亂にて回祿の災に罹りし大佛の首部を彫刻せり。建久五年十二月、東大寺南中門の東方多聞天を造り、同六年八月、四天王像の内、西方廣目天を造り、同八年六月、定覺と共に大佛の脇士觀音像をつくりぬ。その高さ二丈五尺なり。快慶佛像彫刻の舊法を改めて大いに新創するところあり、一種優美なる姿勢を表せり。當時佛工の妙手多く、その業の盛なること前後比なきか中に、技術尤も精巧の名ありき。

成朝は康助の孫にして、康朝の子なり。世々興福寺の佛工たり。文治元年、源頼朝鎌倉雪下に勝長壽院を創立し、佛體を造立せむが爲に成朝を召せり。翌年、成朝傍輩の佛師興福寺の大佛師を競望するが爲に、大佛師の職を繼ぎて興福寺佛像の造營を命ぜられんことを頼朝に乞へり。その聽されしや否やは詳ならず。成朝は父康朝と共に名匠と稱せられき。

### 善慶 善春

善慶は南都の大佛師にして、法橋に叙せらる。初め般若寺の文殊菩薩の像の首を造りて名あり。又、興正菩薩の爲めに多くの佛像を刻む。正嘉二年初秋歿す。其の子善春また彫刻を以て聞ゆ。

### 伯近眞 朝葛

伯近眞父は藤原忠通の孫惠信といふ。伯光近の猶子たり。近眞幼少の時、光近既に歿したりしかば、傳家の秘曲を伯則房に學び、遂にその蘊秘を極め、斯道の一者た



り。從五位上左近衛將監に至り、仁治三年正月二十五日享年六十六を以て歿したり。近真嘗て樂統の亡佚せんことを憂へ、子孫の爲に斯道の傳説を叙したるもの十卷あり、これを教訓抄といふ。

狛朝葛は近真の孫にして、光葛の子なり。斯道の一者たること三十六年、正五位上周防守たり。元弘三年九月歿す、年八十五、續教訓抄の著あり。

### 上眞葛

上眞葛は南都樂家上氏の鼻祖なり。本姓は狛にして、又野田氏とも稱せり。狛近眞の第三子にして、業を父に受け、笛舞に堪能なりき。狛氏の秘曲を襲ひて名聲最も高く、仁治二年初めて左衛門少尉となり、寛元二年從五位上に叙し、正嘉年間右近衛將監に進み、正應元年五月二十日歿し、年五十七。

### 手搔包永

包永は天蓋平三郎と稱す、有名なる刀匠手搔流の始祖にして、伏見天皇正應年間

の人、或はいふ、後堀河天初め當麻に住せしが、後手搔に移れり。奈良に包永町あるはその住める所なればなり。その先佐々木四郎高綱より出てしによりて、世々三郎四郎と稱せり。父包利に至りて鍛冶を初め、包永刻苦鍛練の結果、遂にその妙を極め、別に一流を起すに至れり。包永業を長子平二郎包永に傳へ、平二郎又平四郎包永に傳へ、末孫永く北室及び西寺林に住して、多くの名工を出せりといふ。

### 中臣祐臣

中臣祐臣は春日の社家なり。神護景雲元年鹿島より供奉せられたる中臣時風が十四世の裔にして、建治元年に生る。父を祐春、祖父を祐賢といふ。弘安二年十月十七日五歳にして元服を加へ、六年十二月二十三日從五位下に叙し、木工助に任せられ、正和二年八月三十九歳にして父祐春の讓を受け、若宮神主に補せられ、三年二月從五位上に叙せられ、後遂に正四位下に至りぬ。祐臣職に居ること最も端正、神に奉仕する暇、好みて和歌を賦し、多く勅撰集に載せらるゝの榮を得たり。年二十九歳の時、新後撰集成り、その歌始めて撰に入りたるに、名を顯されず、祐臣之を



遺憾として、

和歌の浦に跡つけながら濱千鳥

名に顯はれぬ音をのみぞなく、

の詠あり、聴く者これを感じざるはなかりき。事天聰に達し、此の歌やがて玉葉集  
中に入れられしかば、時人呼びて千鳥神主といへり。歌道に於ける名譽また大な  
りといふべし。家集あり、神葉集といふ。又蹴鞠の技を能くし、彈箏の曲を究めぬ。在  
職三十年、康永元年職を辭して男祐任に譲り、同年十二月二十二日、年六十八を以  
て歿す。高圓山下に葬りぬ。その歌の勅撰に上れるもの十首に達せり、今その二三  
を録す。

花だにもをしむとは知れ山櫻、

かぜは心のなき世なりとも、

過ぎやすき時雨を風にさきだてし、

雲のあとゆく冬の夜の月、

世々經ぬるあとくは人にしらるとも、

(新後撰集)

(續千載集)

身にしのばれん言の葉ぞなき、 (同上)

山川のいはまつたひに行く水の、

やすくは過ぎぬこの世なりけり、 (新千載集)

よしやそのさむる別れはつらくとも、

見るほどだにも夢と知らずば、 (新撰古今集)

父祐春、祖父祐賢、祐賢の弟祐親、祐親の子祐殖、叔父祐世、亦皆歌を能くし、その詠勅  
撰集に入れり。

聖 尋 實祐 寛實 本性坊 北郷常住神守

聖尋俗姓は藤原氏、關白鷹司基忠の子なり。三寶院に入りて戒を聖尊法親王に受  
け、四度の加行を修し、兩部の灌頂をうけて阿闍梨となり、法相の奥義を究めて、奈  
良東南院に寓せり。文保の初、東寺の第一長者となり、尋て法務を掌り、元應の未つ  
方、醍醐寺の坐主に補せられ、傳法院の坐主をかねたり。元弘の頃には東大寺東南  
院法務、東大寺別當となり、笠置寺の別當をも兼ねたり。元弘元年八月二十五日、後



醍醐帝南巡して東南院に行幸し給ひしとき、聖尋帝を奉じて松嶺寺明院文音院に明院文音院ありぬ。かくて聖尋帝に加勢参向のことを評定しけるに、この頃東大寺西室の主僧顯資或本には顯資は北條高時の一族にして、權勢甚だ強かりしかば、衆徒これを憚りて義に赴くものなかりけり。聖尋事の成るべからざるを知り、翌二十六日帝を奉じて山城の和東の鷲峯山に至りぬ。こゝは又餘りに山深く、里遠くて、何事の計略もなし難ければとて、二十七日笠置山に臨幸あらせられけり。所のさま人の通ひぬべき様もなく、よろしかるべしとて、木の丸殿の構をはじめらる。これより人々の心少しく鎮りて、近國の兵を召され大和、河内、伊勢等より集るもの稍多かりしが、幾もなく六波羅の兵來り犯し、かば、城遂に陥りぬ。聖尋捕へられて六波羅に至り、常陸の前司貞知が家に預けられ、明年長門に流されたり。高時誅に伏するに及び、東大寺に還任す。後その終る所を知らず。

實祐法眼、寛實法眼は元弘元年八月、聖尋僧正が後醍醐帝を東南院に迎へ奉りし時、僧正の使節として木津石地藏の邊まで馳せ参りたる人なり。その時寛實法眼は手勢百五十人を以て前驅となり、實祐法眼は手勢二百人を以て後陣となり、前

後を護衛しつゝ、般若野を経て密に東南院に入らせ奉りき。二十六日帝夜に紛れて山城に入らせ給ふや、又聖尊とともに手勢を率ゐて守護し奉り、路次の凶賊を追ひ拂ひしかば、無事に和東の鷲峯山に入御ましましき。笠置に行幸の後、帝、實祐寛實が路次の勳功を賞し給ひて、旂印に菊花の御紋を賜ひきといふ。實祐法眼は後薬師院主たりし人にて、即ち今の薬師院氏の祖なり。

本性坊は般若寺の僧なり。元弘の亂に勤王の志深かりしものは、獨り東南院の僧徒のみにはあらざりけん。般若寺の本性坊といふものの笠置にて勇戦したる、護良親王南都に逃れ給ひしとき、般若寺に匿れ給ひけるなどを見れば、般若寺にも奉公の志厚きもの多かりしなるべし。後醍醐帝の笠置に幸するや、六波羅の兵忽ち殺到し、元弘三年九月三日の暮方には、寄手既に木戸口まで攻め寄せ、守備も危く見えたりき。こゝに適、南都の般若寺より卷敷を持ちて参りたりける使に、本性坊といふものありけり。大力の律僧なりければ、巨巖大石を輕々と轉ばしつゝ、二三十うち續けて投げかければ、これに中りしものは、馬も人も打ち碎かるゝに、寄手忽ち頽れたちて、暫時が程は攻め寄せんとするものなく、さしもの大軍も



只遠攻めに打ち圍めるのみなりきとぞ  
 北郷常住神守は元と春日神職社今氷室神職大宮氏の祖先なり。後醍醐帝元弘元年八月、東大寺東南院に御潛幸せられしとき、夜半の頃、潛に春日神社に行幸あらせられ、御鏡一面を奉納して、寶祚の無窮を祈らせ給へり。この際親しく龍顔に咫尺して祈禱の重任に當りしは、即ち此の人なり。二十七日に至り、興福寺一乘院好專常住神守を訊問したりけれど、固く秘密を守りて忠誠を致せりといふ。事大宮文書に見えたり。

## 片岡八郎

片岡八郎は葛下郡王寺村の人なり。その先は藤原不比等の孫右大臣豊成に出づ。その祖經春、爲春、源義經に仕へて功ありき。元弘元年、護良親王延曆寺より奈良に逃れ、轉じて十津川に入り給ふや、八郎光琳房、赤松則祐、村上義光、矢田彦七等と共に従ひぬ。十津川郷に入りて暫く、戸野兵衛、竹原八郎等の邸にありしが、又親王に従ひて高野の方に出てんとして、遂に北條の黨玉置莊司盛高といふもの柵を

構ふるを聞き、乃ち親王の命を奉じて、矢田彦七とともに盛高を説いて途を開かしめんとせり。盛高命を拒むと見えしかば、危急を親王に報じまゐらせんとし、引返しけるに、盛高數十人をして追撃せしめけり。二人返し合せて戦ふ程に、八郎は二筋まで矢を負ひて、今は免かれ難しと思ひければ、急に彦七を磨きて云ふやう、急ぎ走せ行きて、このよしを申して親王を落しまゐらせよ、我はこゝにて討死すべしとて、遂に奮闘して討たれけり。時に元弘二年なり。かゝる程に、ゆくりなくも、紀州の兵の御迎に参りければ、親王は事もなくて逃がれ給ひけり。後、郷人、八郎の屍を十津川村折花家に葬りぬ。明治十四年、十津川の有志、碑を玉置山頭に建て、てその忠烈を表す。その文にいはいはく、

嗚呼、此南朝忠臣片岡八郎君埋骨處也。當元弘帝之狩于笠置也。護良親王遁南都。君及矢田彦七等從、共爲道士裝、走熊野、出大和、十津川郷。郷士殿野兵衛、竹原八郎、迎而奉之、居半載、賊來逼、君乃戰死、因葬於此。寶元弘二年也。衆慕其忠烈、過冢者必折花薦之。世號曰折花冢。爾來殆六百年、遺烈被於一郷。郷士皆忠肝義膽、文久慶應之際、首倡大義、明治中興、與有力焉。朝廷遇之殊厚、郷士咸相告曰、吾儕知竭力王室



得以至此者皆君在天之靈有以默牖其衷也而今君之冢埋沒於亂草荒蕪也可乎也哉願速表章之俾後世子孫共知朝廷殊遇之所由來乃相與立碑勒文更待折花者於無窮云

村上義光 義隆

村上義光は信濃の人にして彦四郎と稱す陸奥守源頼清の後なる彌四郎信泰の子從五位下左馬權頭たり元弘の亂に義光子義隆及び赤松則祐平賀三郎片岡八郎等と護良親王に從ひて十津川に逃れ戸野兵衛竹原八郎によりぬ熊野別當定遍これを索むること甚だ急なりしかば親王去りて吉野山に行かんとし給ひぬこゝに於て先づ土豪半瀬の莊司を説きてその領地を過ぎんとし給ひしに莊司申す様定遍官軍の黨與を究め一々名を録して鎌倉に報ずれば左右なく落しまゐらせては罪科の程はかり難し願はくば錦の御旗を賜はるか若しくは股肱の臣一兩人を留め給ひて合戦せしさまにはからはしめ給へと餘儀なげなる様なりければ親王に乞ひて留まらんとするものもありしかど平賀三郎はこの苦難

の中に隨ひ奉るものは何人たりとも皆殿下の股肱なり宜しく旗を授けらるべしと申しけるに親王もその言に從ひ錦旗を授けてこゝを過ぎ給ひぬ義光適遙かに後れたりしかば足疾く急ぐ折しも莊司の衆を率ゐ錦旗を擔ひて還るに逢ひ事のよしを問ひ質して莊司が無禮を責め直ちにその錦旗を奪ひ還しぬ莊司驚愕して出づる所を知らざりしかば義光悠然としてその地を去り程なく追ひつき參らせて錦旗を奉りければ親王大に喜び給ひぬ既にして親王吉野の城に籠り給ひけるに元弘三年二月二階堂道蘊大兵を率ゐて來り攻めしかど城固くして抜くこと能はざりき偶吉野執行岩菊丸といふものあり閏二月一日金峰山の間道より城中に攻め入りしかば城兵前後の敵に當り難く外城忽ちに陥りぬ親王親ら力戦し給ふこと數合退きて藏王堂の廣場に幕うたせて隨身のものとな名残の酒を酌み交して慨歌し給へるに義光鎧に數多の矢を被りながら御前に跪づきて賊勢強くして城支ふべからず臣願はくは殿下の鎧を賜はり詭りて殿下となりて討死せん殿下その間に落ちさせ給へと申しけれど親王は死なば一所にてこそと思ふものをとて許し給はざりけり義光聲を勵ましていふ様大事



を圍り給ふ御身のなかばかりのことを忍び給はざるべきと、自ら起ちて親王の鎧を解き奉れば、親王もげにと思ぼして、御物具鎧直垂まで脱き替へて授け給ひつゝ、我若し免るるを得ば、厚く後世を吊はむ、免かると能はずば、やがて地下に伴はんと、御涙を流させ給ひながら、勝手の明神の前を南に向ひて落ち行かせ給ひぬ。義光乃ち二の木戸の高櫓のに上り、落ち延びさせ給へる御後影の幽かに隔たるを見送りて、やがて狭間の板切り落して、身をあらはにして名乗りけるは、今上の皇子護良今自害せんずるぞ、汝等武運盡きて天誅をうけんこと近きにあるべし、我が自刃するを見て手本にせよといふまゝに、腹かき切り、腸を掴みて壁に擲ち、刃をよくみて斃れぬ。賊これを見て、我先に御首を給はらんとて、群りけるひまに、親王は遙に落ちさせ給ひけり。明治四十一年十一月十三日、朝廷追賞して義光に從三位を贈らせらる。四十二年一月二十日、奉告祭をその墓前に行へり。村上兵衛佐藏人義隆は義光の子なり。父の自害しつる時、共に腹切らんとしたりけるを、父はこれを戒めて、暫く落ちて親王の御先途を見奉れと諭しければ、やがて御供したりけり。吉野の執行が兵は親王の御後影を見奉りて、すは落人すと、五

百餘騎して追ひかけ奉るに、既に危く見えさせ給ひける。義隆はこれを見て、十九折なる細道に唯一人返し合はせて、さしもの大勢を半時ばかり支へけるが、十餘ヶ所の疵を蒙りて、今は生きしと思ひつゝ、なほ敵の手にはかゝらじとてや、程近き篋の中に走り入り、腹かき切りて失せぬ。時に年僅に十八歳なりきとぞ、かゝる程に、親王は遂に事なくて、天の川を経て高野山に入らせ給ひぬ。  
後人、義光父子が忠烈を慕ひて、碑をその墓側に立てたり。今其の文を左に録す。

忠烈之碑

元弘之亂、大塔王出據吉野、東師圍之七日不克、東人宵潜入金峰、味旦三覆齊起鼓譟而進、王擐甲出戰、身被七矢、染血及履、未遑拔矢、還入藏王堂、立飲于庭中、木寺相摸斬一人、挂首劍鋒歌且舞、村上君諱義光、棄敵走回、謂王曰、彼熾我熾、臣願賜王鎧衣、代王而死、王曰、死則同所、君厲言固諫、進解王衣、登樓呼曰、神孫帝子、今已自裁、若等蠢死亦不久、志以爲法、解甲投下、列腸擲壁、銜鋒而俛、東師大驚解圍、爭獲王逸、君子義隆、見君臨死、與俱、君曰、叱若衛而君、義隆乃從、王圍殺數人而創、走投竹中、屠腹斃、王適高野、遂殲渠魁、嗚呼、方王事多難、君之忠烈、百世之後、夫婦之愚、尙猶誦之、景



文每及之、未嘗不髮上、乃樹貞石于此、以勸大節、辭曰、諫則屈、誨則信、得仁哉、若人、由義哉、若人、

天明三年冬十月

高取 内藤景文子武立

村上義隆之墓誌

吉野山有村上君之墓二焉、其在嶺、藥師者、爲父君彦四郎、其在南溪、山腹者、爲郎君藏人、徵之諸書、則確乎、中古誤立、父君碑於南溪、過者或疑、勢人松井延基偶一謁、歎曰、何者、致此、凶葬、二君之神必不安矣、吾當改製之、因謀諸山司、伐秦莽、平險崔、更樹一碑、題其面曰、藏人村上君義隆之墓、石偉工良、大勝舊觀、足以發藏人氏光輝矣、舊碑移之嶺、藥師而使各得其所焉、夫當大塔王嬰守之時、賊兵肉薄、城將陷、二君死以脫王於虎口、王之他日、能庶滅醜魁、安靖宸襟者、皆出於二君之勳績也、其忠勇大節、載存竹帛、然天師一歷、王亦薨于讒毒、政權再歸、將家者五百餘年矣、二君寇城、遂將湮晦、不亦悲哉、方今王政復舊、百僚賢明、漸有繼絕興廢之舉、異時此墓亦應有旌表之議、願延基爲之嚆矢、余深感之、慨然遂書、時明治三年庚午秋八月也、

翠亭竺全撰

大北溫書

### 竹原八郎

竹原八郎は吉野郡辻堂村の人なり、元弘の亂に大塔の宮逃れて十津川に至り、戸野兵衛の邸に入り給ひしかば、兵衛の叔父なる八郎はこれを聞きて大いに喜び、我が館に宮を入れまゐらせ、無二の忠勤を盡しければ、宮も心安く思召して、數月滞留し給ひぬ、宮はこの竹に還俗して名を護良と改め、専ら恢復の謀を立てさせ給ひけり、かゝる程に、又八郎が女を納れて妃とし給ひぬといふ、かくて宮は四條隆資等と謀り、竹原八郎をして令旨を齎らして熊野、伊勢に義兵を募らしめ給ひぬ、元弘二年六月、八郎兵を伊勢に起して、勢甚だ盛なりき、京都の人心恟々として、靜ならず、七日祇園會には、梓を初めとして、兵具を用ゐるを差留められ、あまつさへ大塔の宮京都に隠れ給ふといふ流言あるに至りぬ、光嚴天皇宸記六月二十九日の條に、凶徒合戦の間、在家多く焼き拂はれ、地頭兩三人打ち取られ、守護代の家も焼き拂はれたり、これ熊野より大塔の宮の令旨を奉じて、竹原入道八郎大將軍として、襲ひ來れるなりとあり、以てその勢力の盛なりしを想見すべし、既にし



て大塔の宮吉野に起り、楠木正成赤坂城を恢復し、勤王の士近畿に蜂起し、十一月新主の大嘗會にを介胄して宮門を固むるに至れり、時に竹原八郎が伊勢に打ち出てしより正に半歳、その影響甚大なりしものありしに似たり。八郎の歿年月未だ詳かならず、墓は辻堂村にあり、明治四十一年、墓の傍に碑を建て、文を勒せり、その文に曰く、

元弘の始め、大塔宮の吉野に逃れ給ふや、竹原八郎の家にて在して兵を擧げ、遂に建武中興の偉功を奏し給へり。相傳ふ、この墓は即身と家とを捧けて王孫を擁護し奉りたる八郎が英靈の永く眠れる所なりと。子孫相繼いでこの村に住し、以て現今の竹原忠顯に至れりといふ。

明治丙午夏日

正二位伯耆 東久世通祿識

### 戸野兵衛

戸野兵衛又殿野に作れり、上十津川殿野村の人、今その地を大塔村と稱す、大塔の

宮護良親王の潜居し給ひし地なればなり。元弘の亂に、大塔の宮南都を出でて熊野の方へ落ちさせ給ふとて、御供の人々とともに、修験者に變装して、切目の王子を過ぎて十津川に入らせ給ひぬ。三十餘里の險路に人里さへ絶えたる途なれば、御身も疲れ果てさせ給ひつるに、參らすべき供御だになかりければ、宮をばとある辻堂に置き奉りて、御供の人々は村落に入りて食を求め、粟飯、橡粥を得て、宮にもこれを進めまゐらせたりけり。かくて二三日は過ぎけれど、今よりは如何にすべきかと案じ煩らふ程に、偶、御供の光琳坊玄尊、土豪戸野兵衛の門に至りけるに、家に病者ありと覺しくて、修験者を求むる様なり、折こそよけれど、路に踏み迷ひし山伏と名乗りて、主従の一行はこの家に請ぜられぬ。かの病者も宮の加持にてやがて平癒しければ、兵衛大に歡びて、かゝる山里にて參らすべき引出ものもあらねば、暫く御逗留ありて疲れをもやすめ給へといひけるに、遂にこゝに十餘日を過させ給ける。或夜、兵衛種々の物語の序に、大塔宮の難を避けさせ給ひて熊野の方へ赴かせ給ふと承はりぬ。人々は知り給へりや、熊野別當定遍は北條高時の黨なれば、熊野に入り給はんことは難かるべし。この地は境狭けれども、四方皆



嶮岨にて、要害世に超えたり、里民は樸直なるが上に、武事には頗る長じたり、もし大塔宮のこゝに來り給はんには、力を盡して守護し奉るべきをと申し出てける様誠に偽ならず見えければ、人々も心を許して、やがて、これこそ大塔宮にましませと告げ知らせける。兵衛大に驚きて以前の無禮を謝し、俄に新館を築きて宮を入れ奉り、山々に關を据え、路を切り塞ぎなどして、守備の謀をなしたり。兵衛の叔父竹原八郎この由を聞き、大いて喜びて、後、我が館に宮を入れまゐらせけり。戸野兵衛の邸址は今の殿野村西教寺なりといふ。

高間行秀 快全

高間大貳行秀及び弟、輔房快全は大和の人、夙に大塔の宮の令旨を奉じて奮起し、元弘三年正月三十日六波羅の兵と菜山に戦ひ、二月十三日石黒坂に戦ひ、それより吉野城に入りぬ。護良親王固く吉野城を守り給ひて、東軍二階堂道繼と戦ひ給ひしが、吉野執行岩菊丸東軍を導きしかば、閏二月一日、城遂に陥りぬ。この時、行秀及び快全兄弟も身命をすてて防戦せしが、從者兩輩敵の爲に討たれて、行秀兄弟

辛うじて危きを遁れて出てぬ。三月十六日山城國綴喜郡高里及び市之邊を攻め、同月二十一、二十二の兩日興福寺を攻めて、その北門に押し寄せ、六月二日又南都にて戦を交へたり。行秀及び快全かく力を王事に盡ししかば、同年三月二十八日、護良親王令旨を高間行秀に與へて戦功を賞し給ひぬ。

御威令旨案

被追罰 朝敵凶徒等之所、於所々致軍忠之條、殊以神妙之由、依

大塔二品親王令旨執達如件

元弘三年三月二十八日

左 少 將 在 判

高間大貳房館

(抄殿寺文書)

大和國高間大貳行秀同舍弟輔房快全等合戦注文

一大和國菜山合戦事 元弘三年正月三十日

一同國石黒坂合戦事 同二月十三日

一吉野山合戦事 同閏二月一日、捨身命防戦之間、所從兩輩被打畢、

一山城奉行口發向事 同三月十二日



- 一 同國高里發向事 同三月十六日
  - 一 同國市野邊發向事 同日
  - 一 南都合戰事 同三月二十二三兩日、押寄興福寺北御門、抽合戰畢、
  - 一 楠木後寄事 自同四月二十日對于在々所々朝敵入等、逃致合戰畢、
  - 一 南都合戰事 第二度、同六月二日、所領籠爲對治朝敵發向畢、
- (參殿寺文書)
- 右合戰注文如件 在列

## 南北朝

### 一、建武前後の南都

南北朝の對立は延元元年十二月に初まりぬ。されど、鎌倉幕府既に亡びて、所謂る建武中興の世と稱すべき期間、極めて短かければ、假に元弘三年の御還幸以後を南北朝に併記せんとす。

元弘三年六月二日、車駕兵庫を發し、鎌倉滅亡の報亦至りければ、金剛山より引き返し、東國勢は、暫し南都に留りて形勢を窺ひけるに、今年正月より大和の各地に轉戦しける高間行秀弟快全等來り攻め、五日、中院定平の軍は大和路より、楠木正成の軍は河内より奈良に向ひければ、關東勢なる阿曾時治、大佛高直等僧衣を着て出て降り、除黨悉く散じぬ。興福寺の僧徒は乃ち護良親王の命によりて寺坊に還住せり。護良親王は、この程志貴山に御座しけるが、尊氏を除かんことをかつ



企て給へりしを、十三日勅によりて都に入り給ひぬ。

六月十四日、去にし正慶元年に興福寺別當となりたりし乗圓を權別當に退けて、覺實を別當に還補し、七月坊門清忠を造興福寺長官となして、造營に着手せらる。是の年二月入浴しける東大寺の神輿も、九月に歸座し、翌建武元年二月には、久しく絶えたりし春日祭の勅使下りぬ。唯形ばかりの行粧、見る者もなき様なりけれど、舊儀復興の萌しさへ見えて、南都稍、靜平に向ひぬ。

かくて七大寺以下皆舊領に安堵しぬ。西隣河内の地は楠木の一黨これを管しけるが、元來大和にも、楠木氏の干與せしことありて、正和五年正成が越智氏を追討せること既に説けるが如し。されば建武中興の後も亦この國と關係多かりけむ。二年六月二十日、正成が井水遠亂の悪行ありとて、興福寺衆徒神木を木津を遷し、七月法勝寺の御入講に會せず、尋て東大寺のこれに參會せしを憤りて、争鬪を起し、ことあり。されば、楠木氏と興福寺とは協和を缺きたるにや。尊氏謀叛して、島山、石堂、細川の族、攝河泉三州に楠木氏と争ひける頃、奈良の地は大抵北朝に黨せり。

延元元年正月尊氏叛きて西上し、正成宇治を守るや大和の兵も亦これに従ひぬ。されど東大寺は早くも大和、紀伊兩國の軍を催して尊氏に應ずべきことを約しければ、尊氏は乃ち東大寺に戰捷を祈らしめ、攝津掠橋の莊を寄附せり。時に叡山は獨り官軍の爲に奮闘しけるが、興福寺の動靜如何ありけん覺束なし。

六月尊氏再舉して京師を犯し、叡山の行在に逼るに及び、山徒興福寺に移牒して援を乞ひければ、六方衆徒等直に與力の旨を答へ、畿内の官軍爲に振起せりと傳ふれど、同年九月、光嚴上皇の興福寺東北院覺圓に春日社領を安堵せしめ給ふことあれば、はかしくしき應援ありしとも覺えず。東大寺、西大寺は又ともに上皇の命を奉ぜり、十月天皇權りに尊氏と和して、花山院に遷り給ひければ、十一月、興福寺別當覺實は罷められて乘圓復、これに補せられたり。十二月尊氏又東大寺八幡宮に地を寄せたり、以て南都と北朝との關係を察すべし。

十二月廿一日、後醍醐天皇御潛幸のことあり。廿二日尊氏地を東大寺に寄せたり。二十六日春日神木歸座ありと傳ふ。遷座の原因今明かならずと雖も、興福寺が南狩に聲援することなかりしを證するものに似たり。國史に、南狩の際に興福寺神木を動かせりと云ふは、頗



る疑ふべし。

されば、南北朝に入りては南黨の僧西阿は興福寺領を侵せり。興福寺は乃ち幕府に依りてこれを恢復せんとして神木を動かさぬ。その他、寺領又は衆徒の黨争に關して訴ふ所ある毎に、必ず北朝に訴へ、爲に神木神輿を動かさず。又は藤氏の公卿の氏を放ちて、屢これを脅迫したりと雖も、その南朝に黨せしことは、極めて稀なるが如し。

遙に降つて、南北朝の正平の頃、一乘院覺實の南朝に所縁あるあり、法嗣實玄、宗良親王の御子良玄を迎へければ、一時南黨はこれに従つて大和に入りしかど、實玄も後には北朝より赦されて、北朝の爲に神木歸座を圖りしを見れば、偏に南朝の與黨を以て目すべきにはあらず。事衆徒の擾亂の條に詳かなり。

西大寺も亦南朝に所縁あり、正平二年には南朝の命によりて天下治平を祈り、三年にはその住僧南北媾和の爲に奔走せり。正平八年、南朝特に地を寄せて後鳥羽後宇多、後醍醐三天皇の菩提所と爲し給ひぬ。但し、又北黨の爲に祈願せしことも前後に多ければ、亦偏に南朝に盡し、ものとは斷じ難きに似たり。大勢の嚮ふ所

志あるものと雖も、如何ともする能はざるものありけむ。

### 二、吉野、賀名生の行宮

延元元年十二月二十一日、天皇親房の密奏に因て神器を奉じて大和に幸し、行宮を吉野に造り、以て恢復を圖り給ひぬ。これ南北朝對立の始なり。天皇初め賀名生に到り給ひけるが、餘りに里遠ければとて、吉野に移り給ひしなり。吉野の大衆は爰に元弘の役にも護良親皇に従ひし者多かりけるが、中にも吉水院宗信は大覺寺統に志深き者にて、終始忠誠を致し、大衆を率ゐて南朝を守り、楠木和田の一族なども直に來り集ひぬ。尋て近衛頼忠、吉田定房、坊門清忠等來つて行宮に入る。北畠親房亦來つて准大臣となりて、定房、清忠等と政務を司どり、令を四方に傳へて南軍を召す。伊勢、紀伊、河内、和泉等の兵多く集ひしが、大和には僧西阿先づ開住に據りて南軍に應じ、直木定觀等も亦奮起せり。元弘二年正月、北黨石橋義和南都を守りたりしが、二年朝山景連その族を率ゐて來り會し、六月南都警固の北黨狹間正供、出羽泰貞等標本を撃ち、尋て桃尾城を攻めてこれを陥る。七月南北兩軍大に



和泉河内の間に戦ひ、島津貞久等來つて行宮を犯す。十二月高師直、吉川經久、島津宗久等又來り攻めて大和の南軍頗る盛りけるに、翌三年二月、北畠顯家、義良親王を奉じて西上し、辰市附近に北軍を破つて南都に入り、大和の南軍又振ふ。顯家は姑く汗馬の足を休めて都に打ち入らんとしたりけるほどに、京都大軍を催して來り攻む。顯家乃ち奈良阪、盤若寺に戦つて克たず、やがて河内に敗走しければ、義良親王は吉野に入り給ひぬ。三月、顯家攝津に戦ひ、弟顯信、男山に據りしが、五月二十一日、顯家遂に戦死し、七月、男山亦陥りぬ。

こゝに於て、又親房をして、義良親王を奉じ、顯信を援けて東北經略に途に上らしむ。この時に當つて、伊勢は北畠氏に屬して、東北往來の門戸たり。西阿等大和の國內に在りて吉野と伊勢との連絡を保てり。親房等の軍、海上暴風に遭ひ、親王と顯信は伊勢に還り、親房獨り常陸に至りて小田城に據りぬ。その他、花園宮は土佐に、懷良親王は鎮西に、尊澄法親王は遠江に在り、舟舸東西に往來して興復を圖りける程に、遇、後醍醐天皇御不豫のとあり、延元四年八月十五日、位を皇太子に譲り給ひて、翌日崩御あらせられけり。即ち塔尾の陵に葬り奉る。公卿等落膽の餘りに遁

世など企てたるもありけるを、吉水院宗信苦諫してこれを留めたりといふ。

後村上天皇位に即き給ふや、近衛經忠、四條隆資等軍國のことを掌り、北畠親房亦遙に常陸に在りてこれを輔けたり。武將には楠木、和田の族あり、後には脇屋義助も來り詣りぬ。西阿の黨も亦強盛にして、細川顯氏等の大軍を受けて、興國二年七月に至るまで屈せざりき。東方の南軍も一時盛なりしが、遠駿先づ破れ、諸將北軍に降りぬ。北越亦尋て破れつ、親房關城に孤立せしが、これ亦遂に陥りければ、親房潜行して、辛うじて吉野に還ることを得たり。時に興國四年十二月なり。

親房吉野に還るや、熊野に舟師を募り、南海中國の南軍を連絡して、征西府を援け、更に畿内の軍を勵しぬ。正平二年楠木正行等乃ち細川顯氏、山名時氏と攝津に戦つて、その大軍を潰走せしめたり。三年正月、高師直大舉して來り攻めんとす、正行これを聞いて吉野に詣り、關下に辭訣して、更に先帝の廟を拜し、死を決して發す。名に高き、歸らじとかねて思へば、梓弓、無き數にいる名を予留むるの咏を如意輪堂に残し、と傳へらるゝは、この時なりけり。五日、正行河内四條畷に戦つて戦死し、族和田賢秀以下從兵數百殲死せり。



六日、興良親王令旨を和田の一族に與へ、親房も亦書を與へて來り會せしむ。師直は八日堺を發して古市にし向ひしが、撃ち漏らされたる者共の馳せ集れるもありけん。十四日和田助氏等の師直の軍を防ぎしこと見えたれど、何程の戦もなく、師直は進んで大和平田莊に陣し、西大寺の住僧をして和を南朝と議せしめぬ。去年十二月、南朝西大寺に勅して天下の治平を祈らしめしことあれば、益し住僧の南朝に志あるものありしなるべし。和議遂に成らず、師直進んで行宮を犯さんとす。

十八日、南朝輪旨を十津川の花園上莊郷人に下して、兵士を徵發せられし文書、今に存せり。蓋し吉野附近に逼く郷兵を召されしなるべし。二十四日遂に支ふべからざるを察して穴生に遷り給ひぬ。穴生後に賀名生と改む。即ち吉野郡賀名生村、總福寺故趾のあるあたりなり。師直平田、橘寺を経て、二十六日吉野川邊に陣し、二十八日火を行宮に縱つ。藏王堂及び塔婆皆炎上しぬ。二月七日又軍を轉じて宇智郡に向ふ。蓋し又穴生を脅さんとするなり。八日軍を平田に班せんとするや、和田助氏等の軍遮り撃ちて大に風森、巨勢河原に戦ひ、北軍潰走して、佐々木高氏傷を

り、その子秀宗これに死しぬ。或はいふ、三輪西阿、真木野定觀、長谷寺、多武峯の衆徒等亦南軍の内にありきと。北軍乃ち葛上郡の高天寺、伏見寺及び山田村を焼き、南都を経て兵を京師を還しぬ。爾後、河内の東條城退散せざる爲に、師泰以下なほ河内、和泉の間に留まれるを見れば、南朝の黨大和國內に出沒せりしことは勿論なるべし。三年九月、吉野龍門莊の農民南朝に輸租の困難を哀陳せることあるを見れば、穴生行幸後も、吉野近傍の地のなほ南朝に租税を奉れるものありしことを知るべし。

さても、南帝は穴生に御座して、近畿には東條の外に頼もしき御味方もなかりけるに、折ふし、高師直、足利義直と怨隙を構へ、義直亦兄弟尊氏と善からず、内訌相次ぐ。南朝小康を得たるのみならず、正平四年、義直はその黨とともに來り降りぬ。明年、直義尊氏と和したれども、兩黨又忽ちに分裂して、尊氏却て南朝に降りぬ。尊氏乃ち直義追討の勅を請ひて、鎌倉に向ひ、足利義詮を留めて京師を守らしめけるが、義詮詭りて南帝の還幸を請ひければ、六年十二月、中院具忠を遣つて、遂に後醍醐天皇が北朝の天皇に授け給ひし新造の神器を取り、七年二月、車駕賀名生を發し、



五條を過ぎて、河内の東條に幸し、尋て男山に幸し、親房上洛して政權を收む。洞院公賢は北朝の三上皇及び皇太子を奉じて行在に在り、南北暫く統一せり。この歳、尊氏は義直を殺して復叛き、義詮も亦叛きて男山を圍みぬ。五月十一日、男山陥り、天皇南して奈良に入らんとし給ひしを、細川、赤松等の兵支へ奉りければ、四條隆資、滋野井實勝等これに死しぬ。十二日乃ち奈良を経て三輪に抵り、宇陀水分社に詣て、遂に賀名生に還御し給へり。北朝の三上皇は男山没落の時、河内の東條に遷りまして、更に賀名生に徙され給へり。直仁親王、尊胤法親王も御一所なりければ、京都は一時主なき様なりしを、義詮強ひて廣義門院の命を請ひて後光嚴天皇を立てたり。八年六月、南軍再び京師に入り、義詮、後光嚴天皇を奉じて美濃に走りぬ。南朝乃ち吉田宗房を遣して後光嚴天皇の踐祚に與れる者の官爵を削らしめ、因て政權を收むること二ヶ月、尊氏の東上に會ひて、南軍又攝津に退きぬ。時に四條隆俊、紀伊にあり、熊野八庄司の兵を統べてその守護と戦ひ、河泉の楠木、和田の族とともに行在を衛りたりけるが、九年四月十七日、北畠親房、賀名生に薨じて、南軍頗る阻喪

せり。

されども、後村上天皇は恢復の御志深くましまして、更に親征の議を決し給ひ、九年十月二十八日、金剛寺に幸す。蓋し、足利直冬來降して、明年は京都を攻めん企ありければ、かく思し召し立ちしなるべし。李花集に、

吉野の行宮を他行に移さるゝよし聞えしかば、先朝の御名残もなほ遠ざ

かる心地して、如何なる事にかなど、様々嘆き申し侍りし序に、

垂乳ねの守りを添ふる三吉野の、

山の端いづち立ち離るらん。

御返事。

古郷となりにし山は出てぬれど、

親の守はなほも添ふらん。

とあるは、この時なるべしといふ。山河の清き河内と、淑覽あらせらるべき御暇こそは、尠なかりけめ、しかすがに、先帝が南狩以來の御名残も盡させざりけむ。由來、南朝の君臣皆文藻に富む、兵馬倥傯の間、なほ屢賞花觀月の和歌會ありて、新葉集



の撰集さへ成れるが如き、行在舊址爲に一段の詩趣を加ふるを覺ゆ。  
十年足利直冬、時氏とともに再び京師に入り、又忽にして敗れたり。三上皇と直仁親王はこの程まで賀名生に御座しけるが、後光嚴天皇既に御即位の上は、留め参らせんもよしなしとてや、十二年京都に還し奉らせ給ひぬ。今こそは南北立ち隔て給へれど、いづれか御裳濯川の一つ御流ならざりける。げにも優なる御中らひと聞えさせんも畏こしや。南帝はなほ河内に御座しけるを、關東の兵來り犯しければ、天皇は金剛山の奥觀心寺に退き給ひ、楠木正儀等大和河内の勢を率ゐて守護し参らせけり。四條隆俊は紀伊の最初峰にありて、これと相控援しけるに、湯川庄司といふもの叛きて敵に通せんとし、越智大和守も亦北軍に降りければ、十五年紀伊の南軍忽に潰えぬ。この年四月二十五日、護良親王の御子興良親王御謀叛ありて、赤松氏範等を率ゐて賀名生に寄せられしを、忽ち南軍に敗られて南都に没落せられしこと太平記及び大乘院日記目録に見え、日記目録には、二十八日、史に和田、楠木に攻められて没落せられし由を記せり。但し、南山後胤譜にも、この事太平記以外にその證なく、且つ目録の二十四日云々の條は太平記に據れるもの

ならんといへり。乃ち唯附記して疑を存す。

さる程に、北軍の諸將隙を開いて、仁木義長、細川清氏等出て降りければ、正平十六年南軍三度京師に入りぬ。しかも月餘にして又守を失ひけり。抑、義詮の代には北黨の内訌相次ぎて起り、南軍所在にその勢を張りしかば、義詮も和睦を南朝に請ふに至り、南帝も略、これを許し給ひしかども、降参の禮を用ゐんとせしが爲に成らざりしなり。

正平二十三年南帝住吉に崩じ、長慶天皇立ち給ひしが、衆望は皇太弟にあり、羣臣黨を樹て、相争ひ、楠木正儀さへ京師に走りければ、南朝又衰へたり。幾くもなく皇太弟立ち給ひぬ。後龜山天皇これなり。

文中二年八月十日、南帝又吉野に入り給ひぬ。これより先、楠木正儀、細川、赤松等と數々天野の行宮を犯す。この夜南軍細川の軍を襲うて利あらず。遂に吉野に遁れ給ふに至りしなり。正儀は久しからずして再び歸降したれども、直冬以下の降將皆畔きつ。南朝の勢この頃より大に盛りて、紀伊、和泉も漸く北軍に侵削せられ、河内の楠木、和田の族、伊勢、伊賀の北畠氏を除けば、吉野近傍の地に、三輪、真木、宇野、酒



邊佐和秋山の殘黨あるのみ。

文中三年、宗良親王信濃より、行宮に詣て給へり、そゝろに昔のみ忍ばれて、

同じくは共に見し世の人もがな、

戀しさをだに語りあはせむ。

往にし延元に、東へ下り給ひしより、已に三十八年、さらてだに多くの年月なるを、年頃の合戦に命を鋒刃に殞し、も數へ盡し難し、見し世の人々は總て空しき心地のし給ひけんも、げにと思ひやられて、哀れ深き行宮の様なりけり。かくても、行宮はなほ吟哦の清遊を絶たず、天授二年、千首和歌會あり、百番歌合あり、流風千古、滿山の花とともに馨しとやいはん。

さても、元中九年正月、千劔破の孤城さへ陥りぬ。楠木正勝等敗走して吉野に詣りければ、今は唯南勢地方の東藩あるのみ。この年、和議遂に成りて、十月二十日南帝吉野崎山の行宮を出て給ひぬ。扈從には公卿十餘人、伯耆黨六人、楠木黨七人、和田一人、次て宇陀郡の住人秋山某、井谷某とぞ傳へらる。この日雨ありて、同夜橋寺に御一泊、翌日南都興福寺に御着ありて、延年の儀などあり、閏十月二日嵯峨の大

覺寺に入らせ給ひぬ。幕府光明天皇を擁立してより、こゝに五十六年、南北全く統一に歸し、吉野地方の兵革一たび治まりけるなり。

### 三、衆徒の擾乱

南都の衆徒が富強を恃みて、嗷訴することは、平安朝以降絶ゆる時なく、南北對立の間に於ても、依然神木神輿の勳座入洛せしこと、枚擧に遑あらず。

朝臣は固より深く佛神に歸依したれば、爲に節會、齊會を廢し、或は雜訴を停むること、連年絶えず。中にも、僧西阿の南軍に黨して、興福寺領を侵し、衆徒神木を推して木津に入りし時の如き、武家は防ぎ戦はんとせしかど、勅使これを諭止し、その既に入洛するや、上皇積雪の庭上に露坐し給ひ、藤氏の公卿は恐懼して、通夜寐ねざるあり。朝廷の佛寺に敬事し給へる有様は、斯の如くなりければ、衆徒の強暴日に甚しからんとせり。然るに、武家は初よりその勢力を利用するの意ありて、或は堂塔營繕に盡力したることあれど、固よりこれを尊崇すること、公卿の如くならず、こゝに、かの神木神輿も、容易くその効を奏せず。延元興國の交には、遷座十ヶ月



の久しきに及び、建徳二年の時の如きは、前後四年を経て、文中三年十二月初めて歸座ありけり。東大寺の神興の如きも、武家が止むを得ずして入洛を拒ぎしとあり。興國五年八月、伊賀名張郡の事を訴へて衆徒神興を奉じて入洛するや、侍所仁木義長出でてこれを拒ぎ、衆徒は遂に神興を棄てて去りて、北朝これを東寺に安置しけるが、その歸座ありけるは正平元年正月にして、その間實に十七ヶ月の久しきに涉りぬ。擾亂の世、種々の事情に妨げられて、その訴願を容るゝ能はざりしが爲なりとは雖も、又神佛の威靈漸く薄からんとするの徴ならずとせんや。ことに、新興の禪宗は朝廷幕府の間に益々信仰を得て、南都北嶺の教權日に傾かんとするをや。

神木神興の動座は、殆んど常に寺領遠亂の訴に非ずば、黨争の裁斷を要請する者、その争ふ所は俗人と選ぶ所なし。されば前代よりの寺院間の確執、衆徒の黨争亦日に滋くして、日一日に紛擾を重ね來りしこといふまでもなし。

建武年間、興福寺東大寺と兵を構ふるに方つて、興福寺一乘院は大和國民の過半を管せるが故に、東大寺は國內に於てはこれと衡を争ふ能はず、殆んど法燈を滅

して退散するの外なしと決心せり。神木入洛の時、興福寺衆徒は、動もすれば、七大寺の衆徒をして扈從せしめ、文中元年には、その訴願の爲に七大寺をして閉門せしめぬ。亦以てその強大なりしを知るべしか。れば、當時の黨争は専ら興福寺衆徒間の紛争なりと知るべし。

正平六年七月、大乘院、一乘院門徒兵を構ふ事は、稍南北朝の對立に關係せり。これより先、五月十八日、一乘院覺實寂す。覺實は南朝に仕へたりし近衛經忠の弟なれば、遂に後醍醐天皇の皇子立四法親王を迎へて法嗣となししを、親王先つて薨じ給ひしかば、今遺命によつて經忠の子實立を迎へて法嗣となせり。近衛基嗣奏してこれを拒まんとせしかば、兼て反目し來たりし大乘院の衆徒はこの機に乗ぜしなり。交戦連日、北朝使を遣して之を制せしむ。兩軍對峙して兵を撤せざるに、十二月南北暫く合體しければ、又賀名生より勅使ありて、合戦は止みたれど、なほ兩院は竊かに武者を集めて自ら衛りぬ。當時興福寺も亦暫く行在の命を奉じたるものにして、七年三月勅して兵糧を徵し、且つその衆徒越智氏が、吉野の先の執行と謀つて、竊かに北黨に通ぜんとするを詰問せしめられぬ。ざるを、この四月興福



寺が足利義詮の爲に天下靜謐を祈り、且つ兵糧を義詮に納れ、山城の士寇追討を命ぜられしを見れば、早くも南黨に従ひしものにして、五月南帝の奈良に入らんとし給ひしは、或は一乗院に依らんとし給ひしものなるべけれど、細川、赤松等の支へ奉るに方りては、衆徒の南軍の爲に戦ひしものなかりしが如し。

十二年六月、宗良親王の御子良玄南都に抵りて一乗院門主とならせらる。これより先、三月四日、大乘院の僧徒近衛基嗣の子道嗣の幼兒を奉じて觀禪院に入れ、一乗院の門主たらしめんとせしを、一乗院實玄これを逐ひたるなり。こゝに於て大乘院僧徒又道嗣の孺子を奉じて一乗院の僧徒と闘ひ、實玄及び良玄を逐ふ。實玄又兵を率ゐ來りて奈良に入り、禪定院、寶積院等を燒きて大乘院孝覺を逐ひぬ。時に十月二十五日なり。

十二月、幕府一乗院門主及び僧徒の處分を奏請す。翌十三年八月再びこれを奏請せしことあるを見れば、その處分は容易に行はれざりしが如くなれど、時に南朝の主力は河内にあり、形勢頗る盛りたりければ、多年の紛争も遂に大乘院の勝利に歸して、大乘院孝覺は興福寺別當となり、牛車を聽さるゝに至りぬ。

大乘院、一乗院の争隙稍、收りて、又南都北嶺の争闘あり。二十二年八月、宮中の最勝講に興福、東大兩寺の衆徒、延曆寺の僧徒と殿庭に闘ひ、死者四人、傷者百餘人、殿庭爲に潰さるゝに至りぬ。その狼籍の甚しき殆んど武人にも過ぎたりといふべし。

二十四年九月の頃、又興福寺六方衆の紛擾あり、亦大乘院、一乗院毀隙の餘波なり。翌年に至りて闘争は一たび止みたれど、眞に和解せしには非ざりき。後一年を経て、建徳二年に至りても、衆徒なほ兩院家と相争ひ、爲に維摩會を廢し、春日祭を停む。是の年十二月、争端遂に爆發して、衆徒蜂起して一乗院を襲ひ、急に神木を奉じて入洛し、兩院主を罷めんことを要請す。これより先、大乘院教信、その前主教尊の院主に復せんとするを拒み、教尊の黨なる一乗院實玄と相闘はんとせしが、衆徒等の服せざるを見て、實玄と和して、ともに衆徒を壓倒せんとせしなり。北朝衆徒の請を聽しければ、衆徒等來つて兩院を圍みぬ。實玄、教信火を房舎に縱つて出奔す。衆徒乃ち又實玄、教信及び三寶院光濟、覺王院末縁等を流さんことを請ひ、尋て又攝津守護代赤松範顯等を罪せんことを請ひ、又神木を公卿の第に入れ、或は藤氏の公卿の氏を放ちけるが、訴願容易に解決せざりければ、翌文中元年十月には



春日神社并に七大寺の門を閉ぢ、南圓堂の北戸を開いて調伏を初むるに至りぬ。北朝乃ち屢、僧綱を召して諭示する所あれども、衆徒要請を固執して肯んぜず。文中三年十二月に至り、悉くその請を聽して、神木初めて歸座せり。翌天授元年の頃より、興福寺中の西南院、東北院と確執あり、衆徒兩黨に分れて相戦ひ、佛事、神事等殆んど絶えたり。二年八月、春日祭の勅使奈良に入らんとせるを、衆徒のこれを木津に要して内れざるものあり、爲に祭事を果さず。十月、衆徒一乘院に亂入して門主を奪ひ去りぬ。翌三年五月、門主歸寺することを得るや、東北院印覺直にこれを近衛家に報ずるを見れば、一乘院主は東北院に驚しけるものなるべし。九月、西南院覺家、東北院圓兼と相争ひ、衆徒は西南院に應じて東北院を罪せんこと請ふと稱して、又神木を奉じて宇治に抵りぬ。幕府の兵先づ木幡を守り、衆徒を諭し、が、その聽かざるを見て、細川頼基に命じて之れを討たしむ。頼基定に次して諸軍の至るを待つ、時に十月十日なり。衆徒その形勢に避易したりけん、乃ち兩院同罪の勅裁を得て、神木歸座せり。四年十月、春日神人、津攝守護赤松光範を退けんとして、神木を動かす。蓋し光範は

國內の豪族十市遠康と通じて、春日社領を犯せるに似たり。僧徒等又遠康の征討を北朝に請ふ。義滿乃ち斯波義將をして來りて十市を討たしむ。時に五年正月なり。しかも、春日社頭の遠亂なほ止まず、八月、神木又京都六條殿に入りぬ。幕府屢、使を遣してこれを諭し、かど、衆徒等頑として神木の歸座を肯んぜざりき。

六年、北朝前一乘院門主實玄の罪を赦す。實玄は屢に衆徒の訴によりて流されたる者なり。されば、衆徒等これを悦ばず。唯六方衆徒中の成亥、脇衆なる龍田英舜、山田重英、菅田盛弘等は兼ねて衆徒等と隙ありしかば、實玄を援け、共に常喜院に入りて米穀を奪ひ、乃ち相率ゐて入京し、十二月十五日、遂に神木を奉じて南都に還りぬ。蓋し幕府の志を成せるなり。

翌弘和元年三月、六方衆徒蜂起して實玄を慈尊院に攻め、火を縱つて花林院、増長院等を焼く。實玄は出て、奔りしが、四月、又、襄に共に流罪に處せられし前大乘院門主教信とともに興福寺に入り、八月、一乘院良昭を逐ひぬ。幕府は、勢、實玄を援けて衆徒を鎮壓せざるべからず、即ち良昭の父近衛道嗣に命じて、良昭を措いて他に門主を選ばしめんとせり。されば、南都には兩黨相對峙して、法會佛事の沙汰も



なく、法燈の影益、幽ならんとするを、幕府はやがて關東白旗一揆の聲を召し降して、一舉衆徒を退治せむとする結構さへありと聞えければ、學侶等百方周旋して、二年六月、遂に兩黨修睦の議を遂げつ。かくて、前門主實玄京都に去り、一乘院良昭、大乘院孝尋南都に歸還して、さしも久しかりし擾亂も一度靜鎮せり。されど、兩黨なほ多少の確執ありしにか、弘和三年更に大乘院孝尋と成玄脇衆徒との和睦ありき。

さて、かの十市黨の違亂はなほ絶えざりけん、元中三年三月學侶衆徒蜂起して十市に向ひしが、五月に至りて歸りぬ。

其後、南北合體に至るまで、南都稍、小康に屬し、元中八年九月には、義滿が春日詣あり、綾羅の袂、錦繡の装ひ、絶えて久しき故郷を飾りぬれど、興福寺の積威もはやう盡きなんととして、六方衆徒も既に別當が制令を奉ずるものにはあらざりしなり。

### 藤原隆資

藤原隆資は左近衛中將隆實の子なり、家を四條と稱す。父隆實早く歿せしかば、祖父權大納言隆顯養ひて子としてその家を嗣がしめたり。隆資、後醍醐帝のとき權中納言に任ぜられ、檢非違使別當となりぬ。元弘元年八月、後醍醐帝神器を奉じて大和に潜幸し給ひしとき、隆資三條河原にて追ひつしまゐらせ、大納言藤原師賢の詐りて天皇となりて延暦寺に入りしに從ひしが、事發はれて笠置に赴きぬ。笠置陥るに及びて、隆資剃髮して逃れ、護良親王に從ひて恢復を圖りぬ。この頃竹原八郎の兵を起ししは、隆資の説く所なりしに似たり。帝還幸の後、京師に還り、髮を蓄へて本官に復しき。延元元年、足利尊氏西國の兵を率ゐて再び京都に入りしとき、隆資は延暦寺の行幸に從ひ、後、出て、男山に陣しぬ。乃ち義貞等と糧道を塞ぎて北軍を惱まし、期を刻して、東西より夾撃せんとし、火をあげて合圖とせんとを約せり。時に偶、白河の民家火を失するものありしを、隆資煙を望みておもへらく、東方の南軍既に京師に入れりと、即ち三千餘人を率ゐて、鳥羽を経て直ちに東寺



に迫り、高師直の軍を破り、奮進火を放ちて樓櫓を焼きしが、師直反戦甚だ力めしかば、隆資遂に敗れて退きぬ。義貞はやゝ後れて、二萬餘騎を率ゐて西坂本より京に攻め入りしが、亦敗れて坂本にかへりけり。十月帝尊氏の請に従ひて花山院の皇居に還御し給ひければ、隆資は紀伊に走り、後吉野に詣りぬ。帝崩ずるに及び、藤原實世と幼主後村上帝を輔佐して、専ら庶務を決裁せり。正平三年正月、高師直、師泰等河内、和泉兩道より行宮を犯すや、源親房は和泉に軍し、楠正行は四條織に向ひ、隆資は兵三千を率ゐて飯盛山に陣し、大に敵兵を惱ませり。既にして正行戦死し、師直勝に乗じて吉野の行宮を襲ひしかば、隆資帝を奉じて賀名生に避けたり。従一位に叙し、大納言に任ぜられしはこの頃なり。正平七年南朝京都を恢復せしかば、車駕に従ひて男山に至りぬ。四月義詮又叛きて、やがて男山を圍みければ、官軍支ふること能はず、帝甲を擲し、馬に御し、夜に乗じて、奈良に入らんとし給ひしに、赤松、細川の兵これを支へければ、隆資力戦して歿しぬ。時に五月十一日なりけり。

源親房

源親房は村上天皇の皇子具平親王の後にして、家を北畠又は中院と稱せり。父は權大納言師重、母は入道左近衛少將隆重の女、伏見天皇永仁元年を以て生る。延慶三年十八歳にして參議に任ぜられ、後醍醐天皇の御代には大納言に進みて淳和獎學兩院別當を兼ね、元亨三年擢てられて世良親王の傅となりぬ。親房よく補弼の任を盡すこと八年、元徳二年親王の薨じ給ひしかば、悲痛のあまりに出家して宗玄と號しぬ。伏見天皇より當今まで五朝に歷事して、忠誠の聞えある人なりければ、世こそ有りてこれを惜みぬ。元弘三年後醍醐帝隠岐より還幸し給ひしとき、親房復た出仕して従一位に叙せられ、准大臣となり、定房、清忠等と政務を翼賛したり。其の年の冬、親房の子顯家、義良親王を奉じて奥羽を鎮撫せしかば、親房亦これに従へりしが、久しからずして京師に還りぬ。延元元年尊氏の京師を犯すや、親房聖駕に従ひて延暦寺に赴き、帝が尊氏の降を納れて京師に還り給ふに及びて、尊澄法親王を奉じて伊勢に赴き、伊勢、伊賀、志摩を徇へしかば、勤王の士風を望みて



起ちぬ。この年十二月帝の神器を奉じて吉野に潜幸し、再び恢復を圖り給ひしは、親房が密奏するところありしが爲なりといふ。時に楠木正成既に戦死して楠家振はず、主將新田義貞亦北軍に支へられて越前を出づる能はず、親房吉野に在りて朝家唯一の棟梁たり。乃ち近くは伊勢紀伊の南軍をして戦艦を修めしめて、東北及び西陲と相通じ、一は以て糧道となし、兼ねて北軍を牽制せしめ、又其の第三子顯能を伊勢に居きて、東方往來の門戸を守らしめ、第二子顯信は帷幕の將として常に京師の動靜を察せしめぬ。而して、長子顯家夙に義良親王を奉じて陸奥に鎮す。南朝の興廢殆んどその双肩に懸れりといふべし。延元二年、顯家義良親王を奉じ、陸奥の兵を率ゐて西上し、三年正月奈良に次す、乃ち弟顯信とともに大舉して京師を陥れんとす。軍利あらず、五月顯家安倍野に戦死し、顯信亦河内に走りぬ。新田義貞亦この歳七月を以て越前に戦死せり。南風競はず、軍氣殆んど沮喪せんとす。朝廷乃ち結城家廣の獻策を用ゐて、再び陸奥を鎮撫して南軍の根據となさんとし、顯信を陸奥介鎮守府將軍に任じ、義良親王を奉じて東北に向はしめ、又親房をしてこれを輔けしむ。三年八月、海上に暴風に遭ひ、親王は顯信等とともに伊

勢に吹き還され、親房は常陸國東條浦に漂着しぬ。親房乃ち東條神宮寺城に入り、後、阿波崎城に據りしかど、ともに佐竹義篤の爲に陥れられ、出て、小田治久か小田城に入りぬ。十一月、親房小田城に在りて、書を近地に移して正税を徴し、城兵の糧食に充つ。こゝに於て、關宗祐關城を守り、下妻正泰大寶城を守り、伊達行朝伊佐城に據りて親房に應じ、官軍稍振ひき。偶、後醍醐帝崩じ、義良親王位につき給ひぬ。これを後村上帝となす。親房遙に奏して、權大納言藤原實世權中納言藤原隆資をして機務を總括せしめんと請ひしに、帝これに従ひ給へり。時に延元四年なり。親房この歳を以て神皇正統記を著して皇統の正閏を論ず。蓋し先帝が正統の皇位にあらせらるゝことは、天下これを疑ふものなしと雖も、兩統迭立の例稍久しかりしかば、世間或は新帝の正閏を議するものあるを恐れ、天下の人心をして嚮ふ所を知らしめんとせしなり。その正大の論、謹嚴の文、百載の下よく人をして感奮興起せしむるに足れり。翌興國元年二月、又職原抄二卷を著して朝廷の官職の變遷を詳述したり。新帝の初行宮の縉紳朝儀に委しきもの少かりしかば、四條隆資等の請によりて著したるものなるべしといふ。この時に方つて、北軍の將高師冬



既に小田城に迫り、兵馬倥傯、上下騒然たり、固より篋中一部の籍典あるなく、皆記憶によりて起草したりといふ。その博洽強記、亦人に異なるを見るべし。二年五月、高師冬常陸那珂郡瓜連にあり、武藏及び諸國の兵を聚めて、勢益大ならんとす。親房親王を奉じて重きをなさんとし、吉野に奏して興良親王を小田城に迎へき。御年甫めて九歳。師冬直に小田城の本營を衝かんと欲し、大椽高幹をして、志筑城を攻めて、援路を絶たしめ、自ら資籠峯によりて小田城の背をうちしが、兵寡くして進むとを得ざりき。親房その實情を偵知し、坂東の安危はこの戦にありとなして、結城親朝に來援を促せり。時に春日顯時は師冬と玉取に對峙して、月を踰えて進む能はず。結城の兵亦未だ至らず。小田城の兵稍、倦みて敵勢漸く張りぬ。師冬この時に乘じ、和を唱へて小田治久を誘ひしかば、治久遂に師冬に降りぬ。九月十日、顯時は興良親王を奉じて大寶城に走り、親房は關城に走り、伊達行朝は伊佐城を守り、眞壁妙超は眞壁城を守りぬ。關城は西に毛野川を帶び、大寶城は蠶養川を帶び、湖水を挾みて關城と相對し、伊佐城はその北にあり。下妻城は南にあり。顯時更に中郡、西明寺の兩城を修めて、その西北を連接し、辛うじて守備の謀を成しぬ。興國

二年十二月、高師冬進みて關、大寶を攻む。城中兵寡くして、しかも糧食に乏しく、經營甚だ苦めり。親房屢書を結城親朝に贈りて來援を促ししを、親朝なほ躊躇して決する能はず。興國四年春、又書を贈りて曰く、

去年六月、兇徒師冬と小田城に相持し、守るも拒ぐも共に苦しかりき。仰ぐ所は唯貴境の兵なれば、檄を飛して連に援を乞ひつ。前に返書を得しに、兵を出して救はんといへり。許ちて仲冬に至りたるに、治久畏懼にして遂に叛きて賊に附きたり。移動の後、又三月に亘り、前後九ヶ月未だ一人の來り援ひしものを見ざるなり。形勢益盛り、卒伍益減じ、窘しさ知るべからず。方今坂東の官軍の保つ所は下妻、眞壁、中郡、西明寺、伊佐、關の六城のみ。而して關宗祐力を竭して防禦し、守備粗、全し、而も賊の圍めること已に久しく、漕驛路絶え、白晝出て、行くことを得ず。兵罷れ、糧乏しく、馬を賣り、甲を鬻ぎて旦夕を過し、骨を炊ぎ、子を易ふるの患、復將に至らんとす。下妻は主將幼冲にして、下臣權を争へり。顯時朝臣は興良親王を奉じて士卒を撫馭し、略、安戢なれども、しかも浮言已まず。亂將に内より發せんとす。眞壁は法超自ら志節を勵ませども、而も眷族離れ疑ひ、或は潜に賊



に通ずるものあり。中郡は顯時朝臣僅に部下を分差してこれを守れども、兵已に單なり、これに加ふるに儲蕃日に匿しくて待むべからず。西明寺は地勢隔絶して消息通せず。以上の五城は危きこと燕の幕に巢くへるが如し。唯伊佐は行朝、朝臣の忠義挽まざるを以て、堅く保つべきなり。然れども、本城の下妻守を失はば、孤城勢支へ難からんことを恐る、足下向に兵寡くして出征し難きを辭とせり。故に書を累ねて乞ふ。足下若し親しく至ること能はずば、兵を國界に觀すとも亦聲援を張るに足れり。而も猶聽かれずば、軍情争てか困沮せざるを得んや。夫戰は危事なり、變は呼吸にあり、これを援ふ時に及ばずば、兵多くとも何にかせん。況して賊の兵を府に屯せしこと年を踰えたり、力竭き糧乏し、更に旬月を過さば、城兵悉く肆中の枯魚たらんのみ。この時に當り、江海の水を注ぐとも、亦何の益する所かあらむ。さきに贈一位顯家鎮に在りし日、賊起れりと聞きて、袂を投じて起ち、見兵幾くもなきに、疾驅して難に赴き、千里を踐みて大功を建てたり。再び入りて援へるときには、人は危疑を懷き、道は梗塞に値ひ、國府に敗れ、靈山に危く、遂に乃ち轉闘して畿内に至りつ。その倉卒命を喪ひしが如きは

天の實に然らしめしものにして、戰の罪にあらず。忠孝の道やがて憾なきなり。これによりてこれを觀れば、兵を發すると發せざるとは、志の至ると至らざるにあり。足下もし能く奮然として部兵を分ちて赴きなば、伊達以西の郡縣豈に響應する者かならんや。今日の事、勢急なること星火の如し。某の願ふところは瞬息のあひだ持する所を喪はず、餘命を以て先皇に報ぜんとするにあり。大義心に著して死して後休まむ。鳥の死なんとするときはその鳴くと哀に、人の死なんとするときはその言ふこと善しとかや。再信續き難きとを恐れて、敢へて盡くこれと言ふ。夫れ我國は天祖經始の地、日神統領の州、聖々相承け、歷し所九十五代、誓無窮に及ぶと遠越すべくもあらず。凡不軌を圖るものは踵を旋さずして殄滅す。尊氏何する者ぞ、罪惡貫盈前代に非ざる所、而して中原に盜據せること已に七年、何の幸や。昔逆臣平將門の如きは六年にして滅び、安倍貞任は十二年にして夷ぎぬ。即ち彼の顛擠は天將に待ちて發するあらんとするなり。古より大姦兇徒、首領を歲月の間に保つことを得る所以は、まことにその智勇衆に過ぐるものあればなり。彼は偉度遠略あるにあらざるなり、而して家奴



師直は虎威に憑りて世家將種を凌轢し、その兇虐の跡を考ふれば、前日の高時の事に浮きたり。所謂世家は本皆王臣なりき、保元平治以來、降りて源平の家に隸し、承久の後又降りて陪臣北條氏に屬せり。爾の家譜を見れば、豈に心に愧ぢざらんや。方今聖運の再興に遇ひ、本領舊の如きのみならず、親しく綸言を承け、朝爵を賜ふ。際會かくの如し、乃ち利を貪り、死を愛み、逆に同じ節を屈す。文武の道地を掃ふといふべし。復何の面目ありて祖先に地下に見えんや。足下の藝祖秀郷朝臣は、夙に勳を國に顯はし、後世子孫屹として名流たり。平清盛、源頼朝の如きも、門閥を論ぜば、豈に遽にその右に出てんや。その王命を奉じ、將帥を指麾するに及びては、反つてこれに頓首服事す。勢已むを得ずと雖も、これ豈にその樂む所ならんや。これを以て上野介朝臣一統を圖りて、以て家聲を振はせ、忠愷中より發し、賊を上下に推し、人をして今に至るまで忘るゝ能はざらしめき。親光朝臣相續いて節に死せり。足下父子はその嫡流たり。當に前志を繼ぎて後昆を耀すべきなり。而して更に依違觀望の計を懷かば、乃祖の神それ將に怒りて且つ罰しぬべし。近頃所在の小人群集浮議す。或は曰く宜しく城壁を堅守し、鋒を

歛め、力を養ひ、天下の形勢を察し、もし尊氏勝を得るに及んで降附せば、門戸は保たるべしと。或は曰く、たとひ關東の諸城守を失ふとも、奥州の險によらば歲月を延ばすべく、賊の利を失へるを窺ひ、徐に起ちてその後を圖らば、大功をなすべきなりと。或は曰く、興廢の際には命ありて存す、宜しく得失を熟慮し、時をまちて動くべきなり。贈一位の如きは忠節大なりと雖も、勳業遂げず、覆轍近きにあり、鑑とすべしと。想ふに足下亦豈にこの説に惑へるか。僕の親故と雖も、亦この議を持して予の爲す所を危む者あり、ましてその他の疎遠なる人士をや。これ固より意に介するに足らず、然れども大義に害あれば辨せざるを得ざるなり。予が家皇族より出づ、世昇平に遭ひ、習ふ所は朝儀典章、邊遠兵革のことに至りては、素より諳ぜざる所、宜なるかな。その處置方に乖きて人を服するに足らざることや。願ふに身は前朝の遺老たり。今上を間關に奉じ、願命を彌留にうけ、方に孤城に據りて以て八州を控ふ。恐らくは、一旦命を預せば、四方解體し、賊また時に乘じて奥州に侵寇せん。忠義惡んず潰え叛かざるを得んや。且つ三位中將出鎮すること三年、未だ能く功を建てず。資性淺劣にして傍に輔翼なし、而し



て衆情反仄し、危疑の甚しこと薪を抱きて火上に寝ぬるが如し。親房死後、與に事を爲すべきものは誰ぞ。今日足下異圖あらば、則ち已まむ。忠貞を全うせんと欲せば、豈に遠き慮なからんや。晏天爰に臨み、鬼神靈あり。唯天下のために言ふ。敢へて餘命を愛むにあらざるなり。

と、言辭痛切を極めたり。然れども親朝省ること能はずして、遂に足利氏に降りぬ。九月高師冬關城に迫り、船を湖に浮べて大寶の往來を絶てり。外援全く絶えて、孤城大軍を控ふ。又如何ともすること能はず。兩城相繼いで陥り、親房繼に吉野に遁るゝを得たり。時に興國四年十二月なり。親房東國の經營に敗れて吉野に還るや、先づ吉野の南門なる熊野に於て舟師等を募り、南海中國に連絡して遠く征西府の軍に聲援を與へ、以て後方の備となし、且つ畿内の軍を勵まして、山名時氏、細川顯氏等を破り、進んで京都に迫らんとせり。尊氏この勢を見て、乃ち高師直、師泰をして大軍を率ゐて河内和泉兩路より來り犯さしむ。正平三年正月、親房與良親王を奉じて和泉に軍し、四條隆資、東條に軍し、楠木正行、高師直と四條細手に戦ひぬ。正行奮戦屢、師直の牙營に迫りしが、遂に勝つこと能はずして死せしかば、後村上

帝は賀名生に潜幸し給ひぬ。師直大和に入りて吉野の行宮を焼き、南朝の勢大に蹙りしが、和田助氏等の軍大和の兵と與に群起して北軍を破りしかば、師直倉皇引き還して、北軍河内の東條に對持すること一年餘、偶、師直足利直義と隙を生じて北軍は京師に還へりぬ。これより北朝の黨與分裂して相争ひ、正平五年直義又兄尊氏と和せずして降を行宮に乞ひぬ。朝議その誠意に非るを見て斥けんとせしが、親房權宜を以てこれを聽さんことを乞ひ、帝亦これに従ひ給ひぬ。明年直義又叛き去りしかど、足利氏の兩黨これより協和すると能はざりき。是の年親房三宮に准ぜられて輦車宮に入ること聽されたり。外戚の親に非ずしてこの恩典を蒙るものは、實に希代の特例なり。七年正月、足利の兩黨相争ふに乗じて、帝尊氏、義詮の降を納れて南朝の崇光院を廢し、男山に幸し給ひぬ。こゝに於て親房先づ京都に入りて諸事を總決し、南北暫く統一せしが、義詮復叛きしかば、南軍敗れて男山に還り、河内の兵も亦反覆して、四條隆資さへ戦死しければ、統一の業再び頓挫せり。九年四月十七日、親房遂に賀名生に薨じぬ。時に年六十二。南朝棟梁の臣を失ひて更に一頓挫せり。親房嘗て僧玄惠につきて和漢の學を承け、佛典にさへ暗



からざりしかば、神皇正統記、職原抄の外にも、元々集、二十一社記、古今集註、東家秘傳の著あり、世人その學才その博洽を稱して、藤原宣房及び源定房と併せて後の三房といひき。親房が忠君の至誠はいふも更なり、この亂世に處して文藝の上には、偉業を留めたるは、實に絶世の大人物なりといふべし。親房又歌をよくす、詠ずるところ、往々忠誠の情横溢して、その性行を想見せしむるに足るものあり。

九重の御階のさくらさぞなげに、

むかしにかへる春をまつらむ。

小山田の苗代水のひさくくに、

人のこゝろのにごる世ぞうき。

忘れずばいざかたらはむ時鳥、

雲井になれし代々のむかしを。

古里の吉野のみゆきふみわけて、

むかしにかへる跡ぞ見えける。

いにしへの竹の園より家の風、

吹きとし吹かばよゝにかはるな。

なげかじな山とし高くなりゆくも、

せめて道あるためとちもほど。

石清水清きながれを憑むより、

にござじとこそ思ひそめしか。

我上に月日はてらせ神路山、

仰ぐこゝろにわたくしはなし。

明治四十一年九月九日、朝廷優詔して正一位を贈らせ給ふ。十二月二十五日、奈良縣知事策命使として参向し、奉告祭を賀名生の墓前に舉行せり。

### 藤原實世

藤原實世は太政大臣公賢の子なり、家を洞院と號す、嘉曆、元徳の間、参議を経て權中納言に至り、左衛門督檢非違使別當を兼ねて正三位を授けられたり。元弘の變に北條氏に捕へられて小田貞知の家に囚せられしが、後、其の官を削りて父の家



に預けられたり。元弘三年五月二十七日、帝隱岐より還幸あらせられしとき、實世は播磨に出て迎へ奉り、やがて故の官位に復して將士の論功を司りしに、如何なる故かありけん、數月にして僅に二十餘人の恩賞を定めたるのみなりしかば、藤原藤房代りてその上卿となれりといふ。建武元年、東宮權大夫大學頭をかね、二年大智院宮忠房親王に従ひて東山道を経て尊氏を征せんとせしが、途にして義貞已に敗戦して京師に引き返しければ、果さずして還りぬ。翌年一月更に兵二萬人に將として、鎮守府將軍源顯家、新田義貞等と共に尊氏を京都に討ちて之れを破りぬ。功を以て正二位に進み、尋て尾張守を兼ねたり。延元元年、尊氏西國の兵を率ゐて再び京師に入り、東郷叙山に幸す。實世亦これに従ひ、權大納言藤原師基と共に山を下りて尊氏を討ちしが、勝たずしてかへりぬ。會、帝尊氏の和をゆるして將に京師にかへらんとし給ひしかば、實世急に使を走らせて新田義貞に告げぬ。義貞即ち切にこれを諫止せんとす。帝懇に慰諭し給ひて、皇太子を義貞に屬し、實世をしてこれを援けて北國に赴かしめ給ひぬ。實世即ち越前に赴きて金崎城に居り、義貞と杣山城を保てり。義貞死するに及びて吉野の行宮にかへり、權大納言

兼右近衛大將に任ぜられたり。後村上帝即位の初、權大納言藤原隆資とともに機務を參決し、後、從一位左大臣に進み、正平十三年八月薨ぜり。年五十一。泊瀬與喜山に葬りぬといふ。

### 藤原隆俊

藤原隆俊は隆資の子なり。正平中、中納言に任ぜられ、尋て大納言に進み、後、内大臣となりぬ。八年、兵を紀伊に起し、熊野八莊司成來り屬せしかば、守護某を攻めてこれを破りぬ。會、山名時氏南朝に下りて、六月、京都を復し、足利義詮、後光嚴院を奉じて近江に走りぬ。時に隆俊諸將と兵を統べてこれを援けたり。尋て北軍大に兵を集めて反撃し、時氏退いて伯耆に歸りしかば、隆俊亦諸軍を率ゐて退きぬ。十年、又氏時とともに義詮を神南に攻めて利あらずして退きぬ。十五年、義詮、畠山道誓と兵を率ゐて來り攻めしかば、隆俊兵三千人を以て紀伊の最初峰に陣し、楠、和田の赤坂、八尾と相控援したり。時に畠山道誓の弟、畠山義深、三萬餘人を率ゐて、最初峰に對せる和佐山に上りて櫓を構へしかば、隆俊の部將鹽谷伊勢守兵を引いて伴



り退きて龍門山にこもりけり。敵軍勢をつくして馳せ向ひけるに、東西の山迫りて谷深く、あまつさへ篠笹茂りあひて、馬の蹄だも立てかねたり。鹽谷伊勢守軍を東西兩山に伏せ、高さより亂射せしめ、躬自ら衆に先だちて戦を督しければ、野上山東、貫志山本、恩地等の兵二千餘騎聲を合せて收めかかりけり。敵軍なにかはたまるべき、潰走すること三十餘町。かくて北軍數多く撃たれにしかば、畠山義熙又七千人を以て來り援けたり。隆俊このよしをきいて戦を議しける程に、湯川庄司某叛きて船軍を整へて田邊より上陸するよし聞え、越智大和守亦心がはりして出でて降りぬさらでだに強大なりし畠山は彌之れに勢を得て、龍門山に攻め寄せければ、隆俊遂に破れて退いて阿瀬河城に入りぬ。十六年細川清氏と京都を攻めて義詮を走らせしが、尋いて敵兵四方より京都を襲ひしかば、又引きかへしぬ。敵天野の行宮に迫るに及び、和田正武等と力を協せて之を禦げり。隆俊屢軍功あり、且つ恢復の志極めて厚かりき。嘗て行宮の和歌會に、寄弓述懐といふ題を得て、よめる歌に曰く、

君がためわがとりきつる梓弓、

もとのみやこにかへさざらめや。

辨内侍

辨内侍は右少辨俊基の女にして、和歌をよくし、後醍醐、後村上兩帝に仕へき。父は北條氏のために葛原岡にて斬られ、母をさへ稚きほどに失ひければ、三位行氏の許に養はれけるが、後醍醐帝隠岐より還幸し給ひし後、宮仕にいてたちぬ。後村上帝の時、或夜御前にて、公卿等に宴を賜ひける折、内侍杯をもて出でしに、いかにかしけむ、とり落して割りければ、とり敢へず、さかづきもわれてぞ出づる雲の上、と申しけるに、宗房、

星のくらゐの光添へばや。

とつぎたりしかば、内侍があやまちも、和歌の才によりて、却つて興をましつとて、帝いたくめて給ひぬとぞ、高師直かねてよりこの内侍を戀ひ渡りければ、或年、詭謀をもつて吉野の宮より内侍を奪はしめしに、楠正行途にこれを見て、内侍を救



ひ、吉野に参りてかくと奏しければ帝これを賞して、内侍を正行に賜はんとせり、正行畏りて、

とても世にながらふべくもあらぬ身の

假のちぎりをいかで結ばん。

と奏して辭したりけり。内侍は正行の志に感じて、やがて皇居にも歸らず、龍門岳の南麓なる龍門寺に入りぬ。正平四年正月五日、正行四條畷にて討死せりと聞き、乃ち尼となりて、正行の菩提を吊ひきとす。今、西蓮華臺院の境内にある聖尼庵は、内侍の住みたりし所なるべしといふ。

### 宗 信

宗信は吉水院の僧にして、法印に叙せらる。元弘元年護良親王の吉野に據り給ふや、宗信専らこれを助けたり。吉水院文書に眞運といふ。時に吉野に吉水院新熊野の兩執行ありて、交、寺務を執りたりしが、新熊野の岩菊丸は宗信の親王を助くるを怒りて、鎌倉の兵を導きて城を攻めたり。城陥るに及び、宗信親王に従ひて出奔

し亂平ぎて後また山に還りぬ。延元元年十二月、後醍醐天皇花山院を出でて大和に幸したまふや、宗信に頼りて蹕を吉野に駐めたまひぬ。大平記に當時の有様を記して曰く、

吉野の大衆を語ひて君を入れ進らせんと思ひて、景繁即ち吉野へ行向ひ、當時の宿老吉水法印にこの由を申しければ、滿山の衆徒を語らひ藏王堂に聚會して、僉議しけるは、古淨見原天皇、大友皇子に襲はれ、この所に御幸成りしも、程なく天下泰平を致さる、その先蹤に就て今仙蹕を促さる、事衆徒何ぞ異議に及ぶべきや、就中昨夜の光物臨幸の道を照す、是併しながら當山の鎮守藏王權現、小守、勝手大明神、三種神器を擁護し、萬乘の聖主を鎮衛し給ふ瑞光なり、暫も猶豫あるべからずとて、若大衆三百餘人皆甲冑を帶して御迎に参りける。

四年八月、後醍醐天皇崩御したまふに及び、衆情沮敗して、皆吉野を守る心なかりしかば、宗信又これを激勵せり。太平記に之れを記して曰く、君の崩御なりぬるを見進らせて、今は御裳瀧河の流の末も絶えはて、筑波山の蔭に寄る人も無くて、天下皆魔魅の掌握に墮つる世に成らんずらんと、あぢき



なく覺えければ、多年著き纏ひ進らせし卿相雲客、或は東海の波を踏んで仲連が跡を尋ね、或は南山の歌を唱へて寧戚が行を學ばんと、思々に身の隱家を求め給ひける。爰に吉野の執行吉水法印宗信、潜に此の有様を傳聞きて、急ぎ参内して申しけるは、先帝崩御の刻、遺勅を遺され、第七宮御位に即け進らせ、朝敵追討の御本意を遂げらるべしと、諸卿まのありたり、綸言を含ませ給ひし事なり。未だ日を経ざるに、退散隱遁の御企ありと承り及び候こそ心得がたく存じ候へ。異國の例を以て吾朝の今を計り候に、文王草昧の主として武王周の業を起し高祖崩じ給ひて後、孝惠漢の代を保ち候はずや。今一人萬歳を早くし給ふとも、舊勞の輩その功を捨て敵に降らんと思ふ者はあるべからず、(中略)身不肖に候へども宗信かくて候はん程は、富山に於て又何の御怖畏か候べき。何様先づ御遺勅に任せて、繼體の君を御位に即け参らせ國々へ綸旨を成し下され候へかしと申しければ、諸卿皆實にもと思はれける處に、又楠帶刀、和田、和泉守二千餘騎にて馳参り、皇居を守護し奉り、誠に他事なき體に見えければ、人々皆退散の思を翻して山中は無爲になりけり。

南朝の久しく吉野に勢威を保ちしもの、宗信の力興りて大なりしを知るべし。傳へいふ、後醍醐天皇皇女を降嫁し一子を生めり、乃ち諱の字を賜りて尊壽丸といふ。宗信が墓は如意輪寺の下にありて、妻帯塚とよび、舊黒門外に居住せるものこの墓を掃除する習ありて、今なほ絶えずといふ。

越智邦澄 邦永 家澄

越智邦澄は邦永の子なり。父邦永は勇謀衆に勝れたり。正和五年春北條氏に快からず、天下に卒先して北條高時に叛さしが、楠正成に攻められて討死せり。邦澄家を繼ぎ、元亨二年夏、天下北條氏に叛くの機運あるを察して、邦永夙に企畫するところあり、元弘二年に至り、私に一族堤彦太郎信景、稻生六郎爲忠、越智十郎光度、澤田五郎春重、石上十郎兵衛武國、鳥屋源二武總等を語らひて、城を高取山に構へ、兵二百餘人を以てこゝに籠れり。同年三月、戸野法印良忠に屬し、大塔宮護良親王より本領安堵の旨を蒙り、伊豫守と號せり。同五月六日、戸野法印に屬して六波羅を攻めて軍功ありき。興國元年四月三十一歳にして薙髮し、宗林と號し、正平元年



九月十一日歿しぬ。家澄家を嗣ぎ、足利直義が南朝に降りしとき、直義に屬して戦功ありき。正平十五年、又四條隆俊に屬して紀州最初が峰に籠りしが、後遂に北朝に降りぬ。以上は大和源氏越智家譜の傳ふる所なり。

### 西阿

西阿は三輪の人なり。延元元年、後醍醐天皇の賀名生より吉野に幸し給ふや、真木定觀等と馳せ赴きて鳳籠を守護し、天皇勅を諸國に下して足利尊氏を討ち給ふに當り、西阿勅に應じて開住磯城郡戒重、一に開の城に據りて兵を擧げぬ。延元二年正月十八日、北黨石橋和義兵を率ゐて南都に陣し、六月南軍を櫟本に撃ち、尋て桃尾城を攻めてこれを陥るゝあり。七月二十八日、足利直義、島津貞久に命じて吉野を攻めしむるあり。十二月二十日に至り、高師貞等直義の命を奉じ、吉川經久、島津宗久等を率ゐ來りて開住を攻めたり。三年二月、北畠顯家、伊勢伊賀を経て南都に入りしが、敗れて河内に走り、義良親王は吉野に逃れ給ひぬ。興國元年三月十二日、仁木頼章直義の命を奉じ、麻生宗教等を率ゐて吉野の通路を警護し、且つ開住

に來り攻めたり。十月、西阿興福寺領を押領せしかば、衆徒春日神木を木津に移し、十二月終に京都に動座せり。二年正月、神木在京により、藤原氏謹慎して朝參せず。昨年既に細川顯氏、西阿征討の命を受けしかど、西阿甚だ強盛にして進み兼ねければ、正月二十日、近江の佐々木鏡貞更に直義の命を奉じ、出羽經氏等の兵を率ゐて來り攻む。二月二十九日、細川顯氏亦來りて安部山に陣せり。西阿乃ち進んでこれを攻撃せり。尋て顯氏先づ河合城に向ひ、三月中旬より開戦したるに、城兵能く拒ぎて敵を惱まし、四月十一日、西阿の兵亦來りて顯氏を襲ひ、閏四月七日、南軍又石原田に據りて河合城を拔けしかども、同月十九日、河合城終に陥り、五月二日より北軍開住方面に集りぬ。是れより先、四月五日には、北朝五壇法を仙洞持明殿に修して南都の戦捷を祈り給ひぬ。五月十六日、法眼宣宗の結城親明に與へし書には、和州戒重には猶合戦最中云々、京都にも以此合戦爲安否之間、定猶副勢候歟云々とあり。以て當時の西阿が勢力を想見すべし。かくて五月二十七日、田代基綱開住に夜襲し、戦争益激烈なりしかば、五月三十日に南軍より開住の戦方に酣なれば、小山淨圓に、來月二十日以前に馳せ參ずべしとの命を下せり。六月二十六日に



は、田代顯綱、基綱等來り襲ひ、二十九日には又基綱、天野遠政等の兵竹城を夜襲し、高矢倉の南脇の塀内に責入りて矢倉を焼きつ。七月二日敵遂に開住城に逼り、夜に乗じて急進す、城兵苦戦して、西阿の嫡男木工助等捕獲せられ、西阿等戸賀間外に走りぬ。顯綱遠政を始め、渡邊實等の兵勢に乗じて長驅し、開住、安房、瑯、赤尾、戸賀間諸城皆没落したり。時に興國二年七月三日なり。西阿孤軍を以て大敵に當り、四年の間吉野朝廷の藩屏たりしが、開住陥りし後、終る所を知らず。或はこの時戦死したりしやも知るべからず。太平記には正平三年正月の條になほ西阿の名あり。その子良圓は、この後、四條畷の戦争に戦死したり。父子の忠節類稀なりといふべし。建武元年雜訴決斷所結番交名に雜賀隼人佐入道西阿あり。三輪の高宮氏系圖には神官大三輪勝房入道して西阿と號すとなす。未だ其の當否を知らず。

## 堀信増

堀信増は祐高三代の孫なり。堀氏は元藤原實方より出づ。實方の子長快より四世を経て湛祐に至るまで相繼ぎて熊野の別當たり。湛祐の父湛全は承久三年詔を

奉じて王師に従ひて一方の將たり。軍敗るゝに及び、執へられて殺されき。この時湛祐の弟湛高密に穴生に遁れ、後この地の主となりて氏を岸上又は堀と稱せり。延元元年十月二十八日、後醍醐天皇京都華山院よりこの地に蒙座したまふや、信増その居館を以て皇居とし、長子信通等と與に左右に奉仕して忠勤を抽んでぬ。同年十二月には天皇を奉じて吉野に赴きて宮禁を護衛し、信増は從六位に叙し、右近衛將監に任ぜられ、信通は從六位下左衛門尉となる。後村上天皇の正平四年四月、高師直、師泰大舉して來り寇するに及び、天皇吉野を出て、またこの地に幸し給ひ、先づ岸上の館に御し給ひしが、やがて屋後の岳上に黒木御所を造營し、これに移し奉りぬ。信増この時從四位下に叙し、大膳大夫に任ぜられ、信通内藏頭となり、龍幸近侍に超えたり。信通後に從四位下大膳大夫となりぬ。正平七年正月詔して穴生を賀名生と改稱せしめ、二月車駕男山に幸したまひしに、足利義詮の犯す所となり、敵矢御鎧に及び、賊刃玉體に薄りしを、天皇辛うじて虎口を脱し、遂にまた賀名生の行宮に還幸し給ひぬ。後元中九年、後龜山天皇北朝の請を聽し、神器を後小松天皇に傳へ、南北兩朝統一するに至るまで、舉族南帝に奉仕して、守護の



功臣たりきといふ。以上は吉野郡賀名生村堀氏の家に傳ふる所なり。慶應四年五月、信増が末孫の居宅地は南朝三帝の行在所なり。且つ祖先忠勤を勵みたりとて、大和國鎮撫總督府より租稅六石六斗三升を免ぜられ、明治十六年三月二日には、宮内省より大阪府に金貳百圓を下賜せられて、同地遺跡保存を命ぜらるゝととも、堀重信は左の御沙汰を拜したり。

大阪府大和國吉野郡賀名生和莊田村  
士族 堀 重 信

延元正平之際、其方先祖忠誠を盡し候段、奇特に付、御紋付三組銀盃壹組下賜候事

明治十六年三月二日

宮 内 省

宇陀三將

秋山 芳野

秋山光時

親重

秋山氏は宇陀郡秋山城にあり、芳野氏は東郷壘にあり、澤氏は澤壘にあり。應永年間、澤、秋山の二氏は附近を押領して、頗る勢力あり、芳野氏とともに、伊勢北畠氏に

屬して宇陀三將と稱せられ、宇陀口を鎮して西願の患なからしめたり。筒井氏大和を領するに及びて更にこれに屬し、三家合せて三萬二千石を領せり。南北朝の頃、秋山光時、親直父子あり、南朝の功臣たりきと云ふ。

秋山光時、その先は新羅三郎義光に出づ、七世の祖遠光、加賀美次郎と稱し、治承四年、源頼朝以仁王の令旨を奉じ、平氏を除かんとするや、急に木曾義仲に屬し、平氏を追討し、功を以て信濃守に任ぜらる。故に甲斐より移りて信濃に住せしが、子光朝に至り、更に甲州に還り、南巨摩郡秋山に住す。因て秋山太郎と稱し、子孫世々茲に據守し、玄孫光氏を経て光時に至る。元弘三年、源顯家陸奥守となり、東方を鎮するや、光時その子親直とこれに従軍して、奥羽に轉戦し、顯家を助けて大に功あり。光時は左近將監、親直は右近將監に任ぜらる。爾來父子南朝のために忠勤を勵み、正平の初年、光時父子、急に居城を宇陀郡松山の良位に城きてこれに據れり。これ秋山系譜の傳ふる所なり。

赤埴安頼



赤埴氏も亦赤埴山に城壘を構へて、宇陀の豪族たり。その家譜によれば赤埴安頼その子安朝とともに南朝に事へて軍功あり。安頼の父安證も亦護良親王に従ひて十津川に殉難せりといふ。安朝の後亦伊勢の北畠氏に従ひて功あり。北畠氏没落後筒井氏の麾下に屬し、仍ほ赤埴城に據りぬ。豊臣秀長國中の城地を沒收するに及び、五右衛門尉安忠は一たび宇陀の領主福島孝治に仕へしが、辭し去りて、更に肥前長崎に遊び、明國の醫師に就きて金瘡の治術を學び、その業を以て世に鳴りぬ。遂に赤埴流金瘡醫の元祖となれり。子孫世醫を以て業となして今日に至れり。

二見光遠

正平四年正月十一日、南朝、大和の人左衛門尉二見光遠を從五位に叙せり。蓋し亦南朝の忠臣なり。南北對立に際し、大和國內に志を南朝に致し、もの固より極めて多かりしなるべし。しかも、南朝の文書多く散逸して見るべからず。今、大和二見所藏の文書に左の奉書あるは頗る稀有の例なり。

正平四年正月十日宣旨

左衛門尉源光遠

宜叙從五位下

藏人左少辨藤原正雄奉

光遠の事蹟一も考ふべきものなしと雖も、特にこゝに掲げて以て無名の忠臣を代表せしむ。

朴翁

朴翁は昨木の隱士、亭叟子又遊和軒と號し、古今の文學に通じたり。後村上帝に従ひて吉野に居りしに、偶、山名時氏、足利直冬を主將と仰ぎて、足利尊氏、義詮等に對抗せんとす。然るに、尊氏は直冬の父なるが上に、北朝の天皇を擁したれば、不忠不孝の名も恐れありとて、南朝の繪旨を得て、尊氏を討たんことを請ひぬ。南朝これを聽して繪旨を賜ひて、京都を復せしめんとせり。朴翁聞きて歎じて曰く、天下の治亂興亡天理によらずといふことなし。古よりいへることあり、忠臣を求むるに



は必ず孝子の門に於てせよと。苟くも親に孝なれば賢ならずとも登庸すべし。若しこれに反せば勤功閑歴ありとも何ぞ任命するに足らんや。直冬は父を弑はんが爲めに王命を假らんとするものなり。然るに朝廷これを容れて大將の號を下さるゝこと甚だいはれなし。假令この戦一旦克つことありともその功は永く遂ぐべからずと。後果して言の如くなりき。

### 播磨法橋

播磨法橋は名を實圓といひ、書に巧なりき。泰致真が書ける法隆寺繪殿の太子傳の繪、二百七十年を経て破損せしかば、延元三年實圓始めてこれを修補せり。これ初度の修補なり。太子傳の繪は、その後修補を加ふること二三回にして、天明六年に至り、二枚折屏風に張り移し、綱封倉に納めたりといふ。

### 祐高

祐高は南都の繪師なり、法眼に叙せらる。繪所預大藏少輔行忠、繪所采女正、中務少

輔久行、定阿彌、大進法眼の五人と共に高野大師の行狀を圖す。應安七年より康暦元年に至りて成就すと云ふ。

### 小牛清光

小牛清光は面打なり、後醍醐天皇の永和年間の人、大和國竹田に住す、假面十作の一なり。

### 岩井善助

岩井善助は應永年間の人にして、奈良團扇の創製者なり。その祖先は甲冑師なりしが、善助に至り軍配團扇に象りて團扇を案出し、爾後代々團扇製造を業とせり。年々奈良役所より幕府へ献上せし團扇は、總て同家の製作に係り、安政の頃まで外國交易品として輸出せしとぞ。十六世善三郎に至りその製法は世に擴がり、奈良團扇は今尙ほ一の名産たり。



### 室町安土桃山時代

#### 一、南朝の餘黨

南北合一の議既に成りて、神器は後小松天皇に傳はりぬ。南帝は嵯峨の大覺寺に入りて御落飾あり、御法諱を金剛心と申し奉りぬ。かくて、足利義滿も時に仙洞に参りて慰め奉りぬれば、南朝に黨せし人々も、今は舊領に安堵しつ、さしもに志深かりし伊勢國司さへ、義滿の一字を受けて義泰と改め、一族叙爵の恩典を蒙る有様なりけれど、なほ鎮西信州野州奥州を初めとして、遠國には竊かに大覺寺派の恢復を志すものなきにはあらざりけり。且つや、吉野郡吉野の郷は、仙洞の御領となりしかば、この地に籠り居て、北朝の粟を食まじと契りし人々も、尠からざりけん。十津川記には、四條三位資行、日野右少辨邦氏、中園左衛門佐宗頼、越智通頼、楠正秀、和田正高、橋本兵庫助、三輪左衛門尉、宇野掃部介などの籠居せしよしを記せるも、浮きたることにはあらじと見ゆれど、なほ確なる傳へなきこそ口惜しけれ。



總て室町時代の記録には、南朝に志ある者を悪し様に書きなすのみか、それ等は大方傳はらぬが多かるべし。されば、兩朝合一の一條件として、或は南北兩統迭立の議などもやありつらんと覺ゆれど、これはた確なる史料に見ゆる所なし。只南方記傳に、後龜山天皇の太子寛成親王が東宮に立ち給へりと記したれば、南朝恩顧の輩は、迭立の約ありと確信したりけん。天皇の御讓位ある毎に、南朝の餘黨屢、擾亂しつ、擾亂ある毎に、吉野附近の人々は必ずこれが與黨として立ちぬ。

應永十五年、將軍義滿薨ずるや、後村上天皇の皇子説成親王とて、後龜山上皇京都に御還幸の後も、吉野郡河上郷に御座し、が、河上三村の黨與を率ゐて、恢復を圖り給ひしかど、吉野吉水院などはこれに與せずして、却つて寺家總郷の者ども集ひ起つて責め圍みしかば、直ちに御降伏ありき。

越えて二年、應永十七年十一月二十七日、後龜山院は嵯峨を出て、吉野に入らせ給ひぬ。義滿薨去後、御供御菲薄なりしが爲なりと傳へらるれど、寢に上野宮のことあり、このほどにも新田氏の後裔の鎌倉に事を舉げんとせしことあり、二十年には伊達氏の亂あり、二十一年には伊勢の國司の動亂あり、皆南朝に志あるもの

なりしことを思へば、これ亦或は遠大の御企なりしやも計り難かり。されど、何處の亂れも程なく静まりて、二十三年九月十六日といふに、管領等の周旋にて、御領ども故の如く奉ることとなりて、御還幸ありき。

さて、かの伊勢の動亂は、應永十九年後小松天皇が御位を同じ持明院統なる稱光天皇に譲り給ひて、南帝の御後裔が全く疎外せられしに平ならざる者どもが、伊勢の國司北畠滿雅の旗下に集ひしなり。されば、大和の人々も、伊勢志摩の與黨とともに、坂内、木造、阿井賀の諸城に轉戦し、京軍も攻め倦んで見えけるが、かの上野宮説成親王、幕府に説いて講和せしめ給ひぬ。かくて、應永二十年八月、京軍は京師に歸りぬ。この時、更に南方の皇子即位の約ありしといふ説あれど、亦確證を見ず。

かゝる程に、後小松院も崩御あり、御遺跡を御弟小野宮泰成親王御嗣ぎありて、同じく嵯峨に座し、けるが、正長元年七月六日、潜かに伊勢に赴きて北畠氏に依らせ給ひぬ。蓋し、この年の初より、稱光天皇御不豫にして、皇子もましまさねば、竊かに企て給ふ所ありしなるべし。北畠滿雅はかくて再び兵を舉げつ、大和の人々



の馳せ加はれるも例の多かりしなるべし。されど、今度は終に打ち負けて滿雅は討死しぬ。小倉宮は御歸洛あり、幕府は力めてこれを優遇し奉りしかど、なほ南方の宮々には多く御出家を勧め參らせて、御後胤を絶たんとす計りける。南朝の餘黨などかは、これに満足すべき。

伊勢の亂平らぎて幾程もあらぬに、將軍義教は奈良に行きて春日神社に詣てぬ。時に楠木五郎左衛門光正といふもの、法體して南都に忍び居けるが、義教に近よりてこれを刺さんとして、事成らて捕へられぬ。これ永享元年九月十一日なり。光正はやがて斬られにけり。同じき九年に楠木某といふ者河内に兵を起し、かど直ちに亡ぼされぬ。大和の南黨は常に切齒して機をや覗ひたりけん。宛も義滿の第六子義昭、將軍義教と快からず、京師大覺寺にありて、竊かに南方の軍を誘ひて義教を傾けんとす。時に大和の越智維通は、幕府の爲にその邑を逐はれて、流浪したりけるが、事次第に詳かなり。こゝに於てか、その殘黨を拾收して再び奮起せり。永享九年、越智維通高取城に據りて、勢頗る張りぬ。將軍諸將を遣してこれを攻むれども容易く降す能はず、遂に親ら出征せんとせり。時に義昭は豫め後村上天皇

の御孫圓胤と謀りて京師を亂さんとす。機未だ熟せずして發覺せしかば、義昭は王子と與に越智氏に投じぬ。乃ち又王子を奉じて兵を天河に擧げて、多武峰なる越智氏と相呼應せしが、越智維通敗走して、謀又成らざりき。

南朝の餘黨は數度の擾亂に失敗を重ねたれど、なほ吉野の山深き邊りに時機を窺へるものあり。嘉吉元年の禁闕の變は蓋しその最後の爆發なり。時に將軍義教弑せられ、義勝嗣いで立ちたれども、幼弱にして諸將危懼を懐くに方りて、亦俄に薨じぬ。八歳の義成はこの間に擁立せられたり。これ實に幕府危急の秋にして、南黨の當に蹴起すべき機にあらずや。果然吉野十津川の殘黨は、河内、紀伊の國人を語らひ、萬壽寺にまし、し金藏主を擁して京師を犯さんとせり。金藏主乃ち還俗して尊秀王と名乗り給ふ。王は小倉宮の御子なり。時に京師にては日野有光、豫て足利家に快からざりしかば、内裏にありてこれに内應せり。或は曰く、有光これが謀主なりと。

嘉吉三年九月二十三日の夜、南軍は大和の越智某、及び楠木二郎に率ゐられ、火を禁中に放ちて神器を奪ひぬ。蓋し振古未曾有の變なり。幕府の兵變を聞いて馳せ



集りければ南軍は叡山に遁れて、越智楠木等戦死し、尊秀王も自殺せられ、有光も誅せられ、神鏡、神劍も禁裡に復しけれど、唯神璽のみは南軍の手に残りぬ。南軍乃ち神璽を奉じて大和國吉野郡北山に走り、文安元年圓胤大僧正の宮を奉じければ、近國の殘黨復びこゝに集ひて、餘勢紀伊に及びぬ。畠山持國等の兵屢來り攻む、南軍能く防ぎて、久しく紀伊の湯淺城を保ちたりしが、文安四年十二月城陷り、南軍の將士多く戦死し、圓胤も亦自盡し給ひぬ。

湯淺城既に守を失ひしが、神璽はなほ南軍の手に存せり。楠木雅樂之助これを奉じて又北山に入り、尊秀王の御子一の宮、二の宮を奉ぜり。一の宮は北山莊に御座し、二の宮は河野谷に御座す。世に北山宮、河野宮と申すはこれなり。近郷の士民深く南朝に志を致すのみか、地は大峰大臺原の二大嶺に挟まれて、容易く攻めんやうもなかりけらし、幕府も唯座視する外なかりしに、かの嘉吉の變に亡びたる赤松の家臣等、主家再興の恩に浴せんとして、詭計を運らして宮達を撃ち奉りけり。赤松の浪士に石見太郎左衛門といふものあり、三條内大臣實世に仕へたりしが、主家の罪を贖はんには、北山なる神璽を奪ひて朝廷に奉るに如かじと教へられ

て、やがて同志三十餘人相謀り、大和國宇智郡に往きぬ。時に康正二年十二月なり。偶、徒黨の中に宮に内應するものありて、御警戒嚴重なりしかど、やうく欺き奉ること一年許。翌長祿元年十二月二日雪いと深き真夜中に丹生屋左衛門尉、弟四郎左衛門は、北山に於て一の宮を弑し奉りて神璽を奪ひぬ。同じ夜に、山路を七八里隔てたる河野郷にては、間島彦太郎、上月左近將監、中村彈正忠等二の宮を弑し奉りぬ。北山にては、伺候人井口三郎衛門尉討たれぬ。河野にても、宇野大和守、高野山智莊嚴院弟子定順、同次郎三郎等難に殉じぬ。浪士等は爲途せたりと走り出てけるを、郷民等變を聞いて、これを追ひければ、丹生屋兄弟は伯母谷にて討たれ、中村等も殺されつ、残るも多く雪中の山路に凍死してけり。宮の御首級をも、神璽をも、郷民等に奪ひ返されて、間島、生月等數人、辛うじて京都に遁れ歸りぬ。かの郷民等は如何なる人々に率ゐられけん、口碑には伯母谷莊監などの名を傳ふれど、確なる記録には一も見る所なし。

翌長祿二年八月、浪士の與黨小寺藤兵衛、大和の越智氏と謀り、吉野の郷民を欺きて、神璽を朝廷に奉還せり。南朝の餘黨こゝに至つて一度絶ゆ。南北合一の年を去



ること、實に六十餘年なり。後、應仁の亂に當つて、西軍に迎へられ給ひし小倉宮の御子ありと雖も、唯西軍が名をこれに借りしものたるに過ぎず。事後章に詳なり。

## 二、六方衆の紛争と土寇

藤氏の勢力地に墮ちて、興福寺は既に往日の權勢あることなし。寺僧社人等又これによりて神木の勳座入洛を企つることありと雖も、その要請する所は、例へば、寶徳三年、興福寺の所管兵庫關を幕府に收められんとしてこれに反抗せしが如く、多く幕府の壓迫に對する消極的自營策に過ぎざりしが如し。されば、興福寺の如きも、寺田多く横領せられて、財政の欠乏を感じたること頗る甚しかりしに似たり。而して、その管下たる六方衆は却つて威福を恣にして互に相讎り、黨を樹て、相争へりしを、初には南朝の餘黨のこれと結托するあり。應仁以後に及びては、東西の軍將が迭にこの兩黨を援いて自ら助けんとするありしかば、その紛亂は久しく結びて解けざりしなり。

そも、六方衆、徒とは、六方の末寺の衆徒の義にして、大乘院雜事記によれば、成

亥方、丑寅方、辰巳方、菩提院方、龍華院方、未申方を六方とせり。就中、最も有力なるものは生駒郡の筒井氏、高市郡の越智氏、北葛城郡の箸尾氏、磯城郡の十市氏にしてこれを四家といふ。鎌倉期にあつては、例へば大乘院と一乘院との對悞の如く、大低寺内の權勢ある寺務、別當等を戴いて相争へりしを、寺院の勢力失墜とともに、今は六方衆の私闘となりて、院主も別當も唯手を拱するのみ。

永享元年七月、衆徒豊田中坊井戸某と闘争せり。興福寺の別當はこれを如何ともすること能はず。幕府も亦教書を下し、かど、管に和解せざるのみならず、井戸は筒井氏の族なりければ、筒井氏、十市氏等これを援け、豊田をば越智、箸尾を初め、萬歳、深、秋山の諸族これを援けしかば、紛亂は直ちに大和全國に擴がりぬ。筒井方小勢にして敗戦し、所領多く焼き拂はれぬ。幕府は又座視すること能はず。細川、赤松等をしてこれを平定せしめんとせしかど、事ありて果さず。筒井氏を慰諭して和解せしめぬ。翌年、幕府遂に豊田を討てり。これより、筒井、越智の兩黨常に相反目し、越智の黨は幕府に快からず。

永享三年、筒井順覺又平田莊官箸尾某を攻めて其の城を燒く。幕府箸尾氏を討た



んとして又果さず。翌四年九月、興福寺が幕府の命に應じて、臨時段錢を徴せんとするや、箸尾次郎左衛門、越智維通等兵を起して、興福寺に迫る。土民等亦蜂起してこれに應じ、臨時段錢の裕恕を要請す。筒井順永奈良を防がんとして克たず、走つてその本城に籠りぬ。越智等勝に乗じてこれに迫り、遂に龍田神社を焼きければ、却つて土民等の怒に觸れ、越智も亦一揆の爲に圍まれぬ。幕府乃ち畠山持國、赤松義雅に命じて、越智、箸尾を討たしむ。越智、箸尾支ふること能はず、十一月晦日自ら城を焼いて遁る。兩將南都に凱旋するや、土民その備無きに乗じて、京軍を襲ふ。京軍死するもの數百人。義雅、順永亦傷を蒙りぬ。持國、固より義雅と隙あり、唯自ら衛つて敢て救はんとせざりきといふ。されど、土寇も亦直に平らぎて大和稍静まりぬ。

越智、箸尾は一たび遁走したりと雖も、未だ全くその勢力を失ふには至らず。二三年を出てずして再び強大となりぬ。永享六年八月、筒井順覺、越智維通を攻めて敗死しければ、翌年幕府更に諸將をして維通を討たしめぬ。越智、箸尾又城を焼いて遁る。幕府乃ちその地を遊佐某に賜ひて軍功を賞しぬ。

永享八年、維通又兵を集めて高取城に據る。蓋し足利義昭の旨を承けて、南軍の與黨を嘯集したるなり。こゝ前章に見ゆ。遊佐兵庫これを討つて克たず。九年幕府更に諸將に命じてこれを討たしむ。三月に至つてなほ降す能はず。將軍義教焦慮止まず、自ら出て征せんとせしが、纒かに諫止せられぬ。こゝに於て、また斯波持種、細川持常をして南征せしめたり。力戰正に關なる頃、足利義昭は南方の宮を奉じて、大和に奔り、十年七月、兵を天河に擧げたり。幕府乃ち別に一色義貫、土岐持頼等をして大兵を率ゐて、南征の軍を援けしめたり。

十年八月、諸將遂に維通を多武峯に攻めてこれを焼きければ、越智維通遁逃し、十一年三月遂に捕へられて殺さる。箸尾次郎左衛門亦次で殺され、天河の軍も亦潰走せり。越智氏こゝに亡びしかば、その遺領を楢原某に與へて越智氏を冒さしめたり。

大和の亂はかくて全く平定せしかど、こゝに不思議の事變こそ起りたれ。そは永享十二年五月十五日、京勢なほ大和滯陣中なりけるに、武田信榮、細川持常等、將軍義教の命を受けて、一色義貫、土岐持頼を陣中にて殺したる事なりけり。或は義貫



が南方に内通するよし讒する者ありしが爲なり云へども、遂に信ずべからず。持頼のことに至つては全く傳ふる所なし。

越智維通既に亡びたれど、僅かに一年を隔て、嘉吉元年七月には、維通の子某畠山持國と謀り、榎原氏を撃ちてこれを走らしめぬ。榎原は越智の舊領を賜はつて越智氏を冒したるものなり。かくて越智氏再び起らんとするのみか、京師には嘉吉の大變あり、次て南方の軍起るあり、本前章に詳かなり天下騷然たるに、奈良にも亦成身院光宣、筒井順弘等の紛争ありき。

光宣初め順弘と隙あり、各其の黨を援いて相闘ぎぬ。嘉吉三年に前大僧正經覺幕府と謀りて光宣を罰せしが、翌文安元年には越智某をして光宣とともに筒井の黨をも討たしむるに至りき。時に越智の軍敗れ、經覺懼れて嵯峨に走り、後、古市胤仙等の力によりて奈良に歸りけれど、寺院に安住する能はずして、鬼齒山に城を築かしてこゝに籠居せり。

六月、幕府は、畠山持國の部兵を遣つて僧光宣、筒井順永を討たしめしかど、克つ能はず、空しく兵を斑せり。この混亂に乗じて、持國は宇智郡の興福寺領を冒占し、幕

府は又その所管なる兵庫關を收めんとす。加ふるに東大寺との確執は又爆發し、僧徒等蜂起して東大寺を襲ふあり、衆徒等兵庫關のことに反抗して神木を動座せんとするあり、寶徳三年には奈良の民嘯聚して徳政と稱し、火を放ちて元興寺金堂及び大乘院を焼くあり。室町の政權既に弛廢して、又拾收すること能はず。これ宛も南方の軍が吉野紀伊の間に盛なりし時に當れり。

而來、六方衆は或は兩島山に應じ、或は應仁の東西兩軍に黨して、益黨争を事とする間に、文正元年には土寇の興福寺に迫るあり、翌應仁元年には土寇嘯集して般若寺を焚くあり。稍降つて明應七年に至りては、奈良の土寇又徳政を唱へて紀寺郷を焼くあり。南都の紛擾は殆んどその極に達したりといふべし。

### 三、兩島山と大和の擾亂

畠山家の相續問題より、義就、義政の相對抗するや、越智氏は義就を助け、筒井、箸尾及び成身院光宣等は義政に黨せり。

初め政長細川勝元の後援を得て家督を受くるや、義就は伊賀を経て河内に走り



ぬ。將軍義政の義就を召し還して政長と和解せしむるや、義政又これに平ならずして河内に走りぬ。義就詔を奉じ、義政を追撃するに方りて、兼て相反したりし大和の兩黨は忽ちこの兩軍に投ぜり。畠田林の役、越智家榮義就の軍にあり。筒井順永、箸尾某、成身院光宣等は政長に黨して、敗走せり。時に康正元年七月なり。義就、政長は幕府の命によつて和解したれど、義就はなほ筒井、箸尾、成身院等の政長を抜けしを憤り、この年八月、兵を遣して追討し、宇智郡を收め、鬼齒城を毀ち、越智家榮をして更に城を築いて居らしめたり。長祿三年、筒井、箸尾、成身院等、細川勝元に依つてその舊領を復せんとす。幕府これを許し、大乘院に令して越智氏を諭してこれを還附せしめんとせしが、越智應せず。義就は舊誼を思うて越智を助く、義就の兵未だ到らざるに、筒井の黨、越智家榮を佐味城に圍みてこれを走らせた

り。

細川勝元即ち義就の幕命に抗して越智を援けんとせしことを訴ふ。時に將軍義政、偶、義就に含む所ありければ、義就又京師を去つて河内に入る。幕府大乘院及び長谷寺の僧徒にこれが追討を命じ、且つ政長をして奈良に赴きて大和の兵を統べしめたり。

寛正元年十月十日、兩軍大に龍田に戦ふ。筒井順永、僧光宣等よく戦ひて、義就の兵河内に退き、更に紀伊に走る。大和の諸將、政長に屬するもの皆追撃して高野に逼る。連戦四年、遂に義就を獲る能はざりき。

この時に方りて、京都にては、山名、細川の軋轢あり、山名宗全は義就を援いて自ら助けんとす。政長、夙に細川勝元とよし。義就、政長の對抗は、こゝに更に應仁の大亂と變じぬ。されば、越智氏又義就に屬して西軍に應じ、筒井、箸尾の黨は政長を奉じて東軍に屬したりき。

應仁の亂は、我國上下二千年を通じて曾て見るべからざる大亂なり。應仁元年より文明九年まで十一年に涉つて、本邦文化の中心たりし王城の地は、全く修羅の巷と化しぬ。東は信遠、越の諸國より、西防、長諸州に至るまで、全國三の二の豪族はその精銳を盡して京都に集ひぬ。境を山城に接するの國、何ぞその慘害を免かれんや。流石に興福、東大の寺院は、幽けき佛威に護られて、縉紳流寓の地となりつ、一條兼良を始めとして當代の名流の大乘院に隱るゝも多かりけれど、これを和州



の大體より見れば、こゝも亦東西兩軍馳聘の地なりしなり。

義就の紀州に敗走するや、遠智家榮も一時幕府の制令を奉じ、十市遠清等とともに河内の若江城を守りて、義就の殘黨に備へしことありしが、文正元年八月、義就が吉野を出て、壺坂寺に陣するに及び、直ちにこれに應じぬ。筒井順永、成身院光宣等幕命によりて壺坂に迫れば、遠智家榮は義就の命を受けて布施、高田等を攻めて都郷を焼く。成身院は上洛して急を政長等に訴へ、筒井の黨多武峰僧兵等越智を攻むれども克たず、順永は箸尾城に入り、家榮進みて大智寺に陣す。義就又河内に歸りて勢漸く振ひぬ。十一月、義就山名宗全に迎へられて京師に歸りぬ。應仁の大亂はこの翌年を以つて起れり。

軍未だ發せざるに先つて、元年三月、義就の兵成身院の徒を嵯峨に要撃して數人を斃しぬ。この成身院こそは、東西兩軍對峙して未だ動かざるに、先づ一色を襲うて正實坊を奪ひし勇僧なりけれ。されば、五月二十六日、開戦に當つては、成身院等と一色義直との激戦日を累ねて、所在盡く兵燹に罹りしといふ。

かゝりければ、和州の兵も京都に馳せ參るもの多く、古市家則の如きも、西軍に徵

されて上洛し、筒井氏は軍糧を奈良に課せり。さもあれ、大和の豪族と稱するものも皆微弱にして、この大戦の主力となるに足るものあることなく、文明元年、成身院光宣も大和に還りぬ。

折しも、この擾亂を機として、後醍醐天皇の後裔なる日尊の、故小倉王の裔某を奉じて兵を擧げらるゝあり。文明二年三月、明暦と建元して紀州藤白に軍す。義就の黨與多く來り投じぬ。六月、朝廷南都七大寺に勅して干戈平定を祈らしめ、又東大寺妙樂寺等に令して南朝の與黨を討たしめ、東軍亦政長をしてこれを征せしむ。時に政長河内にあり、若江、譽田兩城を守り、越智家榮等と相戦ふ。別別西軍の仁木教將等筒井氏と木津近傍に戦へりしなり。十二月六日、政長日尊を斬つて首を京師に傳ふ。されど、小倉宮の御子はなほ越智氏に擁せられて、橘寺近傍に御座し、近郷の豪族亦これに従ふもの多かりき。

文明三年八月、西軍は小倉宮の御子を壺坂寺より迎へて主となしぬ。蓋し、東軍は將軍を擁し皇室を奉じて、名分の堂々たるものあり、西軍のこれに拮抗すべきものなきを憂ひて、ことさらに南北朝對抗の名を假らんとせしなりけり。



こゝに越智家榮の奉ぜし宮は、よしや名のみなりとも、西軍の主となり給ひぬるを、其の後如何し給ひけん、絶えて知るべからず。

さもあれ、この事件は、西軍に對する越智氏の偉勳なり、その勢従つて漸く強大ならんとするものありしなるべし。こゝに於いて、筒井順永は諸國の將士又は吉野、奈良等の僧徒の南朝に應ぜんとするものを警戒し、東軍は更に大乘院、一乘院に越智討伐を命ぜり、討伐功を奏せず、唯紛擾を重ねるのみ。文明六年七月、越智家榮、古市家則とともに大内政弘の募に應じ、兵を率ゐて上洛す。これより大内氏頻りに南都の争亂に關涉せるに似たり。

かゝる程に、國內にては、越智の黨なる古市、吐田、萬歳等、筒井の黨なる十市、楢原、箸尾等と各地に轉戦し、河内なる遊佐氏は越智に應じ、布施氏は筒井に黨し、屢、兵を大和に進めたり。文明七年五月、大内政弘の兵相樂に陣して、大和の東軍爲に威壓せられんとするや、筒井黨兵を木津に出しぬ。五月十四日、十市、遠清、箸尾爲國等、越智家榮、古市胤榮等と春日社前に戦ひて大に之を破る。筒井舜覺等亦大内政弘の兵を木津及び天神河原に走らせ、大和の東軍一時その勢を張りたりしが、六月筒

井舜覺は萬歳と戦ひて河内に敗走し、十市、楢原は吐田と戦ひて克たず、筒井、箸尾等も亦京都の東軍を迎へ撃つて、奮戦せしが、筒井等の一類多く戦死して西軍の黨又振ひぬ。

さる程に、京都にては、東西兩軍の首領去ぬる五年に歿してより、兩軍倦怠の色あり。ことには西軍の諸侯の降を東軍なる將軍に乞ふもの多かりければ、西軍の重鎮たりし畠山義就、大内政弘等も、亦如何ともすること能はず、義就は、殊死激闘して勝敗を一時に決せんと欲し、その妻子を大和の越智に託せんとせしことありしが、果さざりき。されど大内政弘さへ終に東軍に降つて、領國に歸るべき形勢に立ち到りしかば、義就は文明九年九月二十二日を以て河内に去りぬ。蓋し徐に再舉を策せんとせしなり。

こゝに於いてか、義就政長の争は又もや近畿地方に起りて、寛正の紛亂を再顯し來れり。

九月二十八日、政長の軍は一たび義就を河内に破りたりけれど、忽にして、義就の軍勢を得て遊佐、畠田、古市等潰走し、木津を守りし筒井の兵も、こともなくて没落



してければ、越智家榮は來つて奈良を占領せり。文明十八年六月八日、畠山義就河内を出て、越智家榮の第に至りぬ。蓋し戦勝を祝するなり。抑、大和の北方奈良附近の地は常に筒井黨の根據にして、越智氏は南方宇智郡より高取地方に勢力ありしなり。されば、興福寺の徒今止を得ずして、越智の支配を受け、なほ常に兩端を保持しけり。大乘院寺社雜事記に、越智方よりも命令あり、筒井方よりも内々に申し附くることありて、大方安堵の思なしとあるは、よく當時の情況を盡すものといふべし。九月の頃、四恩院の僧徒、箸尾の法師等、家榮を咒咀して捕へられぬるは、流石に久しき名残とて、筒井黨に心を寄する僧徒も尠なからざりしが爲なるべし。これより兩黨交、奈良に税を課して相争ひ、越智、古市對筒井、十市、成身院等の合戦所在に起りて、寧日なかりしが、筒井黨今ははかどしき根據地もなく、浪人一揆の如き姿なる上に、越智には義就の後援ありければ、大抵筒井黨の敗に予歸しける。中にも文明十三年七月は、筒井順尊、箸尾爲國、十市、遠相、成身院、順盛等一舉して舊業を恢復せんとし、一齊に蜂起せるが、越智、古市等これを防ぎて、二十三日、戒重に激戦して、多武峯に潰走せしめたり。筒井の黨こゝに於てか殆んど屏息せんと

し。越智、古市等専態度なし。翌十四年五月、興福寺僧徒書を政長に贈りて、越智、古市を征せんことを請ふ。幕議これを可として、六月、興福寺をして先づ義就を討たしむ。筒井の殘黨等河内に向はんとせしが、洪水ありて果さず。時に前將軍義政亦書を畠山政長に賜ひて、義就を討たしめんとす。越智家榮、錢千餘貫を奉りて、義就の罪を贖はんことを請ふ。幕府省みず、八月更に長谷寺、吉野の衆徒に従軍を命じ、政長をして自ら兵を率ゐて河内に入らしむ。越智はその勢に敵し難く、退いて其の第に入りぬれば、筒井黨の浪士又大和に歸りてその故地に據りぬ。政長、義就は河内守口城に戦ひて、勝敗未だ分れざるに、伊勢國司北畠滿雅の孫、政郷、義就に應じて、その部將澤某、秋山某を遣して、十市、箸尾兩郷に火を縱ちぬ。大和河内の紛亂は更に伊勢に及びぬるなり。

大和國內は、この後又所在黨争を絶たねど、越智の一黨、流石に優勢にして、箸尾爲國の如きも、義就に降りて、越智に黨しぬ。されど、幕府よりは齋藤彦次郎等の軍を、南山城に向はしめければ、古市以下、越智一黨の軍、この方面に當りて頗る苦戦し、國內にても越智黨の多田某、筒井黨の早山某と戦つて降伏するあり。兩黨の勢再



び相匹敵せんとせり。長享元年十月、越智家榮、古市澄胤は、江州征伐の陣中にあつて、將軍義尙の寵臣たる結城尙隆に就いて、舊罪を謝して、從軍を聽されんことを請ひぬ。蓋し、小黨を以て久しく幕府に反抗するの得策ならざるを感ぜしなり。幕府聽さず。二年十月、將軍、筒井順尊に命じて、越智を討たしめけり。

かく兩黨の對抗依然たれど、これより先、長享元年九月、政長將軍とともに江州に奔りてより、義就政長の争も、自ら休戦の姿にて、長享、延徳も過ぎぬ。明應と政元ありてより二年、當時復、管領の職にありし政長は、將軍義種に勸めて、義就の子義豊を征せしめぬ。蓋し、義就死して、その勢微弱なるに乗せんとせしなりき。

二年二月十五日、將軍義種、政長以下諸將を率ゐて河内に嚮ふ。大和は筒井一黨成身院順盛等の國人をして征せしめしが、高山、郡山、小泉、龍田等の諸城數日にして皆潰え、義豊に黨せし越智古市等將に支ふる能はざらんとせり。

折しも京師に大變動あり、兼て政長の政敵たりし細川政元は、足利義選を擁立して、義種を廢し、依て以て政長を失はんとし、三月二十日、密使を大和に遣し、越智古市に告ぐ。四月、政元の黨與大舉して、政長を河内に攻めてこれを殺す。將軍義種、幽

囚せられ、政長の子尙順繼に逃れて紀伊に入りぬ。こゝに於いて越智黨又勢を得て、餘威河内及び山城の南部に及び、古市澄胤の如きは專横を極めて、政元の制令にだに從はず。秋篠某の政元の命によつて秋篠に歸らんとするを拒み、或は山城相樂綴喜の守護伊勢氏の請を容れて、政元の部下の其地に在るものを討つに至りぬ。政元自衛に急にしてこれを責むる能はず。

明應六年十月に至り、政長の子尙順興黨を集めて、義豊を河内の高屋城に攻めてこれを走らす。筒井黨又大和に入りて大に古市越智を撃破す。翌月、筒井黨河内に入り、尙順と軍を合せて再び義豊の軍を破る。時に古市澄胤は、福住白毫寺に敗戦して笠置に退きたりしが、筒井の軍は捷に乗じて越智家榮の軍を壺坂寺に攻め、尙順亦大和に來つて萬歳に陣しければ、家榮遂に吉野に走りぬ。こゝに筒井黨はその勢力を恢復せりと雖も、固より未だ全國を統一するには至らざりき。

八年正月、尙順、義豊を河内正覺寺に殺しぬ。義英、義豊の後を承くと雖も、勢力又昨の如くならず。義英の黨越智家榮、箸尾爲國等、この十月を以て筒井黨と和せんとしたり。筒井黨亦河内の事變ごとに徵發せられて、殆んどその勢に堪へざりけん。



筒井、十市、成身院、楢原等皆これに賛して、各奮領を守りて河内のことに干與せざること約せんとす。唯筒井黨は多武峯の故障ありて果さざりき。國內の諸黨は媾和の志ありけれど、河内なる尙順は固より筒井黨を引いて自ら援けんとし、京都なる細川政元は越智、古市を利用して、尙順を征せんとす。明應八年十二月、幕府乃ち赤澤朝經を遣りて筒井黨を討たしむ。朝經大に秋篠に戦つて、敵軍を潰走せしめ、兵を縱つて所在を鹵掠す。奈良の如きは、院家、僧房、寺中、民舍を問はず、朝經の手の者亂れ入りて前代未聞の狼藉なりしといふ。かくて筒井黨は多く河内に走り、赤澤朝經の兵留つて大和を守り、且つ社寺の地を冒占して還さざりしかば、文龜二年七月、南都の五社七堂七寺皆門を閉ぢて、幕府に愁訴するに至りぬ。

時しも細川氏の内訌あり、朝經の警戒稍弛ぶに乗じ、筒井黨は河内より還りぬ。永正元年九月、興福寺別當光慶、越智家全と謀りて、筒井黨と古市とを輯睦せしめんとせり。蓋し越智氏は明應以來夙に國內の和平を計り、秋篠の役にも華々しく活動せず、文龜二年朝經が楊本戒重を撃たんとせし時にも、調停の勞を取りければ、

今大和の諸黨中、専ら京軍に心を寄する者は古市氏のみなりしなり。さるに、輯睦の議遂に成らざりけん、是月筒井氏古市澄胤父子を撃つてこれを走らす。越智の軍も亦敗れぬ。京軍來り援げけれども、及ぶ能はざりき。翌月細川の軍又來つて筒井を討ちけれど、はかくしき勝敗もなかりき。

翌永正二年、筒井黨遂に越智黨と和し、春日社前に盟約す。蓋し、去ぬる明應八年の和議こゝに至つて成れるなり。

されば、この年十一月、細川の兵士、畠山義英を河内に討たんとするや、興福寺衆徒、筒井、越智等相謀りて、その兵士をして大和を経由せざらしめんとし、國內の將士皆從軍を拒みけり。こゝに於いて、幕府又赤澤朝經に命じて來り征せしむ。

初、成身院順盛、朝經の軍再び寺社を鹵掠せんことを愁ひ、細川政元に就きて兵士の掠奪を禁制し、且つその黨筒井順賢の罪を宥さんことを請ひしに、幕府これを聽し、が、永正三年七月朝經の木津に抵るや、筒井氏亦大和の諸黨とともに逆戦せしかば、順盛安んずる能はずして筒井の軍に投じぬ。かくて大和の諸黨中、京軍に屬するものは唯古市氏のみなりき。越智筒井の聯合軍は七月二十八日京軍の



先鋒を破り、主將朝經の弟を殺して高田城を奪ひけれど、朝經の大軍には終に抗すべくもあらで數日にして崩潰しければ、京軍又國內に亂れ入りて秋篠、寶來、郡山、西京以下風を望みて潰ゆ。朝經進みて郡山に次す、筒井成身院は井戸城をも棄て、奔りぬ。朝經轉じて戒重に向ふ、越智の黨亦支ふること能はずして潰走す。時に八月十一日、朝經大和に入りしより僅に十日なり。十六日、筒井順賢、東山内より出て、火を所在に放ち、古市胤盛の軍を逐うて奈良に入りぬ。國內の諸士來り會するもの多く、朝經の軍一時その後方を遮斷せられ、軍糧缺乏して稍苦しみけれど、朝經軍を反して直ちにこれを走らしぬ。筒井黨は山邊郡吐山に保し、十市、箸尾等は多武峯にあり、多武峯嶮に據つて、守備頗る堅く、三好之長の軍京都より來り援けけれど、抜く能はざりしが、會、乘徒の叛くものあり、全山忽ち焚燬せり、時に九月五日なり。朝經乃ち更に龍門莊、東山内寺に放火し、兵を分ちて奈良に置き、て京都に還りぬ。朝經、或は多武峯に錢を寄附して神殿再造に資し、或は春日神社に詣て、信貴山の毘沙門堂に賽せしなどを見れば、神佛を崇めざるにはあらねど、その兵精悍にして、狼藉甚しかりければ、社寺争つて米錢を賂ひぬ。今國內略平定する

に及びて、社寺の所領を横奪して還さず、春日神社も神供米なきに因り祭儀を停むるに至りぬ。

永正四年六月、細川政元弑せられ、赤澤朝經も亦丹後の陣に歿しぬ。細川氏の兵の高屋城を守るもの、こゝに於てか瓦解して去り、畠山義英河内を收めければ、筒井越智の黨又蜂起して、朝經の兵を逐ひぬ。

時に京師には澄元對澄之の黨争あり。八月、細川澄元の黨赤澤長經をして大和を討たしめんとす。大和の諸士兵を收めて去りぬ。翌五年、長經、古市澄胤等又奈良に入りて筒井氏を撃破しけるが、進んで河内に畠山尙順と戦ふに及びて、長經の軍敗れて、古市澄胤以下數百人戦死し、長經は大和初瀬に走りぬ。尙順の兵北ぐるを追うてこれを擒にす。こゝに於て和州稍平なりき。

永正十三年十月、越智家全、古市某とともに筒井順盛を討つてこれを走らしむ。筒井越智兩黨の輯睦又破れて、古市は奮によつて越智に黨せるなり。その原因詳ならずと雖も、これより越智の黨は河内なる畠山義英に屬し、筒井は畠山尙順の子、稀長に與せり。翌年、幕府越智の黨を伐たんとす。筒井順盛、幕命を待たず、兵を率ゐ